

第 8 回 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 次第

日 時：平成 23 年 12 月 17 日（土）
午後 1 時から

場 所：市役所 8 階大会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 第 7 回審議会の審議結果等について（報告）
- (2) 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（その 5）
- (3) その他

3 閉 会

配 布 資 料 一 覧

第 7 回審議会の審議結果等について（報告）

資料 8 - 1 - 1 第 7 回審議会の審議結果について

資料 8 - 1 - 2 第 7 回審議会の会議録

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について

資料 8 - 2 - 1 野田市一般廃棄物処理基本計画（素案）

* 基本計画（素案）は、追って送付させていただきます。

第 7 回審議会の審議結果について

1 審議結果について

第 7 回審議会では、前回審議できなかった残りの施策の体系(ごみ処理システムの整備・拡充、環境保全意識の普及啓発)や減量目標とごみ量予測を中心に審議した。

審議の結果、基本方針については、「市民・事業者・行政の協働による資源循環社会への更なる推進」とし、減量目標については、目標年度である平成 33 年度には基準年度である平成 22 年度に対して 1 人 1 日当たりの排出量として、30%の削減を目標とすることとした。

今回の審議会にて一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の骨子案の意見集約が終了したことから、再度、学識経験者にて骨子案の取りまとめを行い、次回の審議会では、骨子案の肉付けという形でとりまとめられた素案を提示し審議することとした。

なお、サブテーマについては、基本計画の素案と併せてパブリックコメントにより市民公募することとし、その結果を踏まえて改めて審議することとした。

2 審議会の会議録について

第 7 回の議事録署名委員は、大柴由紀委員と高梨守委員とした。

3 次回の審議会について

次回第 8 回審議会は、平成 23 年 12 月 17 日(土)午後 1 時からの開催とした。

会 議 録

会 議 名	平成 2 3 年度第 7 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	(1) 第 6 回審議会の審議結果等について（報告） (2) 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について （その 4） (3) その他
日 時	平成 2 3 年 1 1 月 2 7 日（日） 午後 1 時 0 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
場 所	野田市役所 8 階大会議室
出席委員氏名	立本 英機、鎌野 邦樹、富所 富男、瀧 和夫、 石塚 一男、那須野 平一、佐藤 盛、江原 敬二、 大柴 由紀、笹木 勝利、知久 浩、千葉 美佐子、 平井 和子、古橋 秀夫、松島 高士、柳 掬一郎、 横張 一郎、石原 義雄、小倉 妙子、長南 博邦、 小俣 文宣、小室 美枝子、高梨 守、竹内 美穂、 鶴岡 潔、中村 利久、松本 睦男
欠席委員氏名	恵 小百合、岡田 稔、青木 重、小暮 正男
事務局	今村 繁（総務部長兼新清掃工場建設支援担当）、齊藤 清春 （環境部長）、小室 照之（環境部次長兼清掃計画課長）、高 橋 宏之（清掃第一課長補佐）、大和 一夫（関宿クリーンセ ンター長）、中村 清八（関宿クリーンセンター主幹兼補佐兼 収集係長）、菅野 透（清掃計画課長補佐）、柳 正幸（清掃 計画課ごみ減量係長）、皆川 賢一（清掃計画課計画係長）、 知久 友行（清掃計画課主任技師）、小沼 京治（清掃計画課 主任主事）、中山 高裕（清掃計画課主任技師）、岡田 勇貴 （清掃計画課主任主事） オブザーバー：中外テクノス株式会社 3 名
傍 聴 者	9 名
議 事	平成 2 3 年度第 7 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 の会議結果は次のとおりである。

1 開会

立本会長

定刻になりましたので、これより第7回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会を開催させていただきます。お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。本審議会は公開となっておりますので、傍聴人の方がおいででしたら入っていただいでください。

(傍聴人入場)

立本会長

傍聴人の方をお願いを申し上げます。お手元の傍聴券の裏に注意事項等が書いてあると思いますが、それを守っていただき、会議がスムーズにいくようにご協力をお願いしたいと思います。

最初に事務局より発言を求められております。

清掃計画課長補佐

事務局より、本日の議事進行前に何点がご報告をさせていただきます。本日の審議会は、委員総数31名のうち26名出席をいただいています。半数以上の出席ですので、条例の規定により会議の成立をご報告申し上げます。本日の欠席委員ですが、恵委員、岡田委員、青木委員、小暮委員の4名が所用のため欠席でございます。なお、小倉委員より遅参の報告を受けてございます。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。既に2回に分けて郵送した資料に加え、お手元に第6回審議会の会議録の議事録署名の写しと、松島委員、笹木委員、小室委員からの提案書面、自治会回覧及び公共施設備え付け用の第5回並びに第6回審議会の報告、減量目標等ごみの予測の資料を追加しています。なお、会議録の前回の内容でございますが、議事録署名委員から漢字変換の誤りのご指摘がございましたので、事務局でおわびの上訂正させていただきます。

本日も議事録作成のために録音しております。なお、本日の会議につきましては、3名の傍聴の申し出がございましたので、あらかじめ入室を許可してございます。

会議に先立ちまして事務局からの報告事項は以上ですので、このあとの議事進行は立本会長のほうでよろしく願いいたします。

2 議事

(1) 第 6 回審議会の審議結果等について (報告)

(2) 野田市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編) について (その 4)

立本会長

最初に、第 6 回審議会の審議結果につきまして、すでに郵送等で届けられたと思います。各自目を通していただいて、事務局からの説明は省略させていただきます。会議録等は野田市のホームページ等で公表されていますので、参考にしていいただければと思います。また、議事録署名委員からの訂正につきましては先ほどの事務局からの説明で報告ということにさせていただきたいと思います。

今日は、野田市一般廃棄物処理基本計画について、前回の続きから進めたいと思います。続きというのは、資料 7 - 2 - 1 の 5 ページ以降から終わりまで進めたのち、最初に戻って追加の意見、提案等を受けたいと思います。

5 ページの「ごみ処理システムの整備・拡充」という大項目から前回と同じように確認をしながら進めたいと思います。

まず、「ごみ処理システムの整備・拡充」では、ごみ処理の現状を再検討し、処理システムの構築を図る。新たな処理システムについて必要に応じて検討の場を設けるということです。何をするかというと、「新清掃工場の建設」、「新不燃物処理施設の建設」、「公害防止対策の徹底」と「生ごみ処理施設整備の検討」ということで、「堆肥化」、「乾燥」、「HDM システム等による減容化」とし、「焼却灰のリサイクル推進」、「最終処分場の建設」ということでご意見等をいただきたいと思います。

最初に、資料の 7 ページの次の江原委員から提案についてご説明をお願いしますか。

江原委員

新清掃工場の建設に関する候補地選定については今後の基本計画の中身として話したいと思います。骨子案の項目の「新清掃工場の建設」は、このままで結構です。「新不燃物処理施設の建設」は、既に作っており、「公害防止対策の徹底」も骨子案の項目としては結構です。ここに書いてあるのは、目を通していただき、次の参考にしていいただければありがたいと思います。

「生ごみ処理施設整備の検討」の 3 項目とも結構だと思いますが、検討する中で堆肥の塩害の対策があるので、コンポストの場合はチェックする必要があります。また、乾燥、HDM システムは設備費、事業費、経費がかかるので、項目はこのとおりで結構ですが、検討する必要があります。「焼却灰のリサイクル推進」、「最終処分場の建設」も今回の候補地の選定の答申ということで、項目のみを残すということでよいと考えます。

石原委員

「生ごみ処理施設整備の検討」で「検討」となっておりますが、処理施設の整備に向けて、専門委員会あるいはプロジェクトチームを設置するなど、具体的にし、学校給食の生ごみの堆肥化や事業別の対策があるため、「検討」ではなく、「整備に向けての専門委員会を設置」と訂正していただけたらと思います。

立本会長

ありがとうございました。皆さんの提案書類を先に処理しようと思いましたが、前後しました。今の発言は生きているということで、順番が前後しますが小室委員、説明をお願いします。

小室委員

提案に関してはお読みいただければいいかと思います。ただ、「生ごみ処理施設整備の検討」で、この審議会としては、生ごみの堆肥化について、推進するか否かという方向性を決定してからの検討か、堆肥化を前提とした検討か明確にしたほうがいいかと思います。

立本会長

事前提出資料の説明で笹木委員お願いいたします。

笹木委員

タイトルに「ごみ処理システム」とありますが、システムとなるとごみの発生の抑制から最終処分までのプロセスと考え、最初に「ごみ発生の抑制」とし、次に、「生ごみの減量処理施設」としました。「生ごみの減量処理施設」の中身はいただいた資料と変わっていませんが、乾燥により約5分の1になると言われており、乾燥したものを肥料化することでさらに減量すると思い、あえて言わせていただきました。「HDMシステム」は、24時間で90%ぐらい水分が飛んで減量できる有効な処理方法だと思います。事務局でもこの効果を調べてあれば、あとで説明していただきたいと思います。

次の「新清掃工場の建設」の1つは公害防止として自主基準を設けていなければ、東京都をはじめ各自治体が自主基準値を設け厳しく濃度並びに物質のアイテムを追加しており、住民説明の説得の材料になるという気がしてここに書きました。

「不燃物処理施設」は、圧縮減容化を現在やっているなら構いませんが、あえて書かせていただきました。

立本会長

大枠で最初に示した案と代案が出ました。手順が前後しているということで

笹木委員が提案された内容と、原案に大きな差はございませんが、書き方、順序等が変わっております。笹木委員の提案、原案どちらにいたしますか。

江原委員

項目を上にしたほうがいい、下のほうがいいということですが、骨子案としては最初のままでいいと思います。各項目でブロックがほかのブロックにいくというときに話が出てくるべきで、詳細については検討していろいろ意見が出てくるとは思いますが、骨子案としては最初のままでいいと思います。

古橋委員

以前の審議会で私も文書で「ごみゼロ推進市民会議を創設する」という提案をしています。名称としては先ほどは専門委員会という表現でしたが、同じベクトルで石原委員と同じ考えを持っています。「処理システムの検討の場を設ける」と書いてありますが、表現が弱いので明確に入れるべきだと思います。

松島委員

プロジェクトチーム、専門委員会は前回会議で確認させてもらったと思いますが、項目ごとではなくて、3ページの「ごみ減量・リサイクルの推進」の「プロジェクトチーム、専門委員会等の設置」でひとくくりにすると確認しました。ですので、実際に実行部隊を組むときは、それぞれの部会を設けるという認識でよいと思います。

生ごみ処理施設は「検討」を削除して「設置する」と同じ意見です。

立本会長

順番は笹木委員の案と前後しますが、今のところ骨子案どおりでいいのではないかという意見がございますので骨子案どおりでよろしいですか。

（異議なし）

立本会長

それでは骨子案どおりにさせていただきます。専門委員会は3ページに書いてありますので、そちらで総括するというところでよろしいですか。

（異議なし）

立本会長

ありがとうございます。

江原委員

５ページの「生ごみ処理施設整備の検討」を「実施」ということに置き換えれば問題ないと思います。いずれにしても骨子案も全部検討会を実施をしなければいけないことですが、文章でとらえると「検討」というのが生ぬるいというのが大半出てくると思います。

立本会長

５ページの「生ごみ処理施設整備の検討」あるいは「設置」を入れるかということですが、「生ごみ処理施設の整備」で切ってもいいでしょうか。

（異議なし）

立本会長

それでは切りましょう。

長南委員

「生ごみ処理施設整備の検討」となると、前回４ページの「生ごみのリサイクル」で「生ごみの分別回収・資源化」を「（堆肥化）の早期実施」となったことと整合性が取れないので、「検討」は取らないとまずいと思います。

立本会長

それでは「生ごみ処理施設の整備」というところで切らせてください。

（異議なし）

立本会長

もう一つ、「公害防止対策の徹底」の下に「堆肥センター活用の推進」を提案したいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なし）

立本会長

では、「堆肥センター活用の推進」という文言を入れさせてください。そのほかに何かないでしょうか。

鎌野委員

今の「公害防止対策の徹底」で、もう少し幅広く、清掃工場あるいは新不燃物処理施設の整備というときに、周辺の景観とかを含めて、アメニティとか心

地よさという意味で、例えば「公害防止・環境配慮対策の徹底」ということで広げたほうがいいのかなということです。「公害防止」にそういうことが含まれていますし、今回の基本計画は一般廃棄物の処理で環境アセスにも書かれるので、比較的弱い提案です。

長南委員

これは 10 年間の基本計画で、「新不燃物処理施設の建設」は既に着工に入っていますので、今さら議論はできないと思います。今のご提案は 7 ページの「緑化の推進」、「自然エネルギー云々」の項目のほうに組み込めばいいのではないかと思います。

立本会長

ありがとうございました。今の意見は 7 ページに含ませていただくということにさせていただきます。

それでは、6 ページの「環境保全意識の普及啓発」です。市民、事業者、行政の三位一体によるごみの適正処理、減量・リサイクルに関する施策の立案・実施ということで、「環境教育の推進」、「環境学習の推進」、「啓発活動の充実」があり、具体的には「環境教育の推進」では「学校給食の生ごみ堆肥化」、「環境美化を实践した児童・生徒への表彰制度の設立」、「副教本の充実」、「ごみ処理施設における環境教育の実践」、「環境学習の推進」では「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」、「ごみ処理施設の見学の実施」、「啓発活動の充実」では「広報・指導啓発の強化」、「ホームページ、分別シート等による啓発」になります。また、「グリーン購入の推進」、「催事におけるごみ減量・リサイクルの実施」、「緑化の推進（清掃工場の壁面緑化等）」、「自然エネルギーの活用（清掃工場の太陽光発電等）」ということです。

提案書類について、まず江原委員から説明をお願いします。

江原委員

「環境教育の推進」の 4 つの項目は、現在野田市で実行されているので、この骨子案の項目で結構です。

「環境学習の推進」で「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」の項目としては結構ですが、細部として書かせていただいたのが、廃棄物減量等推進員は市から各自治会に推薦依頼し任命、報酬として 300 円 / 世帯・年を推進員に市から支払っており、自治会はノータッチになるところが多い。自治会の中に推進員を置くことで組織が自治会と一体になりごみ減量につながります。私の自治会も 650 世帯あり、推進員の話でも一体化したほうがいいというのがほとんどでした。「ごみ処理施設の見学の実施」の項目はいいと思います。ただし、性能試験や精密機能検査の立会実施を入れてほしいと思います。なぜかという、

住民には結果だけで、数字でわからないごみ焼却場の欠点が知らされないのです。

「啓発活動の充実」は、この骨子案の項目でよいと思います。

「自然エネルギーの活用」も項目はよいのですが、設備及び事業費がかかるので、このままもしくは検討事項と入れれば結構だと思います。

立本会長

提案で「環境学習の推進」の「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」についてはもう1つ別に設けることになるのですか。

江原委員

具体的に自治会の中に廃棄物減量等推進員を組み込むというほうがいいと思います。

那須野委員

推進員の当事者として、前回、自治会がノータッチで困ると説明しました。推進員は報酬をいただいているから適当にやればよいと言う自治会長もいたという報告もあり、自治会に組み込めればいいが、自治会は自主的な地域団体で、推進員は自治会の推薦を経ています。環境部という行政の直属で活動が自主的には動かない、そこに1つ根本的な問題があります。

それで、今の議論ですが、自治会の中に入る、入らないは自治会とその地区の推進員が自覚を持って、その地域にあった自治会運営を話合うしかないと思います。私は自治会の構成員であり、自治会の中に推進員の補助員を置いて、自治会の役員として活動してもらっています。あくまで自治会の活動に推進員が必要な自治会は必ず入れる、推進員としても自治会長の協力がほしい場合は、自治会に入り込むということで推進員の代表者会議でもお願いしています。そういう活動の方法を自治会あるいは推進員が持てば、この原本のとおりでいいと思います。

長南委員

江原委員からの提案ですが、1つは、項目はいいが、項目の明記、説明、改定やもっと詳しくという話がありました。前回の基本計画の概要版を皆さんいただいていると思いますが、項目に対して具体的な説明文を基本計画の中に書くのです。項目について、あとでちゃんとした計画になれば文書がついてくることをご理解いただいたほうがいいと思います。

2つめに、自治会と減量等推進員の関係は前回議論があり、5ページで「廃棄物減量等推進員活動の支援活性化」と結論が出ているわけですから、改めて議論をするようなことではないと思っています。

3つめは、江原委員の提案の中で、「環境学習の推進」の小項目で「ごみ処理施設の見学の実施」について、性能試験及び精密機能検査の立会実施ということですが、ここでいう「環境学習の推進」は、例えば児童・生徒、子どもが学校教育でごみ処理施設の見学をするとか、市民がごみ処理施設の見学をして環境学習を進めるということで、立会実施や性能試験は関連性がないことだと思います。

立本会長

江原委員の性能試験の立会は、私も長南委員が言われたことではないかなと思っています。施設の見学というのは、見学順路で施設の方が生徒に施設の説明をしたり、そこで作文を書いたりというのが実態だと思います。江原委員の言われていることをもう少し説明してください。

江原委員

まず、自治会と推進員については、前回あとで項目が出てくるのでそこで説明させてくださいということになっていますので、既にやったというのは違ってきます。

もう1つ、「ごみ処理施設の見学実施」は学校だけではなく、一般市民も見学できるはずです。一般市民も含めた見学で施設の見学路を見るだけで、一般市民は素人なので中身を見ても分からないと言われればそれまでですが、その中で性能試験とか精密機能検査の立会実施としたのは、説明で見ただけでは設備が本当にいいのか、性能どおりかをつけ加えたいために見学の実施の中に入れました。別枠を設けて「性能試験及び精密機能検査の立会実施」という項目を新たに入れてもらっても結構です。

長南委員

廃棄物減量等推進員との関係を先送りにした件は確かにそういうお話でした。ただし、これは、例えば、お金の支払いを市から自治会を通して推進員に払うとか、そういったことは、例えば所得の申告とかを検討した上で今の制度になっているので、この会議で結論づけるみたいなことは、実際にやっている行政にそれぞれの関係機関、団体と協議をして齟齬のないようにやっていただければいいと思いますので、このような書き方はされないほうがいいと思います。

性能試験の話は、市民の見学と学習ということも申し上げており、子どもたちだけではございません。性能が正しく出ているのかは市民として監視をしなければいけないし、行政もチェックをしなければいけないわけですが、環境学習の中でやるものではないと思います。今まで、野田市の清掃工場では、保全協議会などの中で市民参加のチェックをしたり、行政から報告を受けたり、本

当に安全に運転しているかとチェック機能を果たしてきているのでそれでいいと思います。それは行政と例えば清掃工場を作るということになった地元、関係団体も含めてチェック機関をつくればいいわけですから、そこまで書くことはないと思います。

石塚委員

廃棄物減量等推進員と自治体の関係で、自治会の立場から言わせていただきますと、ここに書かれている項目で基本的にいいと思います。というのは、今までこういう問題で具体的に話し合ったことはなくて、急にといってもなかなかできる問題ではないと思います。個人的には、推進員は自治会の組織に入れるべきだと思います。それは、市民が実際に動くためには自治会の組織を使わないと動けませんし、推進員が活動しづらいというのが現実だと思いますので、推進員が市民に指導しやすくするなど、そういうことは行政で時間をかけてやる問題で、今回の問題は、「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」という項目で留めておいてよいと思います。

(異議なし)

富所委員

「環境学習の推進」とした2つの重要施策の1つ目の自治会の連携は場の選定のことを念頭に置いており、2つ目の施設見学は方法を述べています。実際には環境学習を推進する場として一番大きいのは上の項目で示す教育の現場になりますが、学校を卒業された方や子どもが戻って来たら、その地域はコミュニティの場になり、地域の活動の中核は自治会や町内なので、ここでの自治会の連携は、そのような象徴的な意味ということも含めてとらえたほうがよいと骨子の案をまとめた者と思います。

5ページでは「廃棄物減量等推進員活動の支援・活性化」と前回議論で改めていますが、今回は那須野委員からもいろいろご苦労のあるお話をいただいて、推進員が活動しやすい環境をどうやってつくるかも大きな課題で、自主的に活動していただくことが大事ですが、連携をするという意味では支援やお手伝いができるところもあるだろうということで、推進員には元気に本来の活動をしていただくためには、推進員が単に孤独な立場でやるのではないということだったと思います。ですから、当然のことながら自治会がバックアップするということもあり得るということで、そういう意味では5ページと6ページの連携は表裏一体のもので、環境学習の推進員とごみ減量の推進員という視点を変えてみればこうなるとに思います。皆さんが言われる基本的なところは共通していると今までの議論を伺って感じたところです。

立本会長

ここに書かれているように、「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」、「ごみ処理施設の見学の実施」はこのまま残して、今まで言われた色々な意見の詳細については、あとから作る説明文につけ加えさせていただくということでご了承願いたいと思います。

(異議なし)

立本会長

1つ提案として、「環境学習の推進」の欄に「空き缶回収機の設置」を入れたいと思います。小学生や一般の方も空き缶は集めたあと、回収機があればそこに持って行けると考えたのですが、いかがでしょうか。

小倉委員

「空き缶回収機の設置」ですが、野田市にはもう設置されておりますので、「増設」になさってはいかがかと思います。

小俣委員

設置されているが、非常に問題が多いと思います。まず回収量に対してコストがかかりすぎるということ。それから、回収機に出すとポイントがつくので、自分の家庭の空き缶を、わざわざ回収機に出している。落ちているものを拾って入れる形になっていない。わざわざコストをかけてやる必要はないだろうと思うわけです。以前設置した空き缶とペットボトルの回収機はポイントがつかないので市民にとってあまりメリットがなく評判がよくなかった。図書券や文具券などで市民にメリットが大きい回収機のほうに持って行くという形になっていました。メリットで回収量が変わるのでは、空き缶回収機を設置して回収する意味になりませんし、そういう意味でもコストパフォーマンスが低いので必要ないと思います。

千葉委員

空き缶回収機は増設をしていただきたいと思います。今、月1回しか資源回収で出すことができなくて、1度にとってもたくさんの量を集めていると思います。回収を月2回に増やせないのであれば、ポイントはいらないので、持って行く場所がほしいと思います。ですから「環境学習の推進」というわけではなく、空き缶回収の設置場所を作っていただけたらと思い、そういう意味でこの項目は「環境学習の推進」の下ではなくて違うところに持って行っていただけたらなと思います。

竹内委員

「空き缶回収機の設置」は必要と思います。特に、夏場は、空き缶に限らずペットボトルが非常に多く出ます。資源回収は月2回やっていますが、集積場からはみ出るぐらいにペットボトルと空き缶が出ています。気軽に持って行けるところがあれば、推進員の負担も小さくなると思います。推進員から夏場は大変だという声も聞いております。それと「環境学習の推進」に書かれていることが気になりました。「紙類の回収箱の設置」は「紙ごみのリサイクル」の項目でしたが、「空き缶回収機の設置」は「環境学習の推進」の項目にしているのはちょっと疑問符をつけておきます。

松島委員

空き缶といってもアルミ缶、スチール缶などいろいろありますが、野田市のごみ出し方に、「ごみ減量協力店一覧」があります。トレイ、牛乳パック、アルミ缶ほか十何品目あり、アルミ缶回収は協力店が26店あるのです。たいがいの大手スーパーや食料スーパーの入り口に回収機があるのです。基本的にはそこで買った商品の空いたものを入れることですが、協力店として野田市内に26カ所あるということです。だから日常的に回収できるところがあるので、あまりこだわる必要はないと思います。

空き缶回収機の収支を調べましたが、予算に換算してみると回収に10倍近くコストが掛かっているのではないのでしょうか。ですから空き缶回収機は撤去すべきだと思います。

大柴委員

空き缶回収機の設置ですが、機械である必要はないので「回収場所の増設」でお願いしたいと考えます。また、空き缶を持ち込むことが、「環境学習」とありますが、実際には、大人が処分するという意味で利用すると思いますので、「環境学習の推進」というより、3ページの「リサイクルの推進」に振り分けたほうがいいと思います。あと、メリットがあるところに捨てに行くということがありましたが、ポイントのようなメリットを廃止して設置場所を増やして資源回収を多く求めるようにしたらいいと思います。

江原委員

空き缶は、資源回収でやっていますので空き缶回収機は不要だと思います。先ほど、空き缶やペットボトルが多いということが出ましたが、多く出たほうが、自治会に市から補助金がキロ単位で出ており、最終的に自治会の運営費になるのでよいのです。月1回しか回収しないところは、皆さんのお話で月2回にすれば、回収機の設置は不要だと思います。

長南委員

学習ということで空き缶回収機とかを置くのであれば、例えば、子どもが朝学校へ向かう途中に拾って、学校でそういった施設（お金のかかる今設置されているような機械のイメージでない）があり、子どもが入れると花丸が1つももらえる仕組みでもつくればいいかと思います。もし地域の方でお困りであれば、前回の紙のごみ同様、公共施設にそういう回収のネットや回収箱を置けばいいかと思います。そういうことで学習をするために必要ならば、学校教育の中に何らかの形で組み入れるのがいいのではないかと思います。

もう1つ、事務局に質問ですが、学校給食の生ごみ堆肥化を自校給食で行っているのは、何校中何校ぐらい置いてあるのかお分かりであれば教えていただきたいと思います。

環境部次長兼清掃計画課長

学校給食の堆肥化について手元に資料はありませんが、約半分ぐらいの学校が堆肥化していると思っています。

富所委員

空き缶、ペットボトルは散乱ごみという視点から多くの自治体で問題になっているので、散乱ごみ対策ということに重点を置いた表現の仕方を、どこに入れるかということも大事ですので、それも含めて少し叩き台をまとめる作業をさせていただければと思います。

立本会長

それでは、設置をしたほうがいいという話と、ないほうがいいという話がありますので、ここでは「空き缶回収機の増設」、あるいは「設置」ということはなくします。最初に考えたのは、散乱ごみ対策で回収機があれば、子どもでも気軽に入れてくれないかという思いでしたが、コストが高いなどの意見も含めて、その文言は解説集に書かせていただくということでいかがでしょうか。

小倉委員

散乱ごみとなると、空き缶やペットボトルは環境教育や資源回収されますが、ペットボトルのフタも大切な資源ですので、会長のおっしゃることにプラスして書き込んでいただければと思います。

立本会長

それも含めて文書の中に組み込ませていただくということでご了承をお願いします。

(異議なし)

松島委員

私の提出した書面の「環境保全意識の普及啓発」に関する修正案の説明をいたします。横長の基本計画 - 骨子(案)で6ページの修正案を提出させてもらっています。3列になっている囲みの中が原案で矢印()が私の修正案です。

真ん中の列の「環境教育の推進」、「啓発活動の充実」とし原案の「環境学習の推進」、「啓発活動の充実」に入れました。

修正案ですが、原案の「学校給食の生ごみ堆肥化」は、すでに学校給食で堆肥化はかなりの学校でやっているのので「学校給食のごみ堆肥化の拡充」としていただけたらと思います。

原案の「環境美化を实践した児童・生徒への表彰制度」は、いきなり表彰制度というのが出てきて、これは事務局にあとで回答をもらいたいのですが、色々な施策のうえで表彰制度をやるような日常性があるか疑問です。それはさておいて、「児童・生徒による“もったいない運動”の促進」と柔らかく分かりやすい言葉が子どもにとってもいいかと思います。

次に、「副教本の充実」と「ごみ処理施設における環境教育の实践」は教育として同じことでくくって、「“野田市のごみ処理”授業の充実」としています。あえて「授業」という言葉で子供を対象に、野田市がどのようにごみ処理をしているか、広い意味で今やっていることを分かりやすく要点を取入れるとりいれるような、流れを副教本に盛り込み実際の教育に入れたらと思います。

次が原案で「環境学習の推進」は、環境学習では大ざっぱなので、現実性を持たせるために「“野田市のごみ処理”学習の推進(清掃工場の見学等)」として、「学習」という言葉で大人を対象としました。

原案の「広報・指導啓発の強化」と「ホームページ、分別シート等による啓発」は、もっと先の枝葉の項目ではないかと思うので、2つをくくって「広報事業の拡充」という文言にしたほうがすっきりすると思います。これは具体的には個々のごみ出しのマニュアルを改めて見直すとか、今回の審議会の発言を受けて改善されると思いますが、野田市のホームページのごみ行政に関するところも見直し等を広い意味を含めて「広報事業の拡充」という表現がシンプルではないかと思います。

「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」に(指導啓発の評価と調査活動)を付加しました。ここでいう「調査活動」は、いろんなごみの出し方について、例えば、コンポストをこれまで十数年で三千何機補助を出しています。それを数カ月前に事務局で聴き取り調査をしましたが、私の記憶では二十数%の回答率で、ちょっとどうかという質問項目もあったので、思い切ってコンポストやごみの出し方、先ほどの推進員と自治会員かどうかの掌握などを全市的に推進員と自治会が連携して、いろいろなデータを取る意味で実態調査をやっていく

必要があると思います。当然、全世帯はできないので、行政主導で 1,000 世帯とか 2,000 世帯とか一度やってみることが必要ではないかと感じています。

中ほどの列の下で「緑化の推進（清掃工場の壁面緑化等）」と原案にあります
が、清掃工場だけではなくて、「公共施設の壁面緑化等」と、広い意味で緑化の
推進の対象を少し広げていただけたらと思います。

立本会長

ただいまの松島委員のご提案につきまして、文言等の提案でございますが、
いかがでございましょう。

小俣委員

最初の「学校給食の生ごみの堆肥化」を「学校給食の生ごみ堆肥化の拡充」
にすると努力目標になってしまう恐れがあります。ですから、より強い言い方
として「堆肥化」で止めておいてよろしいかと思います。

それから、「副教本の充実」、「ごみ処理施設における環境教育の実践」という
は、2 つに分ける必要はないのではないかと思いますので、1 つにくくるほう
がよいと思います。

長南委員

松島委員の提案で、「啓発活動の充実」の中に、「廃棄物減量等推進員と自治
会の連携（指導啓発の強化と調査活動）」というものがありますが、これは原案
の「環境学習の推進」で「廃棄物減量等推進員と自治会の連携」というのは、
環境学習を推進するために連携しましょうということで、項目が置かれている
と思います。そういう意味で、新たに調査をするということは、もうすでに前
に入っていますから、ここに改めて入れることはないと思います。

古橋委員

「環境美化を实践した児童・生徒への表彰」を「“もったいない運動”」にと
いうことですが、“環境美化”は“もったいない運動”と違って“花いっぱい運
動”とかも含まれるので、このままでよいかと思います。

立本会長

「緑化の推進」というところで、松島委員は公共施設の壁面緑化という提案
でしたが、ごみ処理基本計画なので、清掃工場としておいて、説明の中で併せ
て公共施設も将来努力というようなことは書けるかと思いますが、いかがでし
ょうか。

松島委員

重点項目は「環境保全意識の普及」ですが、「清掃工場の壁面緑化」はつながるものでしょうか。省エネ等の意味で緑化を考えていたので、清掃工場にこだわることなく、ほかの公共施設に拡充するべきという発想ですが、ごみ減量にこだわるのであれば、「清掃工場の壁面緑化」そのものが不要だと思いますがいかがでしょうか。

富所委員

「環境保全意識の普及啓発」に「清掃工場の壁面緑化」のテーマを入れている趣旨ですが、清掃工場をごみに関する教育の拠点にして、そこに集まれば環境について、清掃工場が単にごみを焼却して、余熱を利用しているだけではなく、環境に配慮しながら地域の拠点になっていることを象徴的に語らせるには、できる限りの環境保全対策を講じたほうがいいという趣旨です。

長南委員

例えば、公共下水道の処理場などにはビオトープみたいなものを作ったりします。要するに、ごみ処理のイメージだけではなく、環境教育の拠点として、市民が常に遊びに来るための一例として壁面緑化があり、「壁面緑化等」というのは他にもあるという趣旨でよいと思います。

石原委員

「児童・生徒への表彰制度」の件で、表彰の中身は議論していただくことにして、大人の不法投棄が絶えないため、子どもから親にそういうことでは困ると言える、そのような学校教育の現場で子どもたちに表彰制度というか、ご褒美をあげられたらいいと思います。

小室委員

事前に提出した意見に書いたように、表彰制度は不要ではないかと思います。各家庭で子どもを発信源に、ごみの処理に関することを広めていくようにあってほしいとは思いますが、今後、ごみの問題は日常生活に組み込んだものであってほしいという願いを込めて、特別なこととする表彰制度はいらないという意見を持っています。

長南委員

表彰制度ですが、例えば、年に1回市役所で教育長から表彰するのは大げさすぎだと思います。そうではなく、例えば、通学途中でごみを拾って学校の回収ボックスに入れるということは非常にいいことで、表彰制度というと大げさなイメージになりますが、いいことをしたらほめるということで、あとでその具体化の仕組みをつくれればいいと思います。ですから、項目は入れておいてい

いと思います。

小俣委員

表彰制度という言い方が堅いと思います。内容としては、もう少し軽く簡単な形で、例えば空き缶1つ拾って来たら花丸1つ、それが100個貯まったから教室で先生がほめてあげたとか、その程度でいいと思います。表彰制度という書き方をすると、大人の目につくことに対して意識が強くなってしまう気がするので、学校でその程度で行える柔らかい形にして、表彰制度の発想はいいのですが、書き方の問題かと思います。

石原委員

先ほどの私の意見は、表彰制度という文言ではなく、柔らかい言葉で別に考えて何らかのご褒美をあげるという意見に訂正させていただきます。

立本会長

表彰制度は、私の提案で文言は堅くなりましたが、子どもを育てるのにほめるというのは非常に大切だと思います。だから小さなことでも努力をして積み重ねてきた子どもはクラスで認める。例えば「空き缶をたくさん集めたで賞」「クラスで頑張ったで賞」とか、何かがほしいという思いなのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

鎌野委員

今言われたことの文言ですが「生徒への表彰等」ということで1つの例示をいたします。

古橋委員

小室委員が言われたことで気になりまして、市の管理する公園の隣に住んでいます。その公園で中学生や小学生が結構散らかして帰る。先日は、中学生が染髪した箱や袋を公園に捨てているので注意しましたが、反抗してくるのです。そういう現実からすると小室委員の認識は甘いかと思います。誰でも分かるマナーが欠落している子どもたちがたくさんいる実態があるので、表彰することの大切さを痛感していますので、ぜひやっていただきたいと思います。

立本会長

それでは幅を広げてとりあえず文言は、「表彰制度等の設立」として、「等」の中は柔らかいという意味合いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

富所委員

「啓発活動の充実」ですが、先ほどのいろんな意見を受けて「啓発手法の多様化」としてはどうかと思います。骨子案を最初にまとめたときは、行政による啓発活動をもう少し強化しようということが念頭にあり、その方法は「広報・指導啓発の強化」や市の公式ホームページを通じて啓発しようということでした。確かに「啓発活動の充実」の次の項目としてほかの項目と均衡が取れていないと思いまして、「啓発手法の多様化」として、例えばホームページにごみ減量リサイクルの広場みたいもので自由に意見交換ができるような場を設定するとか、紙ベースの専用のごみ減量リサイクルのペーパーを年に何回か発行するとか、色々な方法をひっくるめて「啓発活動の充実」を「啓発手法の多様化」に変えてはどうかという提案です。

もう1つ、「市民、事業者、行政の三者連携の推進」という新たな項目を設けてはいかがかと思います。事業系のごみの減量は、「ごみ減量・リサイクルの推進」として5ページに「事業系ごみの排出指導」があります。どうしても事業系ごみはごみ全体の3分の1を占めるので、どう対応するかが重要になります。それを事業者だけに任せるのではなく、市民と行政を合わせた三者が十分な議論を重ねたうえで事業者にも自主的な取り組みを促していくということです。具体的にイメージしているのは、三者による市民会議みたいなものを定例化して、それぞれのできることを提案あるいは推進し合うというようなことです。

立本会長

1つは「啓発活動の充実」を「啓発手法の多様化」に訂正で、もう1つは「市民、事業者、行政の三者連携の推進」を「環境保全意識の普及啓発」の項目の最後に追加する提案ですがよろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

サブタイトルをどうするかという問題がありますが、この骨子案に対する解説文の原案を会長、副会長で作り、瀧委員、鎌野委員、恵委員に見ていただいうえで、審議会で示すということによろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

それを第１案として文面化されたものを、審議会で意見等をいただいて訂正、加筆等をするということで、事務局に手伝ってもらおうと思いますが、そういう段取りにしたいと思います。

長南委員

段取りについてはいいと思いますが、その前に３ページの「指定袋無料配布数の見直し」に「ごみの有料化を含めた」と加えられています。確かに、ごみの有料化という議論も出ましたが、有料化に変わる形で無料の指定袋の枚数制限をやっており、それに収まるようにごみの減量や資源回収を行っており、特にごみの有料化を行わずにやってきた。しかも、それが野田市では非常にいい効果を生んでいるので、指定袋の枚数の見直しはあり得るが、有料化を加えると色々なハレーションが起こると思います。せっかく野田が今まで取り組んできたいい制度なので「ごみの有料化も含めた」と文言は入れていただきたくないと思います。

それとサブタイトルですが、「資源循環新時代ビジョン 野田」ということで、漢字にカタカナを入れてみましたが、簡単に考えた１つの案ということです。

松本委員

「ごみの有料化を含めた」という文言は入れてほしくないと同意見です。というのは、野田市では必要なごみ袋の枚数の８割程度に抑えて、各家庭でごみ減量を意識づけており効果を上げている。何枚でも関係なくお金を出せばごみが出せるという考え方になると、ごみ減量につながらない。ごみ減量の意識づけは、今のやり方がいいと考えております。

それから、意見は出し終わったので、項目の説明で加えていただきたいのですが、「環境教育の推進」や「啓発活動の充実」が出ましたが、子どもは親の真似をするという意味で、親がポイ捨てをすれば、子どももポイ捨てをしていくのではないかと思います。他市では、ポイ捨てをやめさせるような運動や禁止の条例もあります。狛江市では、河川でキャンプをしたときのごみが住民の苦情を招いて、キャンプができなくなっていたりしますが、そういう環境、美化、ごみの問題は、そういう大人の行為が子どもの悪い見本になっていると思います。その辺をどうするかどこかに書き込んでいただけないかと思います。

立本会長

了解いたしました。それを入れるかは審議会であとから判断するとして、趣旨としてはその旨を入れた方向で書きたいと思います。

江原委員

３ページの「ごみの有料化を含めた」は省いたほうがいいと思います。

2 ページの「ごみ減量による還元制度の見直し」は入れた趣旨が出てくると思うので骨子としては結構です。

2 ページの「水切り用具活用のためのモニター制度の検討」は「生ごみカラット」を消して「水切り」ということの検討なので結構だと思います。

4 ページの「リサイクル展示場の利用促進」は現在野田市でやっていますが、拡充するという案を含めてのことか説明していただきたいと思います。

それから、サブタイトルですがシンプルに「ごみ減量の考え方」でいいと考えております。

立本会長

それでは、「ごみの有料化を含めた」というところを削除することにいたします。よろしいですか。

(異議なし)

立本会長

骨子案 2 ページの重点施策のうち、「ごみ減量による還元制度の見直し」及び「リサイクル展示場の利用促進」は、ごみの出し方のパンフレットをよく読んでいるとそういうようなことが言えるのではないかと思い加筆しました。これについて、事務局に確認したところ、これは既にやっているとのことでした。これについて事務局から説明していただけますか。

環境部次長兼清掃計画課長

「リサイクル展示場の利用促進」については、市内から出された粗大ごみを収集しており、その中から電気製品は扱っておりませんが、家具を中心に市内の元の市役所のあったところの近くで展示して、無料で市民の皆さんにお配りしています。

「ごみ減量による還元制度の見直し」については、野田市は 1 世帯あたり年間 130 枚分の指定ごみ袋が交換できる券を配り、ごみ減量に協力していただきまして、例えば年間 100 枚しか使わなかったら 30 枚が余りますので、その世帯には、余った分に応じてトイレットペーパーで還元しているという制度です。この還元制度については市民の間でもいろいろと議論があり、その後ごみが減り、券をトイレットペーパーに取り換える人が増えてきたことから、2 年ぐらいい前にごみ処理券 10 枚分で 12 ロールの交換を、6 ロールに変更しました。ですからその制度のあり方そのものについて見直しがあるのだというふうにご理解ください。

立本会長

「ごみ減量による還元制度の見直し」及び「リサイクル展示場の利用促進」についてはいかがでしょうか。

江原委員

「ごみ減量による還元制度の見直し」については、「見直し」というよりも「ごみ減量の還元制度」で切るほうがいいのではないかと思います。「見直し」としたら指定袋の配布枚数を減らすなど、変えますよというニュアンスになると思います。今後解説集で説明が出てくるとと思いますので、そこで論議すれば骨子案としてはこれでいいのではないかと思います。

立本会長

「見直し」という言葉が必要かどうかについてはいかがでしょうか。

竹内委員

「ごみ減量による還元制度の見直し」ですけれども、この制度は市民から、ごみの不法投棄につながると言われている問題でもあり、今のトイレットペーパーに交換する制度は廃止すべきと思っております。「還元制度の廃止」と書いてしまうのはどうかと思うので、このまま「見直し」でいいのではないかと考えております。

それから、「リサイクル展示場の利用促進」ですが、現在のリサイクル展示場が、新清掃工場が建設になった場合、新清掃工場の中に作られるものではないかなと思っています。色々なところの新しい清掃工場に視察に行きましたら、たいがいその清掃工場の敷地の中にリサイクル展示場がございます。ですから新清掃工場の中にリサイクル展示場は作るけれども、それをもっと市民の方々にも利用してほしいとの思いで書いてあるのであれば、このままで結構だと思います。

立本会長

「リサイクル展示場の利用促進」の考え方は、そのとおりです。「見直し」については、これでいかがでしょうか。

(異議なし)

富所委員

成文化するときの参考にお伺いしたいのですが、指定袋無料配布数の見直しと、2ページにある還元制度の見直しは一体として考えておくべきものなのか、分けて考えるべきなのか、いかがでしょうか。

還元制度の見直しそのものは、指定袋がどのくらい余るかによります。指定

袋無料配布数の見直しはいつになるか分からないわけです。これから議会等で実際にこの計画を行政レベルの計画にしたときに、どういう取り扱いになるかが分かりません。還元制度の見直しと指定袋の見直しは別ものとして議論され、還元制度そのものをまず見直しましょうということもあり得るわけなので、審議会として還元制度と指定袋の配布数について一体のものとして考えるべきか、分けて考えるべきか、ご議論いただければと思います。

長南委員

この二つの制度は別ものとして取り扱っていただいていいと思います。無料の枚数が少なくなれば全部ごみ袋として使ってしまう、還元できなくなるわけですので、この二つはリンクしていると思うのです。

那須野委員

市民の意見を踏まえて、廃棄物減量等推進員の代表者会議で検討したときには、この二つは関連性があるということでした。またこれには、骨子案３ページの下の「持ち込み処理手数料の改定」が絡んでいます。指定袋を減らせましたとトイレットペーパーと交換に来て、一方では10kgまでは無料であるということで、ごみを直接持ち込んでいるのではないか。この辺が相当推進員の中でも検討されまして、持ち込みもやめようとしたのですが、それは市民サービスを損なうという意見もありました。では、トイレットペーパーの個数をまず減らすのが無難であろうということで、様子を見ようということになりました。

松本委員

指定袋無料配布数の見直し、還元制度の見直し、持ち込み処理手数料の改定は、それぞれともに関係あるのかなと思います。制度的にはそれぞれ違っていても、実態としては関係があると捉えていくべきではないかと思います。

ごみを減量して指定袋を余らせるというのは結構だと思うのですが、トイレットペーパー欲しさに穴を掘ってそこでごみを燃やしてしまうという話を聞きます。そうした場合、有害ガスが出る恐れもありますので、その辺も考えていかなければいけません。そういう不法投棄、不法燃焼をやめてもらうという立場から、三者が一緒に考えたらどうかと思います。

小俣委員

関係があるからといって、この骨子案の中に一緒に書いてしまうというのはちょっと乱暴な話だろうと思います。３つを関連させてしまうと、制度一つ一つが直しにくくなってくるので、関連はあるけれども制度としては別々の書き方をされたほうがよろしいだろうと思います。

立本会長

われわれが原案をつくるときに、言われた意見を踏まえて、まず文章化してみますので、そのあとまた議論をいただくということによろしいですか。

(異議なし)

立本会長

次に、サブタイトルです。

富所委員

サブタイトルは、できるだけ市民の身近なもので、愛称のようなイメージで考えています。実際には行政がつくる一般廃棄物処理基本計画の中の名称ということになりますので、答申の段階では、例えばこういった愛称を検討することなどが答申の仕方になると思います。それ自体議論が盛り上がるのが大事でありますので、正月の最初ぐらいまでに皆さんで持ち寄って検討してはどうかと思います。

立本会長

「資源循環新時代ビジョン 野田」と「ごみ減量の考え方」の2つの案が出ています。また、富所委員からも正月の最初の審議会で議論をとの提案がございましたが、いかがでしょう。

長南委員

これはパブリックコメントにかける1月に、基本計画の素案とあわせてサブタイトルを公募するというものでどうでしょうか。

小倉委員

サブタイトルはできれば分かりやすく、そして皆さんが頑張ろうと思えるようなインパクトのあるものとし、公募したとしても、それですぐ決めるのではなく、この審議会にかけるということもお考えいただければと思います。

立本会長

事務局にお伺いいたしますけれども、今から公募するのは間に合いますか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

審議会自体がかなり遅れており、年明けもやむを得ない状況になっています。基本計画の素案とサブタイトルをあわせてパブリックコメントにかけて、その結果を踏まえてまずは素案をご審議いただき、サブタイトルはその後でご審議

いただく形でお願いしたいと思います。

立本会長

サブタイトルは基本計画の素案のパブリックコメントのときに合わせてということにします。

それでは、3時30分まで休憩いたします。

(休憩)

立本会長

会議を再開させていただきます。

次に、骨子案2ページの一番上ですけれども、「市民・事業者・行政の協働による」というその下に「資源循環型社会への転換」と書いてありますが、これについては前回の審議会で「転換」を「さらなる推進」という案が出てまいりましたが、これはどういたしましょうか。

松島委員

「さらなる推進」は私が前回提案したのですが、もう10年前に現在の野田市の基本計画の市長の前書きで「循環型社会へ進む」ということをうたっており、現在進めているわけですから、「さらなる推進」とするべきだと思います。

立本会長

「循環型社会へのさらなる推進」としたいと思います。

次に、骨子案7ページ「(2)減量目標とごみ量予測」というところですが、以前から、例えば長南委員が30%削減と提案をされてきました。こちらでも20%、30%というように、ごみの削減量を検討させていただきました。この議論に入る前に事務局から、改めて減量目標とごみ量予測について説明してください。

事務局(オブザーバー)

前回の添付資料の32ページですが、可燃ごみと可燃性粗大ごみをあわせて1人1日あたり何グラム出るかという原単位として減量化した場合、減量目標値に対してどれくらい減らすかというのを示した資料です。

平成22年度に対して、減量目標値を現状のまま、20%、30%、40%、50%と設定して、単純に減量化された場合に、例えば、30%を目標とすると、平成22年度が327.7g/人・日に対して平成28年度には274.1g/人・日、平成33年度には229.4g/人・日に減らしていけないと30%の削減にはつながらないということです。同様に33ページは不燃ごみ、34ページは可燃性ごみと不燃性ごみを合わせたもので示しています。また、35ページは現状の傾向から可燃ごみ、不燃ご

みの将来を推計した予測結果で、36 ページは資源ごみや剪定枝などについて現状の傾向から将来推計したものです。37 ページから 41 ページは、原単位（g/人・日）で示したものを、実際の排出量（t/年）で示したものです。これは原単位の 1 人 1 日あたり何グラムに 365 日、そのときの人口をかけて、グラムからトン単位に変換したものです。

立本会長

目標あるいは予測等は我々の方で考えたのですけれども、それについて富所委員から補足説明をしてもらいます。

富所委員

これから申し上げることは、目安となるものをどこに求めるかということです。それを参考にしながら、どのあたりの削減率を目標にするかという議論に入っていただく基礎になればと思います。

前回の資料の添付資料 8 ページに「循環型社会形成推進基本計画」の目標値が示されております。ページ中ほどの真ん中の棒グラフをみると 1 人 1 日あたりの家庭ごみの排出量を、基準年度の平成 12 年度から平成 27 年度までに 2 割削減をするというのがあります。このため、各自治体は、家庭ごみについて 2 割削減を目標にしながら、実際に行政施策を展開しています。これを基に、可燃性ごみの排出量は、添付資料 18 ページから平成 12 年度は家庭系と事業系を足して 587g/人・日となり、平成 22 年度までの実績値で 529g/人・日です。平成 12 年度から平成 22 年度で 10% 弱の削減という実績になります。

次に、添付資料 32 ページで 30% 削減を目標とした場合、平成 28 年度では収集と持込を合わせた可燃性ごみの量で 445g/人・日になりますが、この値は循環型社会形成推進基本計画に基づく 2 割削減と照らし合わせると、野田市において平成 12 年度の 587 g/人・日に対して、平成 28 年度は 1 年延びますが 445g/人・日は 25% ほどの削減となります。つまり、国の基本計画で示された数値の 2 割より 5 ポイントほど削減率が高いわけです。若干高いところに目標をおくという点では、ある程度整合性がとれており、理解を得られやすい数字ではないかということで、事務方で 30% 削減を目標にしてはどうかと考えました。

ちなみに、平成 22 年度から平成 28 年度までは 16% 減量しなければ 445g/人・日にはならないということで、平成 12 年度から 10 年間にわたって 10% 弱の減量を達成していますが、これからの 6 ～ 7 年は、今までよりもう少し厳しい減量目標を設定するということですが、全く実現不可能な数字ではないということで、30% 削減を念頭に置きながら議論を深めていただければと思います。

立本会長

これを考えるのには当初長南委員から 30% 削減という話が出たものですか

ら、その辺のことを中心に考えたのですが、数値的に見ますと、これからの数年はちょっと厳しいけれども、先ほどの「さらなる推進」をしてもらい、何とかできるのではないかなと考えたのですが、いかがでしょうか。

松島委員

本日ここに可燃ごみの段階的減量目標値案として提示させていただきました。提案の1は、第5回の審議会で決めたプロジェクトチームの名称ですが、今回「資源回収拡充のための」というのはカットされました。これはとても役割が大きく、多くの市民が参加する委員会であることを基本計画に盛り込んでもらいたいと思います。

提案の2は減量目標値設定についてであり、今議論しているテーマですが、目標値の設定は普通5年ぐらいに1回ですが、10年にもわたるものなので、もっと細かく2回設けて3段階で設定するくらいの気持ちがあってもいいのではないかと思います。

資料の説明に入りますけれども、「基準値」資料6-2-1になりますが、収集ごみ、直接搬入ごみを合わせて可燃ごみとしました。「骨子案の減量の予測値」ですが、平成22年度から33年度までの可燃ごみの総排出量で7.2%となります。

「可燃ごみの減量目標値(案)」以降が私なりに検討した結果です。可燃ごみは大きく分けて、生ごみ、雑紙、そしてその他というように極めて大きく分けられると思います。雑紙といっても、前々回に古橋委員から提示があったように実は紙オムツは十何%占めていて、これは増える可能性があるということを知りまして、雑紙の2番の下に(紙オムツ)としました。

組成率は、生ごみが52.4%、雑紙が24.7%なのですが、紙オムツは大体推測すると4,000tぐらいだろうということで、11.5%はいわゆる紙オムツを除いた雑紙だということになります。生ごみと雑紙を100%除いた残り、すなわち布切れ、草木、ルール違反のプラスチック、ゴム、金属、その他などが22.9%です。それぞれ収集、搬入とまとめた30,300tが平成22年度の可燃ごみの総量です。

次のページ、組成別の可燃ごみの減量目標値ですが、4年後の平成26年度、7年後の平成29年度、10年後の平成33年度で設定してみました。目標を設定した年における削減率は、生ごみは5%、15%、25%、雑紙は20%、40%、70%と非常にアバウトですが設定しました。紙オムツは色々な自治体がトライしていますが、ほとんど手に負えない状態です。徐々に増えることは間違いないということで、5%増加、10%、15%と設定をしました。

資料では紙オムツの収集をゼロにしていますが、これを5%ずつ増加させると、4,200t、4,400t、4,600tとなり、各年の減量率は5.2%、20%、33%となります。

富所委員が提案なさった話については、残る不燃ごみ、あるいは粗大ごみのそれぞれの減量目標を設定した上で積算するほうが、結論だけを示すよりも、我々自身にとってもあるいは市民にとっても説得力があるのではないかと思います。

最後の「可燃ごみの減量目標値達成を目指して」は、読んでいただけたらと思いますが、その4番目のところですが、先ほど来の指定袋の見直し、還元制度を含めて、それ以上に紙の分別をするためには、紙入れ用の雑紙の入れ方を、ちり紙とかそういうものは別にして紙類は新聞入れに全部入れればよいと思います。そうしたら簡単に楽に資源ごみとして排出できます。そういうことを踏まえてごみ袋の見直しのことは検討項目に入れていただけたらと思います。

最後に、私が示した資料の2ページの組成別可燃ごみの減量目標値の表のごみを分別する世帯数目標ですが、現在の62,673世帯を減量目標値で割り算すると、4年後には3,000世帯余り、7年後には9,400世帯ぐらい、最後には15,000~16,000世帯となりますが、それぐらいの目標値を定めたほうがよいのではないかと思います。

立本会長

松島委員からは、組成ごとに数値を出した上で、全体的にどうかと考えるという手法の提案がありました。何か皆さんのほうでよい手法や、あるいはごみの削減率について、今出ているのは30%減量の話ですけれども、50%にしようとかというような案はございますか。

松島委員

非常に細かい提案ですが、30%、25%という高い目標値を設定していただいたことは、非常に歓迎すべきことだと思います。あとは私の示した手法でやると膨大な作業となり時間もかかるので、これはこれから審議をしていく中で、あるいは来年度の色々な並列的に何かの部会でやっていただければと思いますが、1つの積算の方法として、できるだけ採用していただきたいと思います。

長南委員

減量目標があって、その30%削減はどこをどのように減らすのか、そのための施策はどうなのかなどを私どもが市民に対してちゃんと説明できるようなものを、これから議論していくという理解でよろしいですね。

立本会長

そのように考えております。

古橋委員

先ほど富所委員が提案した年ごとに減っていくというカーブはよく分かるし、そうすべきなんですけれども、10年前、20年前の10%減とこれから10年後、20年後の10%減とは全然難易度が違うわけです。全く想定外のことに取り組まなければいけない。紙オムツがいい例なわけで、全国でゴミ減量の先駆けになっている自治体はそういうことに取り組まざるを得ないわけで、その覚悟を持たなければいけないという認識を感じているところです。そんなことまでやるのかということに取り組まないと、多分今言われたような数値は達成できないだろうと思います。

片や不法投棄という実態があるわけです。以前、ごみの有料化という提案をしましたけれども、従来のように足して2で割ってうまくやろうという感覚ではだめだということです。それから専門委員会とかプロジェクトチームをつくることの必要性、必然性を感じています。

松島委員

先ほどごみの組成による積算の表を示しましたが、これはなぜかという、具体的に4年後には5.2%、7年後には20%、10年後には33%、これは当然のことで焼却量、焼却費用、焼却形式だとか色々なことに影響してくるんです。例えば、三ツ堀と関宿クリーンセンターの現在のトラック搬入量が平成22年度は78,000回になっているわけで、可燃ゴミを減らすということは、搬入の費用、回数とか騒音などいろいろな環境にも影響するということも改めて認識していただきたいと思います。

立本会長

社会の状況がどうあるかによって、ごみの減量は難しいけれども、目標として何らかを示さなければなりません。先ほど富所委員が話をしたように、ある程度の数値を基に計算をして、向こう5～6年で16%は難しいかということもずいぶん考えましたが、新たな基本計画の中でやるわけですから、30%は難しいけれどもいけるのではないかというのが今日、我々が示した案でございます。

当然、そこに至る過程には、説明の中で組成をいろいろ解析してこういう方法もある、あるいはこういう方法もあるよというようなことは残しておかないといけないと思います。

瀧委員

松島委員のこれは非常に適切な評価だろうというふうに思っております。

お伺いしたいのは、まず1つはほかに増えるものはないんだろうかということです。直近で考えられるのは紙オムツの話で、4年後に5%、7年後に10%、11年後に15%増えるというこの根拠は人口の増減に、あるいは世帯の年齢構成を勘案した形でのパーセンテージなのか、そういうきちとしたバックボーン

があるのかどうかです。せっかくコンサルがいらしているんですから、コンサルにこれをお渡しして、こういう考え方でもう一度予測してもらうという形はいかがでしょうか。

松島委員

紙オムツについては、生ごみよりはるかに量を測定するのはすごく難しいと思います。データもつかみようがないので、私の個人的な生活環境を含めてファジーに5%、10%、15%としました。野田市におけるもっと細かい数値が手立てになると思って、清掃計画の事務局に調べてもらいました。参考までに言いますと、野田市では今年から2歳以下の新生児、身体障がい者とか介護を申請する人には、オムツではなく可燃ごみの袋を全部で52,680枚無料で支給しています。この支給枚数は1つの目安になるのではないかなと思います。それを実測値でできたらもっと市民に対して説得力がある数値が提示できるのではないかと思います。

江原委員

ごみ減量の目標値を決めることは大切ですが、何を減らせて何が増えるのかというのをある程度予測していかないといけない。

確かに焼却場全体のごみの量が減れば、システムは小さくなって公害の問題とか選定した場所を説明するにはいいかもしれませんが、現実的にどうなのか、そこがまず焦点だと思うんです。これをどれだけ減らす、これがどれだけ増えるというのは、野田市の動きや、ごみを出す人の年齢にもよるので、その数値をある程度出さないとならないが、これは簡単に出せる問題ではないと思っています。この審議会のメンバーだけでそろえるといったら至難の業です。ですから目標値を入れるかどうか、これは会長考えてください。

富所委員

一般廃棄物処理基本計画には減量数値を具体的に入れなければいけないので、これは法律上の義務ですので入れます。それからあくまでも目標ですので、もちろんその目標が実現の可能性がなければ論外なのですが、今までの実績プラスさらなる努力、まさに「さらなる推進」ですが、それによってもう少し上乗せをしようということでもあります。そういった目標があって初めてその減量施策が具体化していくわけですし、また優先順位も決まってくるということです。

長年の経験では、ごみ量の予測が当たった例はありません。そのぐらいにごみというのは生活様式、あるいは経済の状況などにも大きく左右されるわけです。しかし、どこでもごみ半減計画とかいろいろなことをやって、その目標のためにあらゆる施策を集中してやるということで成果を實際上げています。ま

してや新清掃工場の規模に大きくかかわるわけです。まだまだ迷惑施設という発想の中で、まず市民が自ら努力をして、そういう努力の上でどうしても出てくるごみを何とかしましょう、だからみんなで考えましょうということではいけません。ここで時間を掛けて下から積み上げてやるのではなく、実現可能性のある数字をきちんと示すというのが審議会の大きな法律上求められた役割だということを認識し、議論を深めていけたらと思っております。

立本会長

私たちも検討の中で、30%というのは大変だという思いでしたが、法律的には数値は出さなければいけない。積み重ねという形でいくと時間的な問題もある中で、以前に長南委員が30%削減ということを言われており、富所委員からも述べていただきましたけれども、とりあえず30%削減を目標として審議会ではそれを決めた裏付けはこうですよ、というような中で進めていただければというのが希望です。まだ、決定ではございませんが、われわれ作った側とするそういう意味を込めてここに表わしたわけでございます。

松島委員のおっしゃられた組成で積み重ねてやる方法も、それは解説の中で述べていきたいと思っております。

小倉委員

今回の新清掃工場というものが、この目標値で決定してくると思いますので、やはり目標値は必要だと思います。ただ、市民の協力となると、言われている目標値だけでは市民には具体的に分かりませんので、30%という数値に対して、市民がどのように削減をしていかなきゃいけないのかということを理解をしていただけるように、私たち委員で細かく決めないと協力は得られないと思います。市民の協力といっても、今でも厳しい方、きちっとされる方、中間的な方いろいろなありますので、ごみ座談会などそういった形でも進めていかないと目標倒れに終わることになると思います。

立本会長

市民の周知徹底を図らないといけないということで、委員の皆さんの協力はもちろんのこと、最初は厳しいけれども市民の皆が協力して、最終的に30%に到達したというような結果になればと思います。あるいは最終年度に32%になるかもしれないし、あるいは25%でも今よりもさらなる前進があって、その結果、目標の30%削減を5%割って25%になったのなら、その次の10年計画で皆さんに努力をしてもらい発展してもらえたらという思いで数値を出しているのですけれども、いかがでしょうか。

江原委員

国の循環型社会形成推進基本計画でいくと、平成 12 年度を基準にして約 15 年で 20%減です。この平成 12 年度ぐらいからだったらかなり落せたと思うのです。平成 22 年度から 30%減といったらそれは並大抵ではない。目標に持つのはいいけれども、その根拠を明示できるかどうかだと思いますので、今は 30%減に賛成とは言えません。

富所委員

国の計画は平成 12 年度比で平成 27 年度が目標年度です。先ほど説明したのはそれを念頭に置いて、厳密に言えば生活系のごみということなのでイコールではないのですけれども、野田市は中小企業が多いので事業系も家庭系と同程度として、家庭系と 1 つにまとめて申し上げました。

その上で平成 12 年度が 587g、そして平成 28 年度、国は平成 27 年度が目標年度ですけれども、1 年先延ばしした平成 28 年度の段階で見ますと 25%の減量ということであります。ですから国の循環型社会基本計画の 20%削減とそれほど大きな開きではない。それより 5 ポイント努力をすれば国の立てた計画にも見合うということで申し上げました。

ですから、それから先のことは確かにだんだん厳しくなるということでありまうけれども、あくまでもどこに目安を置くかということであれば、平成 28 年度の段階で考えたときには 3 割削減を、最終の平成 33 年度を目標に考えたときの 30%削減はある程度妥当性があるだろうという意味です。

瀧委員

富所委員の話は平均的な話で、野田市は平均的な話よりも相当進んでいるという認識を持っています。皆さんが心配されているように年度が進むにしたがって本当に 30%削減できるか。野田市は、だいぶ限界に近付いているのではないかと、なおかつ人口が増えるあるいは増えなくても生活のパターンが都市化してくると、敷地内で処理しきれなくなるということも起こると思います。

そこで先ほどの紙オムツの話ですが、減るものと増えるものを精査して、ごみがどのように減っていくか、燃焼部分のカロリーがどのように変わるのかを見ておかないと、最終的に焼却の機種を選定まで及ぶと思います。

そういうわけで、富所委員の示した 30%と、松島委員の 33%の話はそんなに現実離れした話ではないと思いますが、中身が少し変わる可能性があると思います。カロリー数の話なので、コンサルできちとした計算をやっていただければと思います。

松島委員

私は可燃ごみだけを言っており、富所委員は可燃だけでなく不燃も含めたすべての目標値なので、ちょっとレベルが違うと思います。念のため認識してい

ただければと思います。

長南委員

3 Rでだいぶ長く議論しました。その中で野田市の可燃ごみの組成は紙や生ごみが多い、だから紙の回収を上げ、生ごみは何とか堆肥化やその他いい形でリサイクルすれば、ごみは確実に減るという認識が統一されたと思います。あとは施策として具体的にどうするのかです。

確かに野田市は近隣市でも減量に皆さん協力をしてしていますが、それでも可燃ごみの組成を見るとそういう実態があるので、それを具体的にどうやってリサイクルに回せるかですから、そういう意味で目標はきちんと30%なら30%と掲げて、ごみの組成から見てリサイクルに回すなどの施策を積み上げれば、絞れると思います。また、そういったことをきちんと議論して、新しい清掃工場のごみ処理システムを構想するのが、この審議会の役割だと思いますので、大変かもしれないが、頑張ってみようかということによろしいのではないのでしょうか。

江原委員

野田全体で見ますと平成12年度から平成22年度で約10%の減量です。平成22年度から30%の減量が妥当ということでしょうか。

長南委員

指定袋制度を導入したときに30%削減し、そのあと少し大きく減ったのは合併して旧関宿の住民の協力で、そこでまた下がったということです。つまり、そういう意味で、野田市は指定袋制度導入以降、新しい施策に具体的な手を打ってきていないわけです。ですから今度の10年間ではもっと可燃ごみの中からリサイクルに回す、そういうシステムをつくりましょう。ということを議論しているわけですから、もちろん市民の協力が前提ですが、新たな施策に減量できる。この10年間の減量が10%足らずだから、今後大変だということではなくて、例えば30%減らすためにこういう具体的な手を打ちましょうということをやっていけばいいかと思います。

富所委員

こだわるわけではありませんが、この審議会がごみ減量、リサイクルについて認識を改める場という、本来の最初の見えない役割は果たしつつあると思っています。

この審議会の答申を受けて、市が少なくとも平成28年度までの5年間は最重点施策として、ごみ減量・リサイクルに取り組むことで初めて実現できていると思っています。そのためには、予算やプロジェクトチームだけでは十分ではあ

りません。市民と事業者が一緒に手を携えて全体の取り組みの形を作っていけるかどうかだと思います。ごみ減量施策は進んでいた自治体も今では遅れている自治体になっていて、当初遅れていた自治体が最先端をいっているのがごみ減量、リサイクルの今の状況です。野田市が引き続きトップランナーであるために、それだけの努力が必要であることは確かですが、ごみ減量、リサイクルが市の最重点施策の項目であることを市を挙げて、市民、行政とともにできるかということ、その辺をいかに答申の中に書き込めるかということに関わっているかと思っております。

知久委員

減量目標値ですから、達成するのに越したことはないのです。あくまでも目標だから、15%がどうした 30%がどうしたとあまりこだわることはないと思います。現実には、生活様式が大きく変わったりするし、例えば、昔は皿で出していた魚屋が今はトレイです。八百屋もそうです。それがごみになって出てくるわけです。そういう扱いやすくなっていくわけですから、それがごみになってくるわけです。だから目標値の値にあまり固執しても仕方がないと思います。それで決めた値に向かって進めばいいんです。

立本会長

とりあえず先ほど富所委員が言ったように 30%である程度できらうと、ただ、そのためには市民の相当な努力を踏まえている。平成12年は587g/人・日が平成22年度は522g/人・日に減って、平成28年度は445g/人・日に減らす。平成22年度から平成28年度までは厳しいけれども頑張ってもらおうではないかという思いで案として30%を示したのです。

もし認めてもらうならば、あとでどういう手法、あるいは目標値を決めるには組成ごとに決める方法、あるいは問題点として紙オムツの問題、いろいろな周知徹底が今まで不十分だったことを施策上でどうすればいいかということを書かせていただいて、できるなら30%で了解してもらえればありがたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

古橋委員

異議なしの声が出たところで申し訳ないのですが、今後の減量は非常に難しいという話をしているわけです。ごみ減量に対しては、河川の源流でいうメーカーや流通への働きかけは避けられないし、そういうことも審議会の提言の中に盛り込んでいいと思います。経済産業省が腰を上げ、メーカーサイドに到達するような提言の仕方を一地方自治体と言う問題ではないかもしれませんが、

今回のごみ減量の提言のところに組み込んでいただきたいと思います。

立本会長

骨子案の中には「グリーン購入の推進」を言いながら、そのところは言っていないので、今回はそのことも併せて野田市から意見が発信できるように文章を書かせていただきます。そのときにさらなる加筆、訂正等をいただきたいと思います。以上でよろしいでございますか。

(異議なし)

3 閉会

立本会長

残りはまた次回ということで、第7回の審議会の議事録署名人は大柴由紀委員と高梨守委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次回については事務局から説明をお願いいたします。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

12月17日午後1時からこの場所ということで、次回は、先ほど会長のほうでこの骨子案に肉付けをしたものを出していただくということで、基本的には素案という形で出させていただきたいと思います。

本日、基本計画の施策の推進体制のところはまだ議論がされていませんが、もしよろしければ肉付けした素案という形で議論ということで資料を用意させていただきます。

立本会長

施策につきましては、私のほうで富所職務代理、鎌野委員、瀧委員、恵委員で素案を作り、事務局と文書のやり取りをして、皆さんに示して決めさせてもらうということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(異議なし)

立本会長

はい、ありがとうございました。以上で今日の審議等はすべて終わりましたので、これでお開きにいたしたいと思います。どうも長い間ありがとうございました。

この会議録は、発言の主な部分を要約して記載しております。

野田市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編)

平成 年 月

野 田 市

目 次

第1章 基本的事項	1
第1節 基本計画策定の背景	1
第2節 計画の期間	1
第3節 本計画の位置付け	2
第4節 一般廃棄物処理計画（ごみ編）の点検、見直し、評価	4
第2章 野田市の概況	5
第1節 人口動態	5
第2節 産業の概況	7
第3節 将来計画の概況	8
第3章 ごみ処理の現況と課題	9
第1節 国、県における減量目標値の設定状況	9
1. 廃棄物処理法における基本方針	9
2. 循環型社会形成推進基本計画	10
3. 千葉県廃棄物処理計画	11
第2節 野田市のごみ処理の現状	12
1. ごみ量の推移	12
2. ごみ組成の特徴	12
3. 本市のごみの流れ	13
4. 分別収集及び資源回収等	14
5. 収集・運搬方法	15
第3節 野田市におけるごみ処理の課題	16
1. 現行計画の評価	16
2. 本市におけるごみ処理の課題	18
第4章 ごみ処理基本計画	23
第1節 ごみ処理の基本方針	23
第2節 施策の体系	24
第3節 重点施策	26
1. 排出抑制	26
2. ごみ減量・リサイクルの推進	27
3. ごみ処理システムの整備・拡充	29
4. 環境保全意識の普及啓発	30

第4節 減量目標とごみ量の予測	32
1. 減量目標値の設定	32
2. 減量目標に基づくごみ量の予測	32
第5章 計画策定に当たっての留意事項	34
第1節 施策の実施体制	34
1. 市民・事業者・行政のパートナーシップの構築	34
2. 他の自治体との連携による広域支援体制	34
3. 災害対策体制の確立	34
4. 環境マネジメントシステムの導入	34
第2節 地球温暖化防止への配慮	34

資 料 編

【資料1】 ごみ発生量及び処理量の見込み（現状維持、減量化後）	資-1
【資料2】 廃棄物行政の歩み	資-37
【資料3】 土地利用状況	資-42

第1章 基本的事項

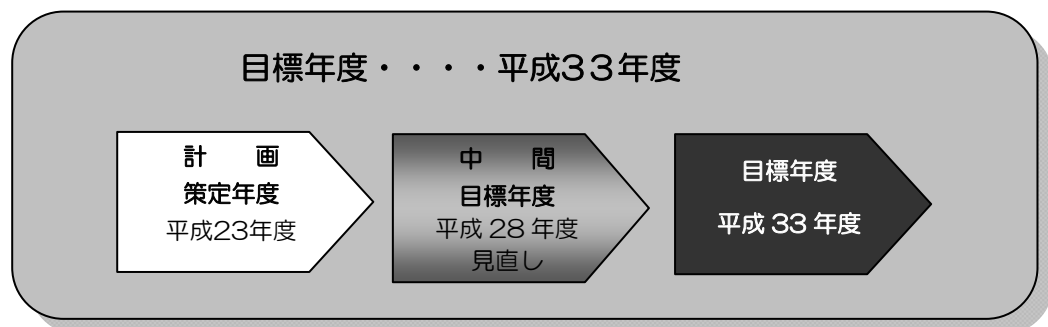
第1節 基本計画策定の背景

平成15年6月6日に旧野田市と旧関宿町が合併し、新たな野田市（以下「本市」という。）が誕生してから8年余りが経過しました。ごみ処理については、合併調整の結果、基本的に旧野田市のルールを旧関宿町に適用することとし、関宿地域は、合併以前と比べ、大幅なごみ減量を達成していますが、市域全体のごみ処理計画として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定を義務付けられている一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）については、統合はせず、両市町の計画を合わせて1つの計画として位置付けてきました。

しかし、新不燃物処理施設の建設が始まり、新清掃工場の建設が本市の喫緊の課題となっていて、新たなごみ減量対策等の実施やごみ処理システムの見直しが必要となっていることから、平成23年8月に発足した、公募市民も加わった野田市新清掃工場建設候補地選定審議会における幅広い審議を経て、新たな「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定するものです。

第2節 計画の期間

計画期間は平成24年度を初年度とし、10年後の平成33年度を目標年度とします。なお、社会変動等を踏まえて概ね5年ごとに改定することとされていることから、中間年度（平成28年度）において見直しを行います。



第3節 本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき策定されるものであり、その上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法などと整合を図り、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

また、本計画は、野田市総合計画及び野田市環境基本計画の下位計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有します。循環型社会形成に向けた法体系及び本市における一般廃棄物処理基本計画の位置付けを図 1-3-1、表 1-3-1 に本計画に係る法令の概要を示します。

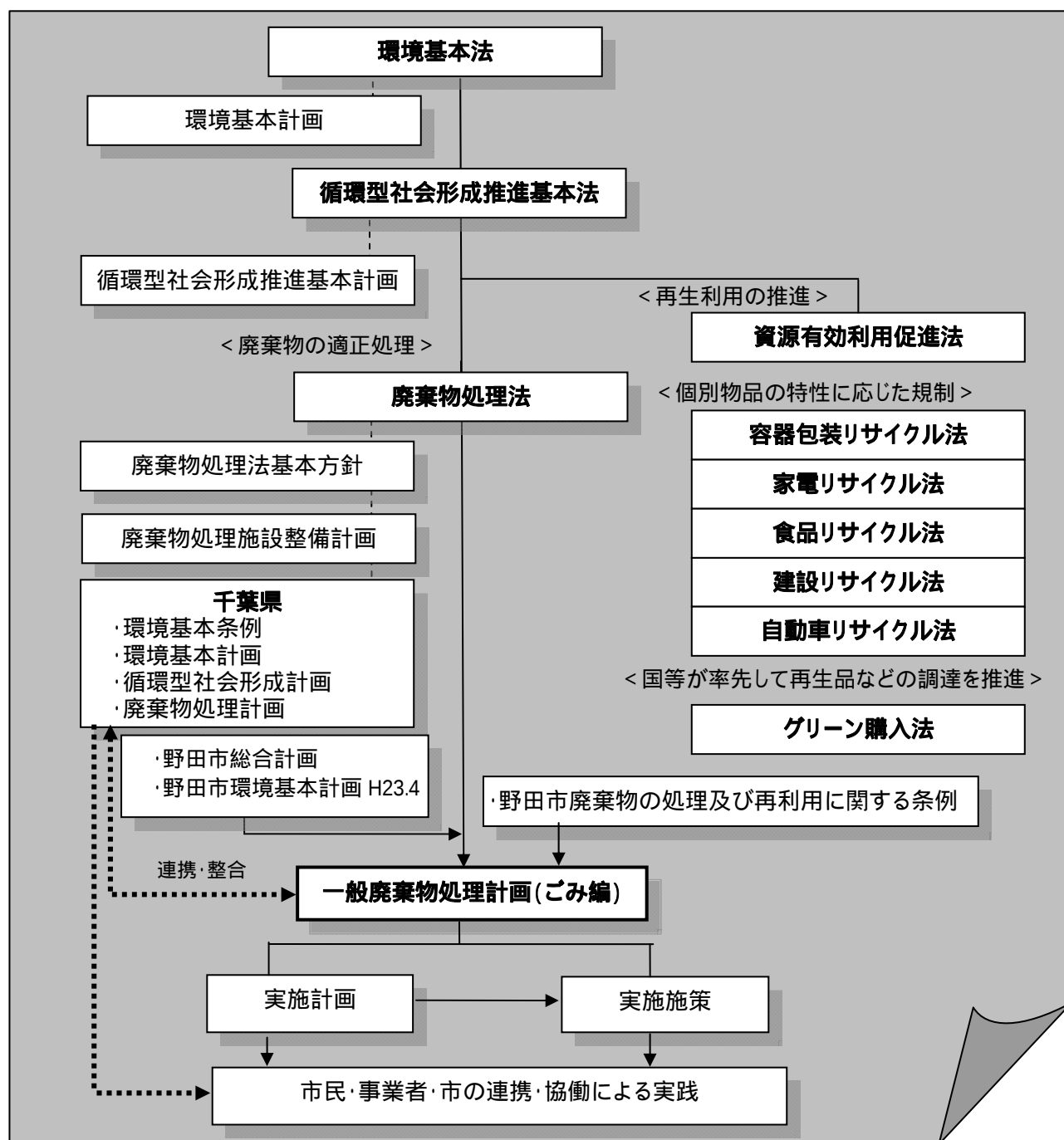


図 1-3-1 本計画と他の法令・計画との関係

表 1-3-1 本計画に係る法令の概要

法令名称	制定年度	概 要
環境基本法	平成 5 年度	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成 12 年度	循環型社会の形成についての基本原則や国の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	昭和 45 年度	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生など）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	平成 3 年度	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者などの取組を中心に廃棄物の発生抑制、部品などの再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	平成 7 年度	家庭などから排出されるごみの大半（容積比約 60%）を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成 10 年度	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。当面、対象となる家電製品は当初、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成 21 年 4 月 1 日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加された。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	平成 12 年度	売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化などにより最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用などの促進を図る。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	平成 12 年度	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	平成 14 年度	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化などを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクルなどを図る。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	平成 12 年度	国が率先して、再生品などの環境物品などの調達を推進し、情報提供その他の環境物品などへの需要の転換の促進を図る。

第4節 一般廃棄物処理計画（ごみ編）の点検、見直し、評価

一般廃棄物処理計画は、資源循環に係わる様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。基本計画で定めた目標を達成するため、計画の各段階において推進状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。

また、環境を取り巻く社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要と考えられます。

そのため、計画の推進状況を施策ごとに毎年点検するものとします。

点検は、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。

また、住民や事業者の取り組みや活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していきます。

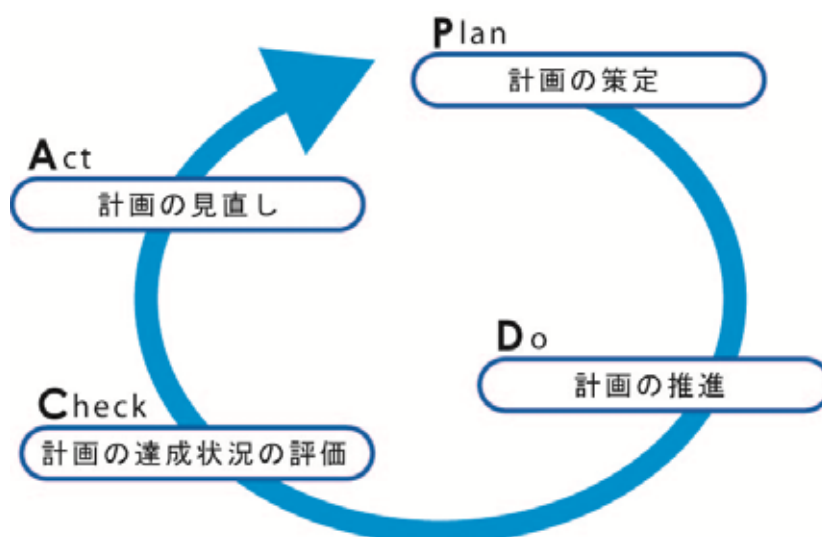


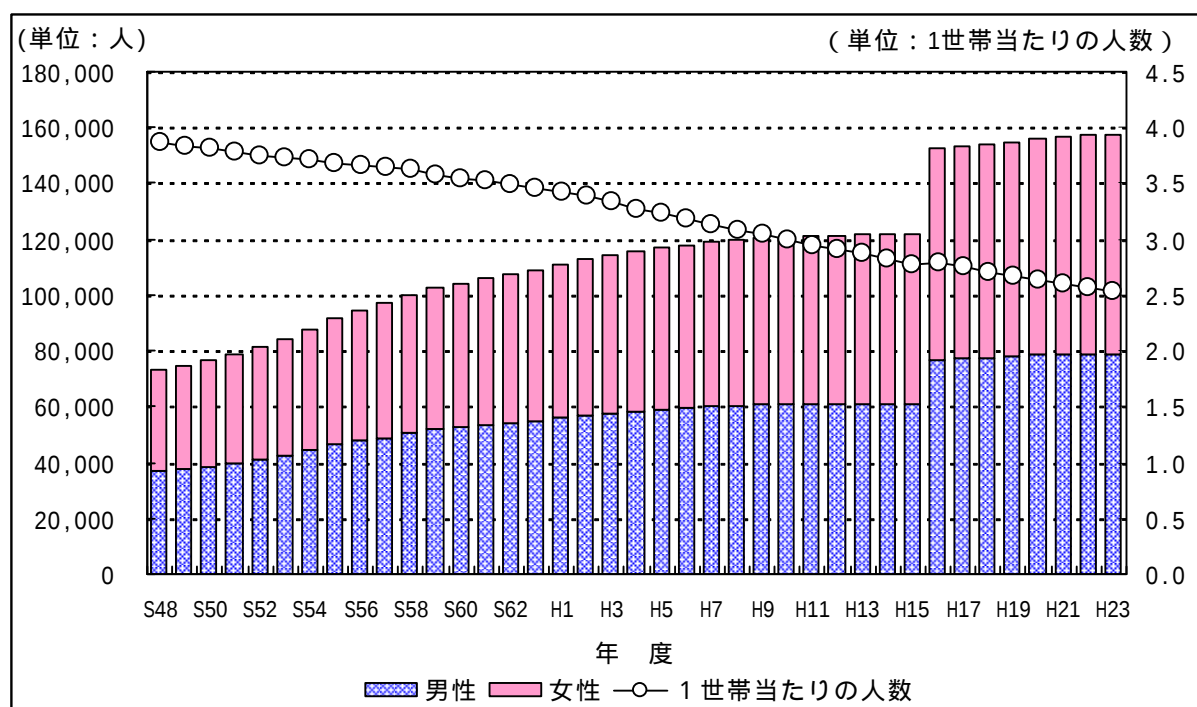
図 1-4-1 本計画におけるPDCA サイクル（イメージ図）

年度ごとの点検内容	
個別施策	計画全体
・ 具体的な取り組み（市民・事業者・行政） ・ 推進状況の把握 ・ 推進状況の評価 ・ 次年度の目標と課題	・ 各施策間の調整 ・ 重点施策などの検討 ・ 関連事業、計画との連携 ・ 国、県、近隣市町との連携

第2章 野田市の概況

第1節 人口動態

本市における人口の推移を図 2-1-1 に示します。本市の人口は右肩上がり推移してきており、平成 15 年 6 月 6 日には旧野田市と旧関宿町が合併したことにより、15 万人を超えました。しかしながら、1 世帯当たりの人数は年々減少し、少子化・高齢化が進んでいる状況となっているため、将来的にも従来のような増加傾向での推移は考えにくくなっています。それらを踏まえ、本計画の上位計画『野田市総合計画（新市建設計画）』においては、平成 27 年（2015 年）の将来人口の基本値を約 15 万 6 千人と設定しています。ただし、平成 23 年 4 月 1 日の人口である 157,033 人はこの値を若干ですが上回っていることから、本計画の将来人口としては、現時点の横ばいの人口で推移するものとします。



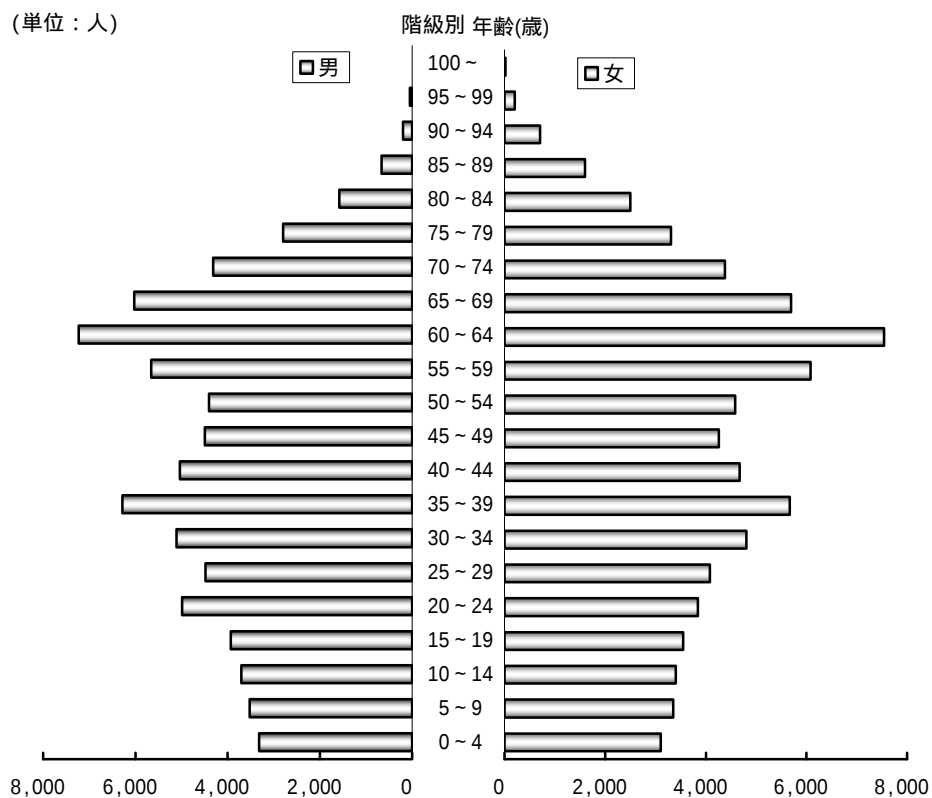
資料：市民課

図 2-1-1 本市における人口の推移

注：昭和 48 年～61 年は住民基本台帳による。昭和 62 年からは住民基本台帳及び外国人登録者数の各年 4 月 1 日付け人口を示しています。ただし、平成 23 年は 12 月 1 日現在の人口です。

年齢別人口を図 2-1-2 に示します。平成 22 年度における本市の年齢別人口では、男女ともに 60～64 歳が最も多くなっています。

また、0～14 歳までの年少人口は市全体の約 13.2%、15～64 歳までの生産年齢人口が約 64.9%となっていますが、65 歳以上の老年人口は 21.9%を超えています。



資料：「平成 22 年国勢調査」より

図 2-1-2 本市における年齢別人口（平成 22 年度）※

年齢不詳は含まず。

第2節 産業の概況

本市の産業別事業所数と従業者数を表 2-2-1 に示します。

本市においては、醤油醸造などの地場産業が昔から盛んであったことから、製造業の割合が比較的高くなっています。

また、低地部の農地利用では水稻を中心とした作付けが行われており、台地部では、枝豆やほうれん草などの野菜類を中心とした農業が営まれています。

しかし、近年の高齢化にともなう後継者不足などにより、耕作放棄地が拡大しつつあることから、第一次産業の割合は低くなっています。

表 2-2-1 本市における産業別事業所数と従業者数の概要

産業分類	事業所数	従業者数	構成比
	(事業所)	(人)	(%)
第 一 次 産 業	17	204	0.3
農林漁業	17	204	0.3
第 二 次 産 業	1,356	16,554	27.9
製造業	675	12,878	21.7
建設業	680	3,674	6.2
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	0.0
第 三 次 産 業	3,995	41,585	70.1
卸売業、小売業	1,363	12,025	20.2
運輸業、郵便業	243	7,420	12.5
医療、福祉	299	5,026	8.5
宿泊業、飲食サービス業	536	4,371	7.4
教育、学習支援業	190	3,566	6.0
生活関連サービス業、娯楽業	495	2,986	5.0
その他	310	2,782	4.7
学術研究、専門・技術サービス業	160	1,115	1.9
不動産業、物品賃貸業	291	979	1.6
金融業、保険業	50	635	1.1
他の営利事業	29	346	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	9	177	0.3
情報通信業	20	157	0.3
公務	25	1,031	1.7
合計	5,393	59,374	100.0

資料：「経済センサス基礎調査」（H23.6.3 確報集計結果）

注：事業内容が不詳の事業所は含まれていない。

第3節 将来計画の概況

本市では、ごみの分別収集等を通じて、廃棄物の減量化・リサイクル化について、これまでも着実に成果をあげてきました。快適で安全な野田市を実現するためには、引き続き、廃棄物を適正に処理する必要があります。今後も、効果的な情報提供、市民の意識啓発の促進、分別収集の徹底、焼却灰のより安全な再利用方法等を通じ循環型社会の構築に向け、その充実に努めるとともに、適切な施設整備を推進します。

廃棄物の安定的で適正な処理を行うためには、一般廃棄物最終処分場が不可欠ですが、周囲を河川に囲まれ優良農地が多く存在している野田市においては、その確保が困難な状況にあります。

現在、市外の一般廃棄物最終処分場に依存しており、その残余容量も逼迫しているため、廃棄物処理における清掃工場の重要性は極めて高く、したがって、今後も引き続き施設整備のあり方など対応策を幅広く検討します。

新不燃物処理施設を建設し、不燃ごみ中の資源物の回収により徹底した資源化に努めます。

また、不燃物処理施設における知的障がい者の雇用に配慮します。

市民には、廃棄物処理施設が健康な生活を支える重要な基盤であることへの理解が期待されます。

第3章 ごみ処理の現況と課題

第1節 国、県における減量目標値の設定状況

1. 廃棄物処理法における基本方針

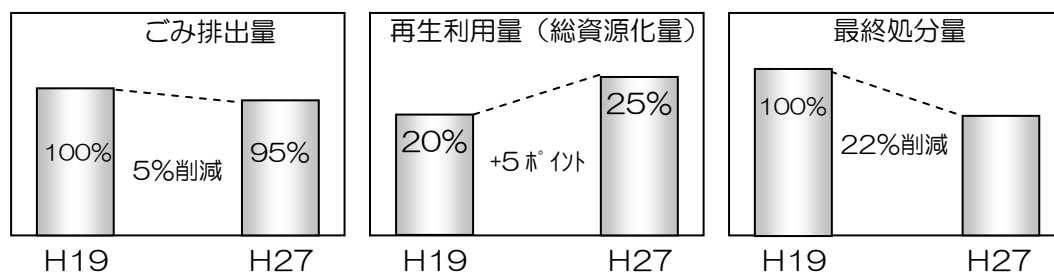
廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき環境大臣が定める基本方針が平成13年5月に告示、平成22年12月に変更され平成22年度以降の廃棄物の減量化の目標等が定められました。

近年、世界的な資源制約の顕在化や地球環境問題への対応も急務となっており、新たな基本方針として、今日的な状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があります。その際、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより、一層つながるものと考えられます。

このような循環型社会の構築を目指し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標として、以下のような数値目標が掲げられています。

廃棄物処理法基本方針で示された目標

- ◇ 計画目標年次 平成27年度
- ◇ 計画の目標
 - ・ 排出量を平成19年度から約5%削減
 - ・ 再生利用量（リサイクル率）を約25%に増加
 - ・ 最終処分量を平成19年度から約22%削減



※ごみ排出量とは、収集ごみ量と直接搬入量を加えた値です。

2. 循環型社会形成推進基本計画

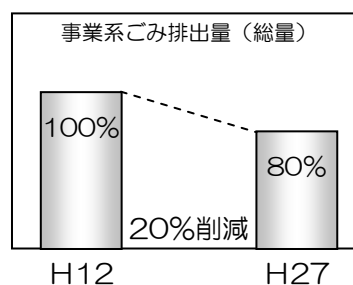
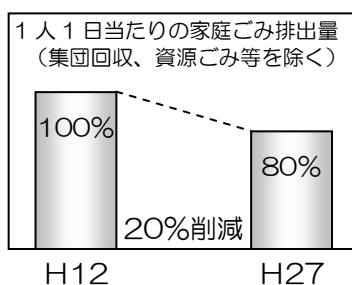
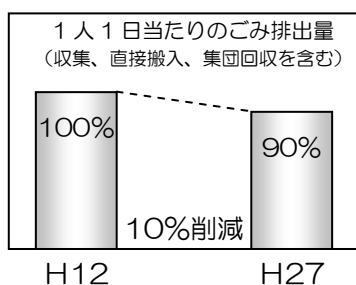
循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 法律第 110 号）が制定されたことを受け、平成 15 年 3 月に循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

その後、これまでの取組成果や目標達成の進捗状況、世界的な資源制約、地球温暖化を始めとする環境問題への対応などの社会経済情勢の変化を踏まえ、平成 20 年 3 月に第 2 次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

第 2 次循環型社会形成推進基本計画では、環境保全が人類の生存基盤に関わるさわめて重要な課題であることを踏まえ、前計画の内容の充実・強化を図り、循環型社会の構築を一層推進するための各主体の取組や具体的な数値目標が設定されています。

循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取組目標

- ◇ 計画目標の設定（平成12年度～平成27年度）
 - ・ 約90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約50%の人たちが具体的に行動
 - ・ 1人1日当たりのごみ排出量の約10%削減
 - ・ 資源回収されるものを除いた1人1日当たりに家庭から排出するごみの量の約20%削減
 - ・ 事業系ごみ排出量（総量）の約20%削減
 - ・ 地方公共団体、上場企業等のグリーン購入の推進

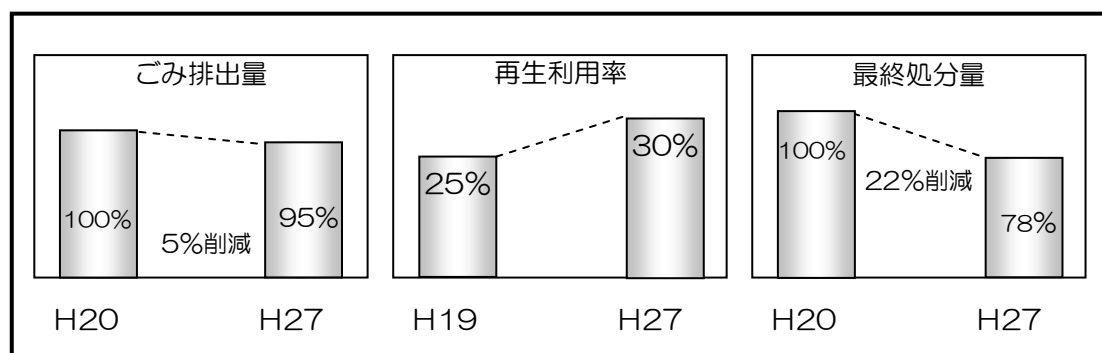


3. 千葉県廃棄物処理計画

千葉県では平成23年3月に「千葉県廃棄物処理計画」を策定しています。

この計画では、不法投棄等の諸課題への対処を図りつつ、「もの」を大切にし、持続可能な資源循環型社会への転換をさらに進めていくため、一般廃棄物と産業廃棄物について、それぞれごみ排出量、再資源化率、最終処分量の目標を設定し施策を策定しています。

このうち、一般廃棄物についての目標値は以下のとおりとなっています。



これらの目標を達成するために、3R^{*}の推進を展開し、新たなライフスタイルへの転換や市町村との連携の強化に努めるとともに、資源循環の基盤となる産業づくりを促進します。それでも発生する廃棄物については、適正な処理を確保していく必要があります。

^{*}3Rとは、(リデュース: **R**educe)、(リユース: **R**euse)、(リサイクル: **R**ecycle) 頭文字を表しています。優先順位として、最初は「ごみ」の発生抑制(リデュース: Reduce)を図り、続いて「ごみ」にせず再使用する(リユース: Reuse)、さらにどうしても「ごみ」として排出するものについては分別排出により再資源化する(リサイクル: Recycle)となります。

第2節 野田市のごみ処理の現状

1. ごみ量の推移

本市の1人1日当たりの排出量（排出原単位）は、平成7年度の指定ごみ袋制度の導入時に大幅な減少を示し、平成15年6月の関宿町との合併後も年々減少傾向にあります。近年、その傾向は鈍化していますが、収集したごみと、処理施設に

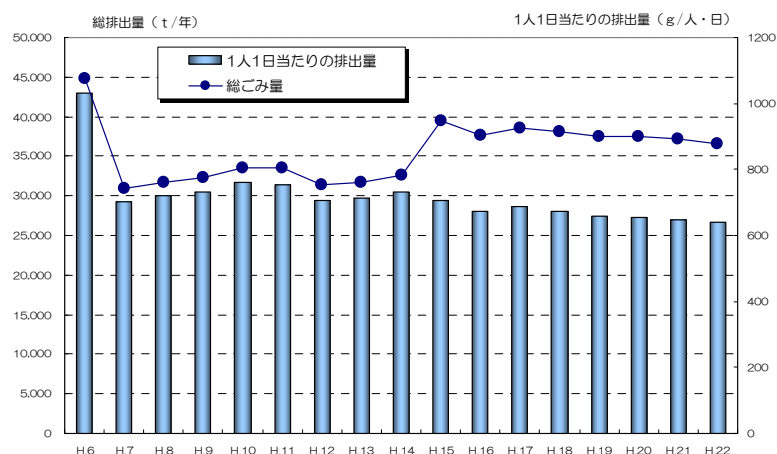


図 3-2-1 ごみ量の推移

持ち込まれたごみの総排出量は、平成18年度から連続で減少しています。

2. ごみ組成の特徴

本市のごみ質は、紙類の組成割合（乾基準）が約46%と最も高いことと、水分量が54%（千葉県内焼却施設の平均値49%）と非常に多いことが特徴です。さらに、排出時のごみ組成（湿基準）としては厨芥類等が非常に多く、その水分が紙ごみにしみ込み保持されているものと考えられます。現状では、処理量の半分以上を占める水分を蒸発処理するために多量の灯油等のエネルギーを消費していることとなります。こうしたことから、厨芥類の水切りの徹底と紙類の削減は、大幅なごみ減量に繋がるとともに、ごみ中の水分量の低減効果も期待できます。これらの本市のごみ質の特徴を踏まえ、生ごみ（水分を含む）と紙類の減量に重点的に取り組む必要があります。

表 3-2-1 現状の平均ごみ種類組成の推計結果（乾基準）

		野田地域	関宿地域	野田市平均
比重	kg/l	0.217	0.268	0.226
全水分	(%)	53.74	57.4	54.4
全灰分	(%)	5.95	6.1	6
可燃分	(%)	40.31	36.5	39.6
ごみ種類組成乾基準%	紙類	45.1	48.4	45.8
	厨芥類	15.9	17.6	16.2
	布類	6.1	5	5.9
	草木類	10.8	7.1	10.1
	プラスチック類	13.4	10.2	12.8
	ゴム類	0.6	0.3	0.5
	その他	4.7	8.4	5.4
	金属類	1.2	0.7	1.1
	ガラス類	0.3	0.4	0.3
	セトモノ・石・砂	1.9	1.9	1.9
不燃物混入率		16.8	13.2	16.1
平成22年度 人口（4月1日）		127,888	29,145	157,033

3. 本市のごみの流れ

本市のごみ処理の流れを図 3-2-2 に示します。

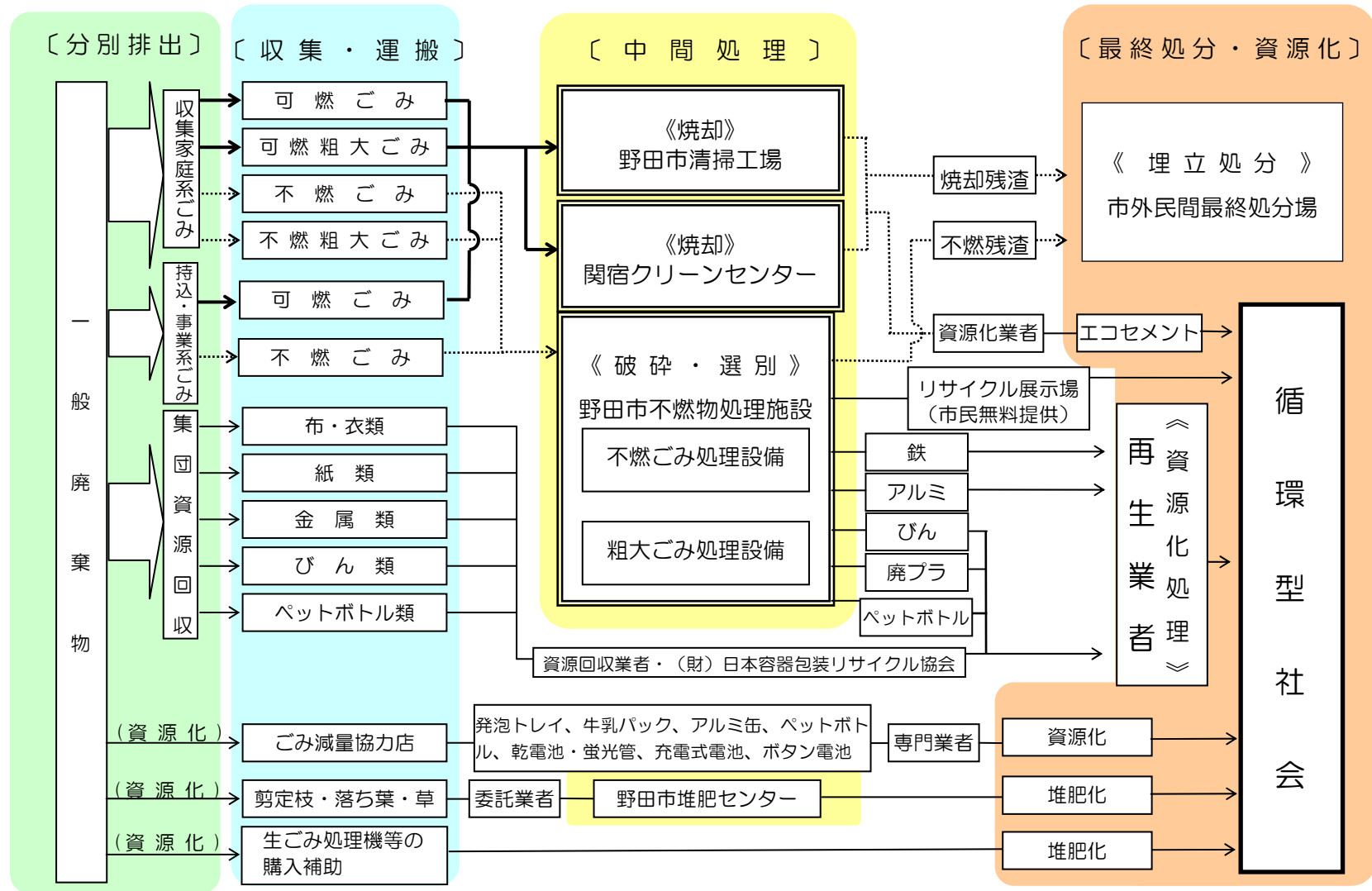


図 3-2-2 ごみ処理フロー図（平成 23 年度）

4. 分別収集及び資源回収等

(1) ごみの種類による区分

ごみの区分については、効率的かつ経済的な中間処理を実施するため、処理方法から「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源物（剪定枝などを含む）」及び「有害ごみ」に区分しています。本市におけるごみの分別品目及び収集頻度を表 3-2-2 に示します。

表 3-2-2 ごみの分別区分、収集頻度及び排出方法(平成 23 年 4 月現在)

区分	品目	対象となるごみ	収集頻度	排出方法
可燃ごみ	可燃物	生ごみ、紙くず、紙おむつ、ペット用トイレシート又はトイレ砂、貝殻、紙コップ、ラップの芯、石けん、本革製品など	週 2 回	指定ごみ袋
不燃ごみ	不燃物	・プラスチック類 ・ガラス類 ・陶磁器類 ・ゴム製品類 ・小型家電製品 ・ビニール類 ・ラップ類 ・トレイ類 ・その他(使い捨てカイロ、水着、工作等で切断されたペットボトルなど)	週 1 回	指定ごみ袋
粗大ごみ	基準を超える大きさのごみ	1 辺が 40cm 以上のもの、または 3 辺(縦+横+高さ)の合計が 90cm 以上のもの	随時(申込) 自己搬入	粗大ごみ処理券 自己搬入
資源物	紙類	新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック(牛乳・ジュースなどで内側にアルミなどが使われていないもの)、雑紙(雑誌・包装紙・紙袋・名刺など)	月 1 ~ 2 回 集団資源回収 (団体により 収集頻度が 異なる)	ひもで縛る 紙袋
	びん類	ジュース・酒などの飲料用びん、ジャムや調味料類のびん、コーヒーなどの嗜好品用びん		回収容器
	ペットボトル類	飲料、酒、みりん、醤油、めんつゆ、食酢・調味酢、ノンオイルドレッシングの入っていたペットボトル容器(キャップを除く)		回収容器
	金属類	飲料水のアルミ缶、スチール缶、缶詰の缶、菓子などの入っていた缶、油や塗料の入っていた缶、スプレー缶、やかん、なべ、釜、金属トタン板、トースター、自転車、石油ストーブ、ガスレンジ、ファンヒーター、電子レンジ、鉄くず、非鉄金属くずなど		回収容器
	布・衣類	布(毛布、タオルケット、シーツ、カーテンなど)、衣類(ボロシャツ、ブラウス、ワイシャツ、ズボン、スカートなど)		ひもで縛る
	剪定枝など	市内から発生する剪定枝、落ち葉・草など	随時(申込) 自己搬入	バラ積み または結束
有害ごみ	有害物質を含むごみ	乾電池、蛍光灯など	拠点回収	自己搬入

（２）収集・処理できないごみ

紙くず・木くず・市内の個人居宅の解体に伴う木材（書類により確認できたもののみ）以外の産業廃棄物や、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象品目（冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、エアコン）、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の対象物（パソコン）、特別管理一般廃棄物に指定されている感染性廃棄物及び適正処理困難物（廃タイヤ、消火器、車両用バッテリー、廃スプリング入りマットレスなど）については、本市施設では処理できないことから収集や受け入れを行っていません。

５．収集・運搬方法

ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、野田市全域を対象とし、地域的な偏りのない、効率的で適切な収集体制を構築し、それを維持することにより住民サービスの向上を図っています。

また、ごみの収集・運搬は、ごみステーション（集積所）方式を基本とし、直営または委託により表 3-2-3 に示すように行っていますが、３Ｒの推進及び新不燃物処理施設、新清掃工場の整備に伴い、収集運搬体制の見直しが必要となります。

なお、老年人口の増加、老人単身世帯の増加により、平成 16 年 7 月からごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方を対象とした戸別収集サービス（野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業）を実施しています。

表 3-2-3 収集運搬体制

項目	排出方法	収集形態	収集頻度	収集主体
可燃ごみ	指定ごみ袋	ステーション収集	週 2 回	市（直営・委託）
不燃ごみ	指定ごみ袋	ステーション収集	週 1 回	市（直営・委託）
粗大ごみ	粗大ごみ処理券貼付	戸別回収	申し込み制	委託業者
有害ごみ	指定なし	拠点回収	個別持込	委託業者
資 源 物	指定なし	拠点回収	月 1 ～ 2 回	委託業者

第3節 野田市におけるごみ処理の課題

1. 現行計画の評価

(1) 【野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編） 平成 14 年 3 月 野田市】

平成 14 年 3 月に策定された現計画である『野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）』に示された数値目標に対して実績としては次の事項が定められています。

平成 19 年度における野田地域の実績と現行計画における目標値を比較すると家庭系処理対象ごみでは目標値に対して 2,703 トンと大幅な低減が認められます。事業系処理対象ごみについては 912 トン超過しており、目標を達成できていません。処理対象ごみ合計では 1,802 トンの減少が認められ目標値を満足しています。

	平成 19 年度 単純将来予測値	平成 19 年度 将来目標値	平成 19 年度 実績値	評価
家庭系処理対象ごみ	24,880 トン	22,939 トン	20,236 トン	達 成
事業系処理対象ごみ	12,063 トン	10,410 トン	11,322 トン	未達成
処理対象ごみ合計	36,943 トン	33,360 トン	31,558 トン	達 成

単純将来予測値：現状の状況・状態が将来も続くとした場合における予測値

将 来 目 標 値：将来達成したい、とする値

《1 人 1 日当たりの排出量に換算した推計値の比較》

現行計画では将来人口を平成 19 年度において 14 万人を想定しているため過大な推計になっている影響を考慮し、平成 19 年度の野田地域の人口実績である 125,803 人を用いて 1 人 1 日当たりの排出量に換算した上で比較を行いました。

結果、家庭系処理対象ごみ量のみは、平成 19 年度における目標値に対して 8 グラム少なく、目標を達成しています。事業系処理対象ごみ及び処理対象ごみ合計については、それぞれ 43 グラム、34 グラム目標値を超過しており、目標を達成していないものと考えられます。

（現行計画は 14 万人で 1 人 1 日当たりの排出量に換算を行いました。）

	平成 19 年度 単純将来予測値	平成 19 年度 将来目標値	平成 19 年度 実績値	評価
家庭系処理対象ごみ	487 g/人・日	449 g/人・日	441 g/人・日	達 成
事業系処理対象ごみ	236 g/人・日	204 g/人・日	247 g/人・日	未達成
処理対象ごみ合計	723 g/人・日	653 g/人・日	688 g/人・日	未達成

《まとめ》

平成 19 年度における実績値と目標値の比較結果から、総排出量及び 1 人 1 日当たりの排出量ともに目標値を達成していない事業系処理対象ごみについては対応策の検討が必要です。

また、家庭系処理対象ごみは目標値を達成しているものの、わずか 8 グラムの削減であり、更なる減量対策の検討が必要と考えられます。

処理対象ごみ合計についても、総排出量では満足しているものの、1 人 1 日当たりの排出量で見ると事業系ごみの影響で目標値を達成していないことから、対応策の検討が必要です。

なお、旧関宿町の【一般廃棄物処理基本計画 平成 10 年 3 月 関宿町】においては数値目標の設定はありません。

2. 本市におけるごみ処理の課題

(1) 可燃ごみ中の水分及び紙類の削減対策

本市のごみ中の水分量を図 3-3-1 に示します。千葉県内の他都市におけるごみ質調査結果^{※1}の水分量の平均値は 49%ですが、本市の平均水分量は 54%と非常に高いことが特徴として見られます。水分が高い要因は厨芥類によるものと考えられます。家庭からの排出時の生ごみの水きりは非常に簡単な減量化方法であり、市民一人ひとりの行動により大きな成果が期待できるものです。より効果的な市民への啓発方法の検討を行う必要があります。

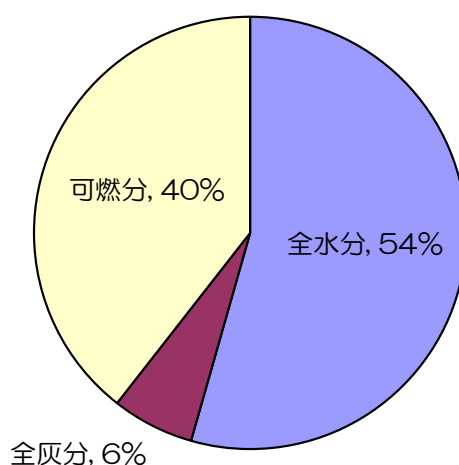


図 3-3-1 本市のごみの 3 成分^{※2}

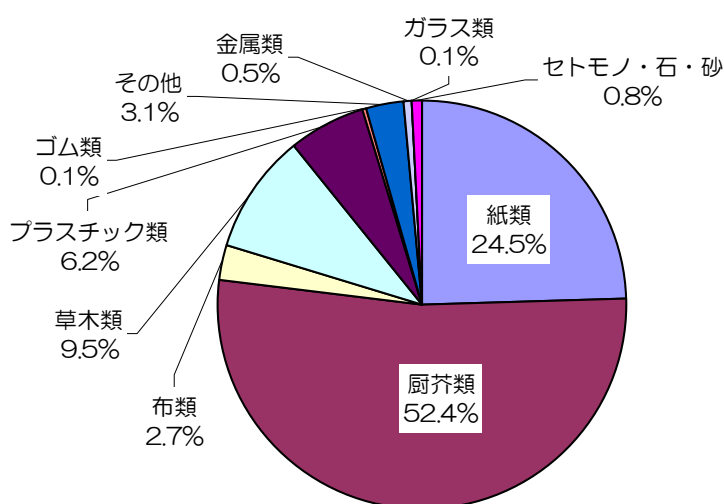


図 3-3-2 本市の湿基準のごみ組成（推計）^{※3}

※1 環境省 HP 千葉県内焼却処理施設データ（H21）

※2 野田地域及び関宿地域における平均ごみ種類組成を用いて、平成 22 年度の各地域人口の加重平均

※3 組成ごとの水分量を設定して湿基準を推計した。

2) 紙類の資源回収効率の向上

可燃ごみの中に、紙類が多く含まれている背景としては、本来、資源となるべき雑紙の混入や、個人情報観点から、やむを得ず、可燃ごみとして排出されていることが推定されます。

紙類の減量・リサイクルの促進のためには、資源としての回収効率の向上と合わせて、よりきめ細やかな分別排出の仕方についての周知が必要です。

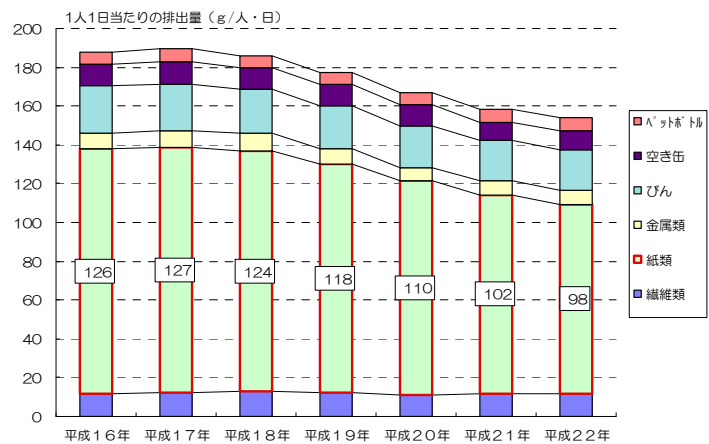


図 3-3-3 資源物量推移（排出原単位）

(2) 市民意識の向上

1) 分別の徹底

本市では「野田市のごみの出し方・資源の出し方」を全戸に配布して、分別の徹底及び集団資源回収への協力を示していますが、可燃ごみ中には、資源となるべき紙が、45.8%含まれており、不燃ごみも 16.1%含まれていることから、市民のごみ分別が十分徹底されていないと考えられます。ごみ分別の徹底を図るためには、市民意識の向上が必要ですが、そのためには、市民のライフスタイルも変化していることから、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の見直しも必要です。

2) リサイクルフェア等再利用活動の活性化

毎年「産業祭」に合わせて実施しているリサイクルフェアでは市民の皆様から提供頂いた書籍を古本市として無償配布するとともに寄付金の募集を行い、市民によるフリーマーケットの開催や、市内小学校4年生によるポスターの展示、表彰を行っています。しかし、主要事業の古本市では市民から提供頂いている

書籍数が年々減少しています。平成15年度には、約 39,000 冊の古本が提供されていました。古本の減少については、リサイクル店舗等の民間市場へ流れていることも一つの原因と考えられますが、平成22年度には 42%（約 16,500 冊）に減少しています。リサイクルフェアによる一定の啓発効果はありますが、状況の変化に応じた内容や

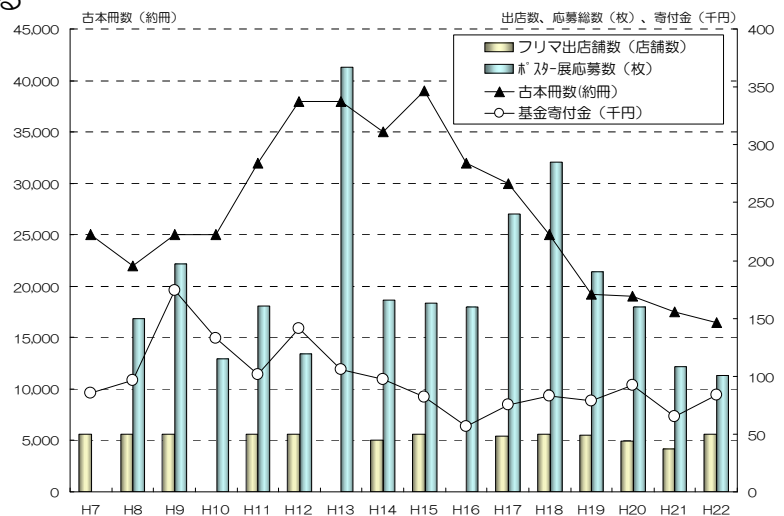


図 3-3-4 リサイクルフェアの利用状況

PR 方法の検討を行い、リサイクルフェアの内容の充実を図る必要があります。

（３）市民同士の連携効果

廃棄物減量等推進員を中心としたごみ減量に関する活動を進める上で、多くの自治会では廃棄物減量等推進員と連携・協力がされているものの、現状として、自治会は任意組織であるため、画一的に、両者の活動の位置付けを関連付けることは難しい状況です。しかしながら、両者の連携によるごみ減量効果は、非常に大きな成果を期待されていることから、その連携の強化を図る必要があります。

（４）事業系ごみの発生抑制対策

家庭系ごみについては、平成７年度に実施した指定ごみ袋制度等の諸施策によって大幅な減量化、再資源化の促進に対する大きな成果が得られたのに対して、事業系ごみは、変動はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。近年の傾向では景気の悪化と相まって若干の減少傾向も見られますが、現計画でも、目標達成がされていないため、更なる努力が必要です。今後は、事業系ごみの減量化・再資源化の促進に向けてより具体的な施策の実施が必要です。

事業活動に伴って発生するごみ（資源物を含む）は、事業者自らが処理する責任（排出事業者責任）があることの自覚を促す必要があります。事業用大規模建築物の所有者に対しては、廃棄物の減量に関する計画の策定とその実行の義務付けなどの施策を実施してきましたが、届出率が低く、効果が上がっていないことから、実効性を担保するため、計画書提出の義務付けなど、施策の見直しをする必要があります。

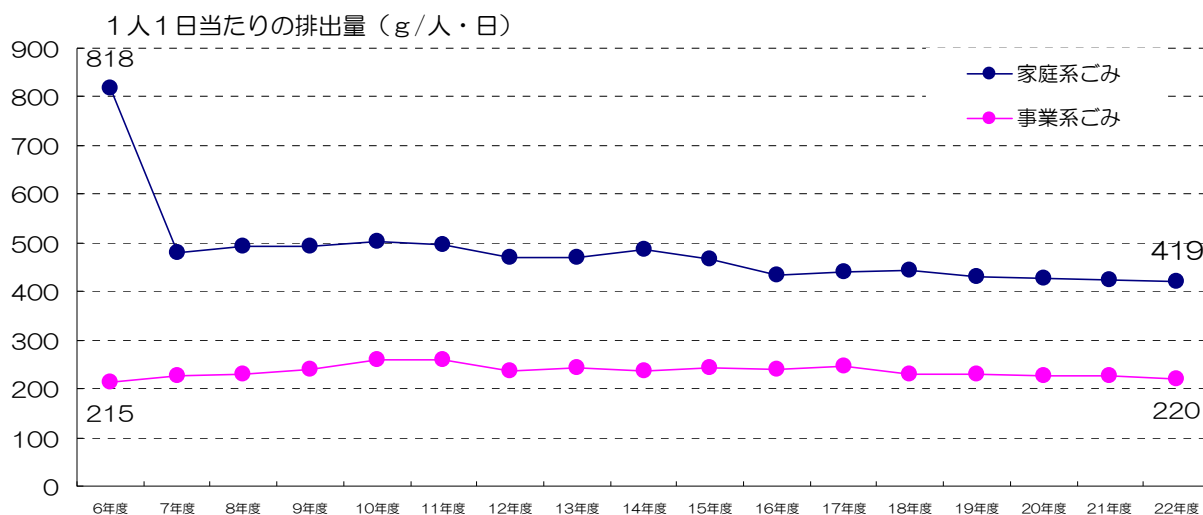


図 3-3-5 1人1日当たりの排出量（排出原単位）の推移

（５）新清掃工場及び新不燃物処理施設の建設

本市は、野田市清掃工場と関宿クリーンセンターの２カ所で可燃ごみの焼却処理を行っています。内、関宿クリーンセンターは地元との和解により稼働期間が平成 26 年 7 月までとなっています。一方、清掃工場についても老朽化による建替えが早晚必要な状態であります。

一般廃棄物の処理は、自区内で完結することが基本であることから、両者を一体整備する新清掃工場を市内に建設することは、市の喫緊の課題です。なお、新清掃工場については、用地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止等環境保全対策の徹底を図る必要があります。

これまで稼働していた不燃物処理施設は、地元自治会との和解により平成 22 年 3 月に稼働停止したことから、不燃ごみ仮置き場に搬入したうえで、民間処理業者により資源化及び埋立処理を行っており、平成 25 年 4 月の稼働に向けて、新不燃物処理施設の整備を進めています。

（６）最終処分場の確保

一般廃棄物の処理は、自区内で完結することが基本であることから、最終処分場は必要な施設です。市では最終処分場の確保に努めてきましたが、適地の確保が困難な状況にあります。そのため、本市の最終処分場は、平成元年より、他市の民間処分場に依存している状況にあります。今後とも、本市における最終処分場の確保は、重要な課題です。

（７）家庭系生ごみ堆肥化装置の導入促進

家庭から排出される生ごみの減量化を目的として、平成 10 年度以降、生ごみ堆肥化装置購入助成金制度を実施しています。平成 22 年度末時点では、コンポスト、機械式生ごみ処理機を合わせた約 3 千台が導入されていますが、平成 10 年度には年間 300 件以上あった導入件数が、平成 22 年度では 133 件にとどまっています。

生ごみ堆肥化装置は、可燃ごみ中で最も大きな割合を占める厨芥類を、家庭から排出段階で減量化・リサイクルできる技術であり、家庭系処理対象ごみの減量化には大きな効果が期待されるものであるため、更なる導入促進を図るための取組みが必要です。

表 3-3-1 堆肥化装置購入申請件数

	堆肥化装置購入申請件数		
	コンポスト	機械式	合計数
10年度	182	127	309
11年度	185	140	325
12年度	158	110	268
13年度	79	120	199
14年度	88	86	174
15年度	166	118	284
16年度	111	131	242
17年度	97	153	250
18年度	92	157	249
19年度	100	130	230
20年度	127	96	223
21年度	104	93	197
22年度	63	70	133
	1,552	1,531	3,083

（８）堆肥化施設の整備・拡充

市内から発生する剪定枝等については、堆肥化施設により資源化を図っていますが、近年、生ごみの堆肥化施設を整備し資源化している自治体もあるため、本市でも検討を行う必要があります。

（９）リサイクル展示場の利用促進

平成 7 年から粗大ごみの減量化と市民に対する啓発のため、戸別収集した粗大ごみから再使用可能なものについてリサイクル展示場で無償提供を行っていますが、その再使用率が、ここ 5 年間では 14%前後で推移しており、増加傾向は見られません。平成 22 年度の粗大ごみ排出量が増加していますが、再生利用率はわずかながら減少しています。リサイクル展示場への来場者の減少に伴い、申し込み個数も大きく減少しており、利用促進のための方策を検討する必要があります。

（10）不法投棄の撲滅

不法投棄対策としては、廃棄物減量等推進員の協力によるパトロール、委託業者による巡回、24 時間電話通報制度、関係地権者へ下草刈りや防護柵の設置など土地管理の強化要請、不法投棄防止看板の設置などの不法投棄防止対策を実施しています。しかし、平成 22 年度には市内の不法投棄で、市施設に搬入にされたものだけでも 141.36 トンにもなります。

不法投棄の撲滅は、街の美化や環境保全の観点からも、重要な課題であり対策を強化する必要があります。

また、散乱ごみである空き缶等については、回収場所の確保も必要なため、環境教育の一環として設置している空き缶回収機について、その設置場所を変更することにより、散乱ごみ対策としても有効であるかの検討を行うことも必要です。

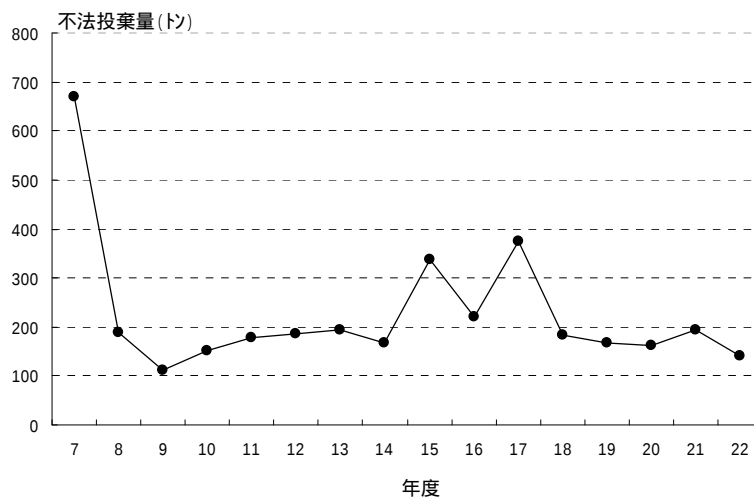


図 3-3-6 不法投棄量の推移

（11）高齢者世帯等に対する配慮

家庭から排出されるごみ等をごみ集積所へ出すことが困難な高齢者、障がい者等に対し、安否の確認を行いながらごみ等を戸別収集することで、高齢者、障がい者等が在宅での生活が維持できるよう支援し、福祉の増進を図っていますが、地域の高齢化が進むなか、その必要性はさらに向上しています。今後はさらに地域とのコミュニティとの連携を図りつつ、より効果的な方法について検討が必要です。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本方針

私たちは、これまで、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた経済発展により、便利で豊かな生活を享受してきましたが、同時に自然環境に対して大きな負荷をかけることになり、地球温暖化などの問題を引き起こすこととなりました。豊かな自然環境を維持するためには、環境に優しい社会の形成が急務ですが、その中でもごみ問題の解決は差し迫った課題であり、資源を有効に活用する、「循環型社会^{※1}」への更なる推進を図っていくことが不可欠です。

元来、ごみ処理はごみを排出する人が自分自身で責任をもって処理・処分することが原則です（原点処理の原則）。しかし、原点処理は、時間的にも経費的にも非効率であることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一般廃棄物の処理を自治体の責務として自治体に行わせることとしています。

本市では、平成7年度に指定ごみ袋制度を導入し、市民の理解と協力により、大幅な減量化を達成させるとともに、その後もリサイクルや資源の有効利用に向けて先駆的な取り組みを行ってきました。しかしながら、経済社会活動の複雑多様化に伴い、単なる量的な問題のみではなく廃棄物の種類や質の多様化も進んでおり、本市においても、施策によるごみ減量の効果がはっきりしない状況です。

このため、市民、事業者、行政の3者が各々の役割を見直し、3者が協働して新たなごみ減量施策を展開することが急務となっています。

そこで、本市においては基本方針を『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』と定め市民・事業者・行政が協働・連携を強化し、パートナーシップの維持と更なる発展を構築することによって、循環型社会への更なる推進を図ってまいります。

基本方針 ～市民・事業者・行政の協働による～ 循環型社会への更なる推進

なお、本計画はごみ処理の基本的な事項をもとに大きな実施方針を定めるものであり、各施策の具体的な実施手順や方法については、個別の実施計画をもって決定して実施します。

^{※1} 循環型社会とは「廃棄物の排出を抑制し、それでも排出される廃棄物については、可能な限り資源として適正かつ有効に利用します。そして、どうしても利用できないものだけを適正に処分することによって、天然資源の消費を抑制するとともに環境への負荷を低減していく社会です。」

第2節 施策の体系

基本方針『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』実現に向けて、①廃棄物の排出抑制、②ごみ減量・リサイクルの推進、③ごみ処理システムの整備拡充、④環境保全意識の普及啓発の4項目を重点施策として位置付け、次の事項に留意しつつ、確実かつ体系的な計画の推進を図っていきます。

（留意事項）

- （１）施策の体系に掲げる重点施策は、基本計画期間中に実施あるいは実施の検討をすべき施策ですが、具体的な施策の実施については、緊急度、費用対効果等の課題を整理し、さらには市の財政状況についても勘案した上で、廃棄物減量等推進員代表者会議と協議し、実施計画において決定していくこととします。
- （２）4項目の重点施策は、相互に関連する施策も多いことから、具体的な施策の実施にあたっては、この点に十分に配慮し、整合のとれた施策の展開を図っていくこととします。例えば、「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策は、ごみ減量対策としては、最も直接的で有効な施策ですが、「ごみ減量による還元制度の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策、「資源回収の拡充」施策、「生ごみリサイクル」施策との関連が考えられ、また不法投棄の増加につながることも懸念されることから、「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策の実施にあたっては、関連施策や不法投棄への影響を検証することが求められます。
- （３）緊急度が高く、費用対効果に優れていると考えられる施策、または市民に相当の努力が望まれる施策の具体的実施にあたっては、市民参加によるプロジェクトチーム又は専門委員会を設置し、検討することとします。

重点施策

廃棄物の排出抑制

・排出時の行方を製品等購入時から意識し、排出しない努力が必要
・多方面の協力により「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底が必要

(1) 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底

(2) ごみ減量による還元制度の見直し

(3) 水切りの実施

- 1) 個々で行える水切りの実践
- 2) 水分減量方法のアイデア募集
- 3) 水切り用具活用のためのモニター制度の検討
- 4) 水切り啓発活動の実施

(4) 食べ残し、調理くずの削減

(5) 不要なダイレクトメールの拒否

(6) 簡易包装の推奨

(7) ノーレジ袋運動の推進

(1) 可燃ごみ回収頻度の見直しの検討

(2) 資源回収の拡充

- 1) 民間回収（新聞店等）の活用
- 2) ごみステーションでの資源回収の実施
- 3) 資源回収品目の整理・見直し

(3) プロジェクトチーム・専門委員会等の設置

(4) 指定ごみ袋無料配布数の見直し

(5) 持込みごみ処理手数料の改定

(6) 生ごみのリサイクル

- 1) 生ごみの分別回収・資源化（堆肥化）の早期実施
- 2) コンポスト利用者との連携
- 3) ダンボールコンポストの推進
- 4) 家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大
- 5) 学校給食における堆肥化の推進
- 6) 事業所における堆肥化処理の推進

(7) 紙ごみのリサイクル

- 1) 紙ごみの分類調査の実施
- 2) 公共施設への紙類回収箱の設置
- 3) 使用済み紙おむつのリサイクル方法の検討

(8) リサイクル展示場の利用促進

(9) 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底

(10) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化

- 1) ごみの減量調査の実施
- 2) 集団資源回収の拡大
- 3) 廃棄物減量等推進員活動の支援・活性化

(11) 資源回収業者の育成

(12) 事業系ごみの排出指導

ごみ減量・リサイクルの推進

・ごみ処理の3Rに積極的に取り組むことが必要
・修理して使用【Repair（リペア）】や、使用しないものは断る【Reject（リジェクト）】ことも必要

ごみ処理システムの整備・拡充

・ごみの現状を再検討し、処理システムの構築を図る
・新たな処理システムについて必要に応じて検討の場を設置

(1) 新清掃工場の建設

(2) 新不燃物処理施設の建設

(3) 収集運搬体制の見直し

(4) 公害防止対策の徹底

(5) 堆肥センターの活用の推進

(6) 生ごみ処理施設整備

- 1) 堆肥化
- 2) 乾燥
- 3) 「微生物による生ごみ処理」等による減容化

(7) 焼却灰のリサイクル推進

(8) 最終処分場の建設

環境保全意識の普及啓発

・市民、事業者、行政の三位一体によるごみの適正処理・減量・リサイクルに関する施策の立案・実施

(1) 環境教育の推進

- 1) 学校給食の生ごみ堆肥化
- 2) 環境美化を実践した児童・生徒への表彰制度等の設立
- 3) 副読本の充実
- 4) ごみ処理施設における環境教育の実践

(2) 環境学習の推進

- 1) 廃棄物減量等推進員と自治会との連携
- 2) ごみ処理施設の見学会の実施

(3) 啓発手法の多様化

- 1) 広報・指導啓発の強化
- 2) ホームページ・分別シート等による啓発

(4) グリーン購入の推進

(5) 催事におけるごみの減量・リサイクルの実施

(6) 緑化の推進（清掃工場の壁面緑化等）

(7) 自然エネルギーの活用（清掃工場の太陽光発電等）

(8) 市民、事業者、行政の3者の連携強化

第3節 重点施策

1. 排出抑制

(1) 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底

全世帯に配布している啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の記述内容の周知徹底を図り、市民、事業者の確実な実行を促進することは、本市におけるごみ処理を行う上で最も重要であり、排出抑制効果が具体的な成果としてあらわれる最も有効な方法です。

市としては、この啓発冊子については、廃棄物減量等推進員のみならず、自治会との連携を図りながら、地区座談会の実施や自治会回覧など、様々な機会を利用して周知徹底を図り、全市民による協働体制の構築を強力に推進していきます。

また、市報・市ホームページなどを利用して、ごみの分別方法や指定ごみ袋の使用などについても、引き続き周知徹底を図ります。

(2) ごみ減量による還元制度の見直し

排出抑制に努めた市民に対する指定ごみ袋の還元制度（未使用の引換券 10 枚と資源回収で集めた古紙を使用したトイレットペーパー（6 ロール）との交換）については、「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策との関連も考えられ、また不法投棄の増加につながることも懸念されることから、関連施策や不法投棄への影響を検証した上で、制度の見直しを進めます。

(3) 水切りの実施

生ごみの水切りを進めることは、排出源での減量につながり、大きな排出抑制効果が期待できます。そのためには、原点処理を進める上で市民による取り組みが非常に重要です。

市民レベルでは、個々で行える水切りの実践が減量に効果的であることから、市としては積極的に PR してまいります。啓発活動の一環として、排出抑制効果の非常に高い生ごみ中の水分減量方法について、広く市民にアイデア募集を行ったり、住民各自による水切りへの実践効果の向上方法の 1 つの手法として、水切り用具活用のためのモニター制度の創設についても検討します。

(4) 食べ残し、調理くずの削減

家庭や学校において、食べ物の大切さやごみ問題等への意識付けを高め、食品廃棄物の発生の抑制を目指していきます。

(5) 不用なダイレクトメールの拒否

ダイレクトメールは、本人の意識に関係なく送付されることから、不要なダイレクトメールの断り方等を紹介します。

(6) 簡易包装の推奨

事業所には、簡易包装商品等の導入による環境に配慮した取り組みを奨励し、市民に対しては、過剰包装の商品や使い捨ての商品を出来るだけ買わないようにするなど、家庭系ごみの中で大量に排出されている包装紙等の減量化を推進します。

（７）ノーレジ袋運動の推進

レジ袋の削減は、簡単にできる環境に配慮した行動のひとつであることから、事業者と連携しマイバック運動を奨励します。

２．ごみ減量・リサイクルの推進

（１）可燃ごみ回収頻度の見直し

生ごみ及び紙ごみの回収機会の増加に合わせて、可燃ごみの回収頻度の見直しについて検討を行います。

（２）資源回収の拡充

資源回収の拡充策として、新聞販売店等が行っている民間回収を推奨していくとともに、ペットボトルのキャップ等新たな資源回収品目の追加や、ごみステーションでの紙ごみの回収など、ごみステーションを活用した資源回収の実施を目指します。

（３）プロジェクトチーム・専門委員会等の設置

基本計画での方針を受けて、具体的な個別施策の実施に向けた行動については、必要に応じて、プロジェクトチームや専門委員会を設置して、実効性のある施策の早期実施を図ります。

（４）指定ごみ袋無料配布数の見直し

「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策は、ごみ減量対策としては、最も直接的で有効な施策ですが、「ごみ減量による還元制度の見直し」施策、「持込みごみ処理手数料の改定」施策、「資源回収の拡充」施策、「生ごみのリサイクル」施策との関連が考えられ、また不法投棄の増加につながることも懸念されることから、関連施策や不法投棄への影響を検証した上で、配布枚数の見直しを進めます。

（５）持込みごみ処理手数料の改定

本市の持込みごみ処理手数料については、周辺自治体と比較して安価となっています。経済的インセンティブは、事業系ごみの減量効果が期待できることから、関連施策や不法投棄への影響を検証した上で、持込みごみについて処理手数料の見直しを検討します。

（６）生ごみのリサイクル

生ごみのリサイクルは、紙のリサイクルとともに、早期に実施すべき重要な施策であることから、以下の施策の実施について、費用対効果を検証し、効果が期待できる施策を順次実施します。

１）生ごみの分別回収・資源化（堆肥化）の早期実施

本市の焼却対象ごみに多くを占めている生ごみ（厨芥類）等について、資源化（堆肥化）を目的とした分別回収の早期実施を目指します。

2) コンポスト利用者との連携

生ごみを堆肥化した製品（コンポスト）は、利用者による積極的な活用形態の構築が不可欠であることから、リサイクルループ（生ごみの排出者、堆肥の生産者、堆肥による食物の生産者の3者間での循環する流れ）の構築を目指します。

3) ダンボールコンポストの推進

各家庭で簡単に実施でき、資源化の推進が期待できる家庭でのダンボールコンポストについて、普及啓発の推進を目指します。

4) 家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大

平成7年度より実施している「家庭用生ごみ堆肥化装置購入助成金制度」の更なる推進により生ごみ処理の普及拡大を図ることとし、その際、処理機種ごとに一部の家庭の協力を求め、生ごみの減量効果等を検証します。

また、水分削減とともに分解処理や乾燥処理により減量化した生ごみについては、有機野菜等との交換制度などの検討を行い、資源化を前提とした更なる排出抑制を目指します。

5) 学校給食における堆肥化の推進

学校給食で生じた生ごみの堆肥化の推進を目指します。

6) 事業所における堆肥化処理の推進

生ごみ排出事業者については、堆肥化処理に有効な減量化施策の推進を啓発します。

(7) 紙ごみのリサイクル

紙ごみのリサイクルは、生ごみのリサイクルとともに、早期に実施すべき重要な施策であることから、以下の施策の実施について、費用対効果を検証し、効果が期待できる施策を順次実施します。

1) 紙ごみの分類調査の実施

排出されている可燃ごみ中の紙ごみの状況については、更なる資源化の推進を図るため、個人情報の保護に十分に留意した上で、廃棄物減量等推進員を中心とした調査の実施を目指します。

2) 公共施設への紙類回収箱の設置

紙類の回収機会を増加するために、公共施設等への紙類回収箱の設置を目指します。

3) 使用済み紙おむつのリサイクル方法の検討

本市では高齢化が進行しており、可燃ごみとして排出される紙おむつも増加傾向にあると考えられることから、衛生面に十分留意しつつ、リサイクル方法を検討します。

(8) リサイクル展示場の利用促進

リサイクル展示場への来場者が減少していることから、市民への周知の促進を図るとともに、新清掃工場についても、現在のリサイクル展示場の機能を持たせることを検討し、更なる利用の促進を図ります。

（９）資源の分類と出し方の明確化と周知徹底

資源の分別と出し方については、廃棄物減量等推進員の協力のもとに「地区座談会」等の開催を通じて「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底を図ります。

また、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」について、より市民にわかりやすくするため今後も継続的に見直しを行い、様々な機会を利用して周知徹底を図ります。

（１０）自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化

廃棄物減量等推進員の活動を推進し、自治会等との連携強化を図るため、ごみの減量調査の実施や、集団資源回収の拡大について検討していきます。

（１１）資源回収業者の育成

集団資源回収の継続発展のために、資源回収業者の支援・育成を図ります。

（１２）事業系ごみの排出指導

事業用大規模建築物の所有者へ届出を求めている「減量計画書」の提出率が低いことから、制度の見直しも含めて排出指導の徹底を図ります。

３．ごみ処理システムの整備・拡充

（１）新清掃工場の建設

本市では、関宿クリーンセンターが平成２６年７月で稼働停止することが決定しています。一方の野田市清掃工場は順調に稼働しているものの、老朽化の進行により、早晚建替えが必要な状況です。このような現況を踏まえ、経済的かつ効率的な処理を行うため、野田市清掃工場と関宿クリーンセンターの両者を一体整備する新清掃工場の早期稼働を目指します。

なお、新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止等環境対策の徹底を図るとともに、緑化や自然エネルギーのモデル導入等、低炭素型社会づくりのための拠点としても位置付け、環境学習のセンター機能も備えた施設づくりを目指します。

また、建設候補地の選定にあたっては、野田市新清掃工場建設候補地選定審議会により、全市民の見地から選定することとします。

（２）新不燃物処理施設の建設

現在、本市では、平成２５年４月の稼働を目指して、市内目吹地先に新不燃物処理施設の建設を進めています。新施設では、選別ラインを２ラインに増やすなど、不燃ごみに含まれる資源物を効率的かつ経済的に選別し、資源化することが可能になります。

施設の建設にあたっては、周辺環境と、引き続き作業従事者となる知的障がい者の職場環境にも十分配慮します。

また、新不燃物処理施設の整備にあわせ、不燃ごみなどに混入しているペットボトル類等の資源物についても、市民・事業者の協力のもと、分別排出を徹底することにより、資源化を強く推進していきます。

（３）収集運搬体制の見直し

ごみの収集・運搬は、ごみステーション（集積所）方式を基本とし、直営または委託により行うものとしますが、新不燃物施設及び新清掃工場の稼働にあわせて、効率的で適正な収集運搬体制の構築を図ります。

（４）公害防止対策の徹底

施設運用時にはダイオキシン類などの有害物質の発生を可能な限り低減させるため、厳正な運転管理を行い、公害防止対策の徹底を図ります。なお、大気質や騒音・振動・臭気、ダイオキシン類の測定結果及び施設の運転管理状況については、定期的に「野田市清掃工場等環境保全協議会」に報告します。

（５）堆肥センターの活用の推進

生産堆肥の需要市場の動向を踏まえ、現在の堆肥センターの活用の推進を目指します。また、稲わらや竹等の堆肥化の検討等を進めます。

（６）生ごみ処理施設整備

生ごみの分別収集の実施に向けて、本市にとって最も効果的な生ごみの処理施設整備を目指すため、「堆肥化処理施設」や「乾燥施設」、更には「微生物による生ごみ処理施設」について比較検討を行い、最も効果的な施設整備を目指します。

（７）焼却灰のリサイクル推進

現在、本市で推進している焼却灰の一部エコセメント化については、今後も有効利用の観点から継続して推進します。

（８）最終処分場の建設

最終処分場は、自区内処理を完結させるためには必要な施設ですが、本市では、平成元年以降、他市の民間処分場に依存しています。

本市は、周囲を河川に囲まれ、優良農地が多く存在していることから、その確保が困難な状況となっていますが、今後も引き続き確保に努めます。

4. 環境保全意識の普及啓発

（１）環境教育の推進

未来を担う子どもたちの環境保全意識の高揚を図るため、副読本を充実させ、見えないところで自発的に環境美化を実践した児童・生徒への表彰を行い、子どもたちを発信源とした家庭、地域への環境美化意識等の発展・連携を進めます。

また、子どもたちに環境保全の重要性を体感させるため、学校給食の生ごみ堆肥化や、新清掃工場等のごみ処理施設を拠点とした環境教育の実践を目指します。

（２）環境学習の推進

最も身近な地域コミュニティの場である自治会を中心として環境保全意識の普及啓発を図るため、例えば、各自治会において廃棄物減量等推進員活動を自治会活動の一環として位置

付けることを推奨するなど、廃棄物減量等推進員と自治会との連携強化を図るとともに、新清掃工場等のごみ処理施設を環境学習の拠点としても位置付け、見学会の実施を進めます。

(3) 啓発手法の多様化

市報等を中心とした従来型の広報・指導啓発の強化を図るとともに、ホームページの活用
の推進、分別シート等の作成・配布、製造メーカーや流通企業への働きかけなど、より多く
の市民に環境保全意識の普及を図るため、啓発手法の多様化を進めます。

(4) グリーン購入の推進

市はグリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。また、再利
用・資源化された製品の購入に努めます。

なお、事業者にも同様の取り組みを促していきます。

(5) 催事におけるごみの減量・リサイクルの実施

事業実施者との協議により、催事におけるごみの減量・リサイクルの実施を進めます。

(6) 緑化の推進（清掃工場の壁面緑化等）

新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点として位置付けるため、壁面の緑化を推進します。

(7) 自然エネルギーの活用（新清掃工場の太陽光発電等）

新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点として位置付けるため、自然エネルギーの活用を
推進します。

(8) 市民、事業者、行政の3者の連携強化

基本方針である『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』を図
るため、定期的に市民、事業者、行政の3者が連携できる場を設定するなど、環境保全意識
の共有化による3者の連携強化を進めます。

第4節 減量目標とごみ量の予測

1. 減量目標値の設定

減量目標値は家庭系と事業系について個々に目標値を定めることとします。数値としては、人口変動に影響を受けない1人1日当たりの排出量を基準値としました。本市では、現在、新清掃工場の建設を計画しており、「安全・安心」な施設建設はもちろんですが、可能な限りの減量化施策の実施より、処理量の削減による施設規模の低減を進めることとします。具体的な数値目標としては、市民、事業者及び行政が協働して実効性の高い施策に取り組むことで、目標年度である平成33年度には基準年度である平成22年度に対して1人1日当たりの排出量として30%の削減を目標とします。

2. 減量目標に基づくごみ量の予測

減量目標値に基づく本市における家庭系ごみ、事業系ごみ量の推計値は次のように見込まれます。なお、総排出量、再生利用量、最終処分量は表4-3-2に示すとおりです。

本市における将来ごみ排出量の目標

区 分	家庭系ごみ1人1日平均排出量 (家庭系ごみ排出量)		事業系ごみ1人1日平均排出量 (事業系ごみ排出量)	
基準年度 平成22年度	419g/人・日 (24,030t/年)		220g/人・日 (12,609t/年)	
	現状維持 g/人・日 (t/年)	目標値 g/人・日 (t/年)	現状維持 g/人・日 (t/年)	目標値 g/人・日 (t/年)
中間目標年度 平成28年度	398 (22,794)	351 (20,098)	212 (12,122)	184 (10,546)
目標年度 平成33年度	386 (22,141)	293 (16,821)	206 (11,807)	154 (8,826)

※集団資源回収分は含まない。

※収集量を家庭系、直接搬入量を事業系とした。

【削減目標の設定】

循環型社会形成推進基本計画の取組目標（平成12年度比で目標年度の平成27年度において平成12年度比20%以上削減）を参考としつつ、野田市としてはこれをさらに上回る削減目標を立てていく必要があるとの審議会意見により議論の結果、市民の協力も一番得やすい数字として30%を削減目標とした。

事業系については、中小零細企業が多いため、単独でごみ減量の仕組みを作ることがなかなか困難であると思われることから、家庭系と同じように30%を目標とするのが望ましいとの審議会意見により設定した。

表 4-3-1 家庭系ごみ量及び事業系ごみの予測結果 (t/年)

	家庭系		事業系		合計	
	実績		実績		実績	
平成18年度	25,016		13,047		38,063	
平成19年度	24,427		13,098		37,525	
平成20年度	24,540		12,900		37,439	
平成21年度	24,278		12,954		37,232	
平成22年度	24,030		12,609		36,639	
	現状維持	減量化	現状維持	減量化	現状維持	減量化
平成23年度	23,735	23,374	12,576	12,265	36,311	35,640
平成24年度	23,516	22,719	12,472	11,921	35,988	34,641
平成25年度	23,317	22,064	12,375	11,578	35,692	33,641
平成26年度	23,128	21,408	12,283	11,234	35,411	32,642
平成27年度	22,956	20,753	12,203	10,890	35,159	31,643
平成28年度	22,794	20,098	12,122	10,546	34,916	30,644
平成29年度	22,646	19,442	12,054	10,202	34,700	29,644
平成30年度	22,508	18,787	11,985	9,858	34,493	28,645
平成31年度	22,382	18,132	11,921	9,514	34,303	27,646
平成32年度	22,256	17,476	11,864	9,170	34,120	26,647
平成33年度	22,141	16,821	11,807	8,826	33,948	25,647

※資源物は除く

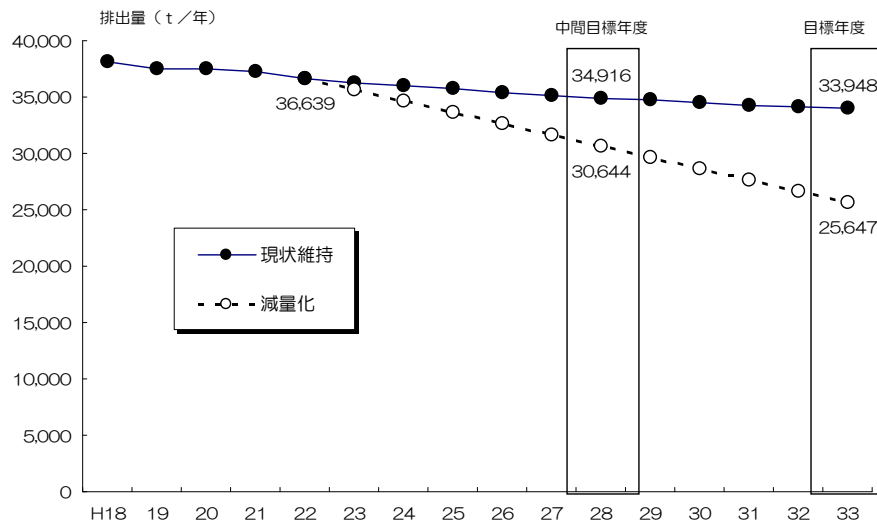


図 4-3-1 ごみ量(家庭系ごみ+事業系ごみ)の予測結果

表 4-3-2 目標値に対する結果のまとめ

項 目	平成 22 年度	平成 28 年度	平成 33 年度
総 排 出 量	48,989t	41,898t (14.5%減少)	36,185t (26.1%減少)
可燃ごみ	30,517	25,524	21,362
不燃ごみ	6,122	5,120	4,285
集団資源回収	8,118	6,646	5,896
剪定枝等	4,232	4,608	4,642
再 生 利 用 量	12,742 t (26.01%)	13,506t (32.24%)	12,423 t (34.33%)
最 終 処 分 量	8,934t	5,548t (37.9%減少)	4,644t (48.0%減少)

注：() 内は、平成 22 年度比

※ 減量目標対象は可燃ごみと不燃ごみについて設定

第5章 計画策定に当たっての留意事項

第1節 施策の実施体制

1. 市民・事業者・行政のパートナーシップの構築

本計画の確実な推進のためには、基本方針に掲げる市民・事業者・行政の協働が不可欠です。このため、市民・事業者・行政のパートナーシップの仕組み構築に向けた体制の整備を、早急に確立します。

2. 他の自治体との連携による広域支援体制

災害等の緊急時や大規模改修においても適正な廃棄物処理を継続するために、本市では、周辺の自治体と協定を締結し相互協力体制を確立していますが、さらに広域的災害に備えた新たな広域支援体制の構築に努めます。

3. 災害対策体制の確立

国においては、災害対策基本法に基づき、新たに震災廃棄物対策指針の策定を予定しており、東日本大震災を踏まえた震災廃棄物処理計画の見直しが急務となっています。

千葉県では、今回の災害での事例や被災市町村で生じた具体的な課題等を整理し、災害廃棄物処理や事務の執行が円滑に行えるよう「千葉県市町村震災廃棄物処理計画指針」の見直しを予定しています。

このような状況を踏まえ、本市においても、災害対策体制を確立し、具体的かつ実践的な実効性のある災害廃棄物処理計画を策定します。

4. 環境マネジメントシステムの導入

環境保全への取り組みを、市民、事業者に率先垂範するため、環境省が認証するエコアクション21の認証・登録を進めます。

第2節 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化防止のためには、温室効果ガス排出量の削減が必要となることから、可能な限りごみ減量を進めることで、焼却施設のコンパクト化を図るとともに、環境負荷の低減と資源の効率的な回収に努め、自然環境及び地球温暖化防止に配慮したごみ処理システムを構築します。

資 料 編

【資料 1】ごみ発生量及び処理量の見込み（現状維持、減量化後）

【資料 2】廃棄物行政の歩み

【資料 3】土地利用状況

【資料 1】 ごみ発生量及び処理量の見込み

第 1 節 実績

1. 人口

本市の平成 14 年度から平成 22 年度までの年度末人口は、図 1-1 に示したとおりです。近年の人口推移は微増傾向にありましたが、平成 22 年度はほぼ横ばいとなっています。

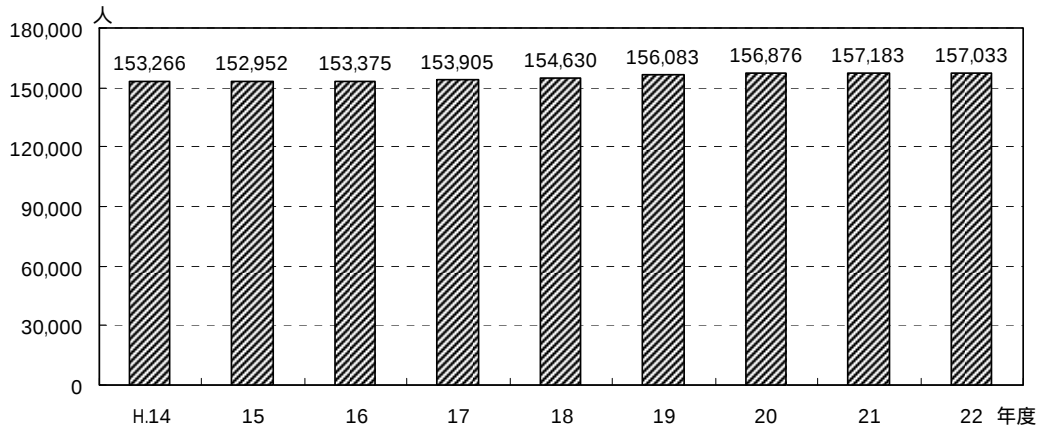


図 1 - 1 人口推移グラフ

2. ごみの排出量

平成 18 年度から平成 22 年度のごみの排出量は表 1-1 ~ 表 1-2 に示すとおりです。

(1) 収集ごみ量（家庭系ごみ量）

収集ごみ量は年々減少しています。この内、可燃ごみは減少傾向にありますが、不燃ごみや粗大可燃ごみは減少傾向から増加に転じ、粗大不燃ごみは増加傾向にあります。

表 1 - 1 収集ごみ量 (t/年)

	収集ごみ量				
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大可燃	粗大不燃	計
平成18年度	19,433	5,278	186	120	25,016
平成19年度	19,143	4,981	177	126	24,427
平成20年度	19,334	4,897	176	133	24,540
平成21年度	19,022	4,950	179	127	24,278
平成22年度	18,570	5,106	212	141	24,030

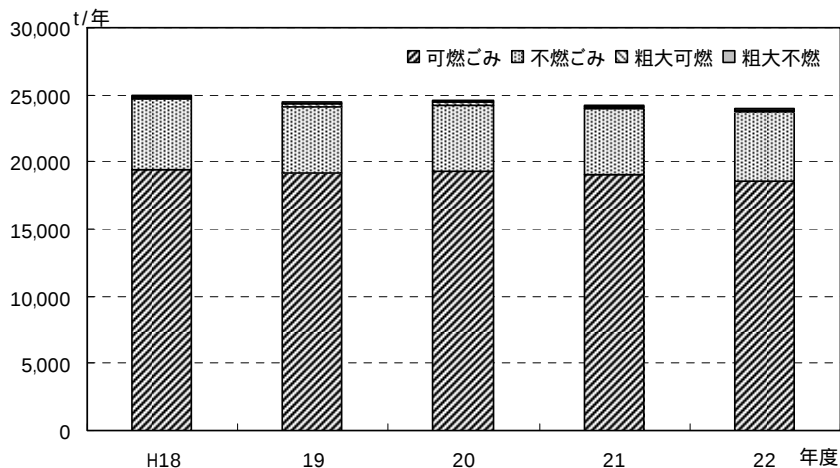


図 1 - 2 収集ごみ量の推移グラフ

(2) 直接搬入ごみ量 (事業系ごみ量)

直接搬入ごみ量は、可燃ごみ及び不燃ごみ共に減少傾向にあります。

表 1 - 2 直接搬入ごみ量

	(t/年)		
	可燃ごみ	不燃ごみ	計
平成18年度	12,228	819	13,047
平成19年度	12,288	809	13,098
平成20年度	12,101	799	12,900
平成21年度	12,035	919	12,954
平成22年度	11,735	874	12,609

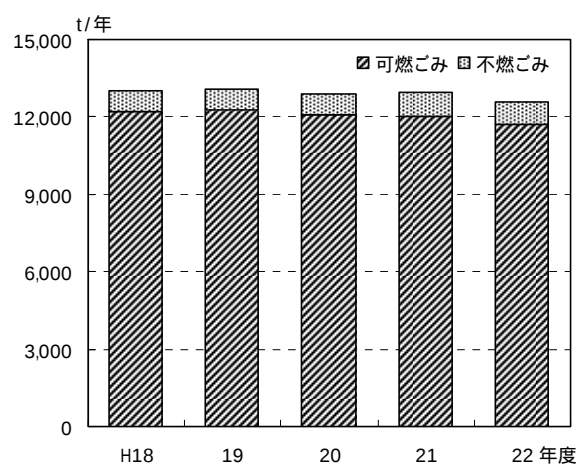


図 1 - 3 直接搬入ごみの推移グラフ

(3) 集団資源回収量

集団資源回収量は、年々減少傾向にあります。内訳では、紙類が大きく減少し、次いで金属類や空き缶が減少しています。

表 1-3 集団資源回収量

	(t/年)						
	繊維類	紙類	金属類	びん類	空き缶	ペットボトル	計
平成18年度	528	6,657	529	1,110	595	367	9,785
平成19年度	520	6,411	475	1,120	547	383	9,457
平成20年度	491	5,935	433	1,122	528	378	8,888
平成21年度	507	5,460	449	1,111	496	366	8,390
平成22年度	511	5,189	438	1,134	477	370	8,118

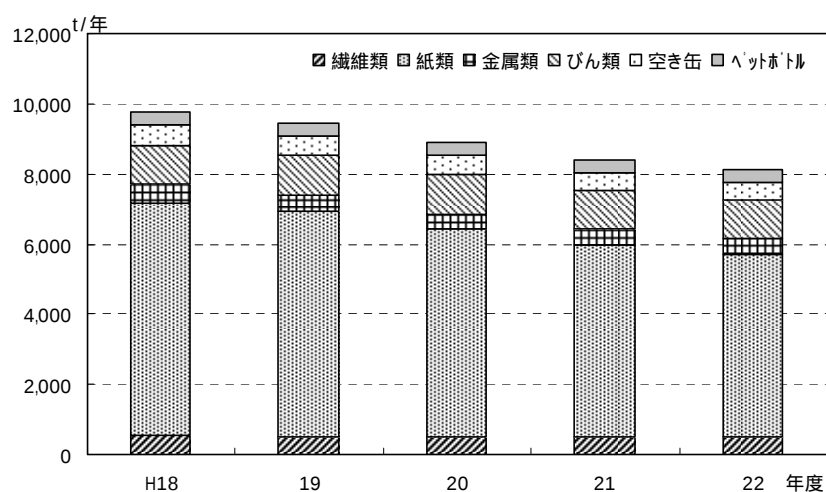


図 1 - 4 集団資源回収ごみ量の推移グラフ

集団回収団体は平成22年度には361団体あり、年間4,638回の回収を行っています。

表1 - 4 集団回収団体数の推移

	実施団体(団体)	実施回数(回)
平成13年度	265	2,939
平成14年度	265	3,039
平成15年度	342	4,015
平成16年度	341	4,330
平成17年度	344	4,426
平成18年度	349	4,497
平成19年度	351	4,498
平成20年度	354	4,574
平成21年度	360	4,659
平成22年度	361	4,638

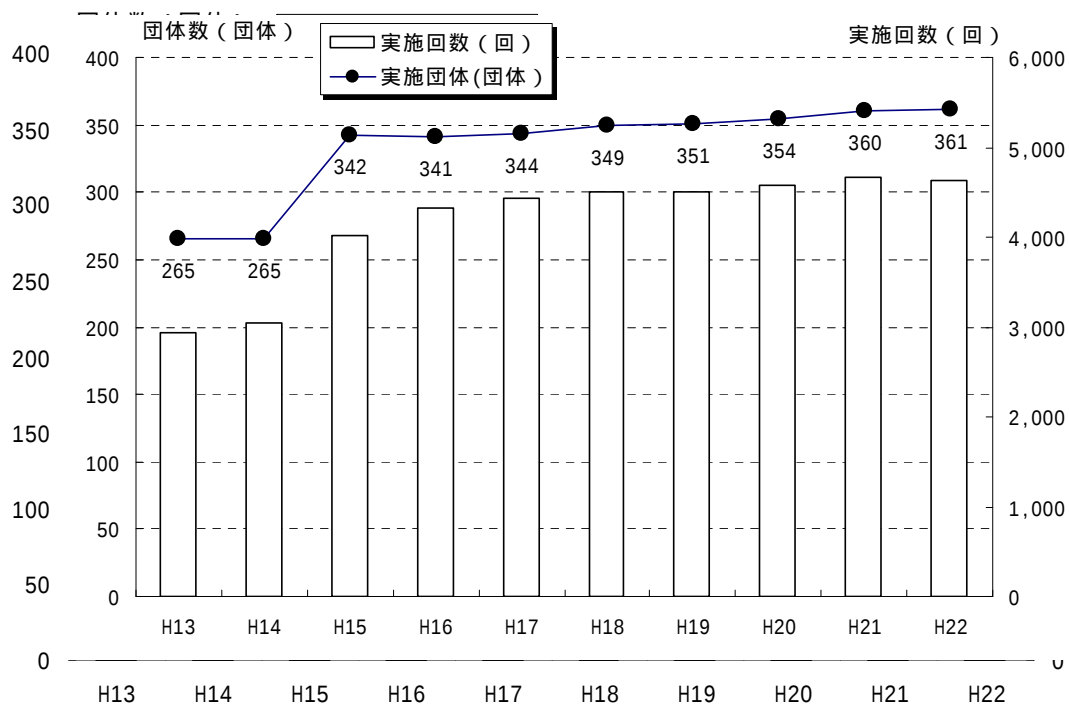


図1 - 5 集団回収団体数の推移

(4) 剪定枝、落ち葉・草等

剪定枝、落ち葉・草等の合計は年々増加しており、内訳では剪定枝は増加し、落ち葉・草等は減少しています。

表 1-5 剪定枝、落ち葉・草等 (t/年)

	剪定枝			落ち葉・草			合計
	収集	持込	小計	収集	持込	小計	
平成18年度	766	1,715	2,481	454	374	829	3,310
平成19年度	830	1,908	2,738	468	427	895	3,633
平成20年度	1,081	2,080	3,161	475	459	934	4,095
平成21年度	1,380	2,208	3,588	201	413	614	4,202
平成22年度	1,598	2,235	3,833	0	399	399	4,232

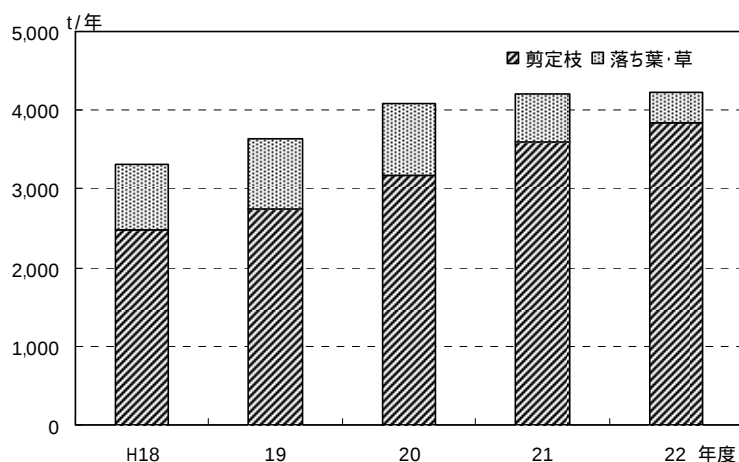


図 1-6 剪定枝、落ち葉・草等の推移グラフ

3. ごみ処理状況

平成 18 年度から平成 22 年度のごみ処理状況は、次のとおりです。

(1) 焼却処理量

焼却処理の対象となるのは収集可燃ごみ、収集粗大可燃ごみ、直接搬入可燃ごみであり、焼却対象量は表 1-5 に示したとおりで年々減少傾向にあります。

ここで、焼却対象量と実焼却量の数値が違うのは、搬入されたごみは施設のピットに受け入れ、そこからクレーンで掴み取って焼却炉に投入するため、ごみ中の水分が抜け落ちたり、処理に時間的なズレが発生するためです。

表 1-6 焼却処理量 (t/年)

	収集 可燃ごみ	収集粗大 可燃ごみ	直接搬入 可燃ごみ	焼却対象量	実焼却量	焼却残渣
平成18年度	19,433	186	12,228	31,846	30,352	3,340
平成19年度	19,143	177	12,288	31,608	29,164	3,261
平成20年度	19,334	176	12,101	31,610	28,701	3,310
平成21年度	19,022	179	12,035	31,236	29,250	3,305
平成22年度	18,570	212	11,735	30,517	27,561	3,205

(2) 破碎・選別処理量

破碎・選別処理の対象は、収集不燃ごみ、収集粗大不燃ごみ、直接搬入不燃ごみであり、破碎・選別処理量は表 1- 7 に示したとおりで減少傾向から増加に転じています。これは収集不燃ごみの増加が影響しています。

表 1- 7 破碎・選別処理量

	収集 不燃ごみ	収集粗大 不燃ごみ	直接搬入 不燃ごみ	(t/年) 破碎・選別 処理量
平成18年度	5,278	120	819	6,217
平成19年度	4,981	126	809	5,917
平成20年度	4,897	133	799	5,829
平成21年度	4,950	127	919	5,996
平成22年度	5,106	141	874	6,122

また、破碎・選別処理後の内訳は表 1- 8 に示したとおりで、廃プラスチックを除いた資源化は減少していますが、廃プラスチックの資源化は増減を繰り返しています。

なお、平成 22 年度は不燃物処理施設が稼働を停止していることから廃プラスチックの資源化処理が困難となり、不適物として扱っています。

表 1- 8 破碎・選別処理後の内訳

	資源化 (廃プラ除く)	廃プラ 資源化	リサイクル 展示品	(t/年) 資源化 不適物
平成18年度	530	1,919	15	3,754
平成19年度	487	1,909	15	3,506
平成20年度	467	1,887	13	3,462
平成21年度	455	1,923	15	3,603
平成22年度	131	0	12	5,979

印は、不燃物処理施設の稼働停止による。

(3) 最終処分量

最終処分の対象は資源化不適物と焼却残渣(エコセメント分を除く)であり、最終処分量は表 1- 9 に示したとおりで、減少傾向から増加に転じています。

なお、平成 22 年度の増加は、前述したように不燃物処理施設の稼働停止による不適物の増加によるものです。

表 1- 9 最終処分量

	資源化 不適物	焼却残渣 (エコセメント除く)	(t/年) 最終処分量
平成18年度	3,754	3,041	6,795
平成19年度	3,506	2,977	6,483
平成20年度	3,462	3,024	6,486
平成21年度	3,603	3,084	6,687
平成22年度	5,979	2,956	8,935

(4) 資源化

集団資源回収を含めた総資源化量（再生利用量）は表 1-10 に示したとおりで、平成 22 年度を除いても年々減少傾向にあります。その要因は、集団資源回収量が年々減少していることにあります。

表 1-10 総資源化量（再生利用量）

	集団資源 回収量	資源化 (廃プラ除く)	廃プラ 資源化	リサイクル 展示品	剪定枝等 リサイクル	エコメント量	(t/年) 総資源化量	再生利用率
平成18年度	9,785	530	1,919	15	3,310	298.69	15,858	31.00%
平成19年度	9,457	487	1,909	15	3,633	284.02	15,785	30.85%
平成20年度	8,888	467	1,887	13	4,095	286.83	15,636	30.56%
平成21年度	8,390	455	1,923	15	4,202	221.58	15,206	29.72%
平成22年度	8,118	131	0	12	4,232	248.98	12,742	24.91%

(5) 排出原単位（ 1 人 1 日当たりの排出量）

ごみの将来予測等に使用する使用する原単位(g/人・日)は、年間の排出量を 1 人 1 日当たりに換算したものです。

$$[\text{排出原単位(g/人・日)} = \text{排出量(t)} \div 365 (\text{日}) \div \text{人口(人)} \times 10^6]$$

平成 18 年度から平成 22 年度の 5 年間の実績は表 1-11 に示したとおりで、総排出原単位は年々減少しており平成 22 年度では 855(g/人・日)となっています。

また、平成 21 年度は 868(g/人・日)で、国の平均値(994g/人・日)や千葉県平均値(999g/人・日)よりも 1 割以上低くなっています。

表 1-11 排出原単位

	人口 (人)	総排出量	収集ごみ	直接搬入 ごみ	集団資源 回収	剪定枝、 落ち葉・草	(g/人・日)
平成18年度	154,630	906	443	231	173	59	
平成19年度	156,083	886	428	229	166	64	
平成20年度	156,876	881	429	225	155	72	
平成21年度	157,183	868	423	226	146	73	
平成22年度	157,033	855	419	220	142	74	

第2節 将来推計の方法

1. 推計方法

人口やごみの将来推計は、「ごみ処理基本計画策定指針」(平成20年6月環境省)や「ごみ処理施設の構造指針解説」(平成2年11月(社)全国都市清掃会議)に記述されているトレンド法により予測(推計)を行います。

この予測式には様々なものがありますが、ここでは一般的に用いられている直線式、分数、べき乗、指数曲線、ロジスティック曲線により行い、予測値の結果から相関だけではなく、現状に近い数値を採用します。

< 予測式 >

$$\left(\begin{array}{l} \text{直線;} y = ax + b \\ \text{分数;} y = a/x + b \\ \text{べき乗;} y = ax^b \\ \text{指数曲線;} y = ab^{ax} \\ \text{ロジスティック曲線;} y = k/(1 + a \exp^{-bx}) \\ \text{(ここで、} a, b \text{は変数、} x \text{は計画年度)} \end{array} \right)$$

2. 基準数値

ごみ排出量の推計は平成18年度から平成22年度の5年間の実績を基に、表1-10に示した原単位を用いて行います。

3. 個別の推計方法

ごみ排出量の推計については、表1-11に示したように収集ごみ、直接搬入ごみ、集団資源回収、剪定枝・落ち葉・草等の4つについて行います。

それぞれについて、予測の中で最も適したものを採用します。

の結果から、個別の量は平成22年度の割合を用いて種類別に按分します。
この原単位に、別に推計した将来人口を乗じて、年間の処理量を算出します。

収集ごみ	予測	将来推計	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大可燃ごみ、粗大不燃ごみに按分。
直接搬入ごみ	予測	将来推計	可燃ごみ、不燃ごみに按分。
集団資源回収ごみ(紙類)	予測	将来推計	
集団資源回収ごみ(繊維類、紙類、金属類、空き缶、ペットボトル)			平成20年度～22年度の平均値。
集団資源回収ごみ(びん類)			平成18年度～22年度の平均値。
剪定枝、落ち葉・草等	予測	将来推計	剪定枝、落ち葉・草等に按分。

第3節 将来推計（現状推移）

1. 人口

本計画の上位計画『野田市総合計画（新市建設計画）』においては、平成27年（2015年）の将来人口の基本値を約15万6千人と設定しています。しかし、平成23年4月1日の人口である157,033人はこの値を若干ですが上回っていることから、本計画では将来人口としては、現時点の横ばいの人口で推移するものとします。

2. ごみの排出原単位

（1）収集ごみ（家庭系ごみ）

収集ごみの予測結果は表3-1に示したとおりで、予測の中で穏やかな減少傾向を示す「分数」による数値を採用します。

表3-1 収集ごみ予測結果 (g/人・日)

項目		直線	分数	指数	べき乗	ロジスティック
実績値	平成18年度	443				
	平成19年度	428				
	平成20年度	429				
	平成21年度	423				
	平成22年度	419				
予測値	平成23年度	413	414	414	413	411
	平成24年度	407	410	409	408	403
	平成25年度	402	407	405	403	396
	平成26年度	397	404	401	398	388
	平成27年度	392	401	398	393	379
	平成28年度	386	398	394	389	370
	平成29年度	381	395	391	384	360
	平成30年度	376	393	388	379	350
	平成31年度	371	391	385	375	339
	平成32年度	366	388	382	370	328
	平成33年度	360	386	379	366	316

表3-2 各予測式の重相関係数

項目	直線	分数	指数	べき乗	ロジスティック
重相関係数	0.9102	0.9241	0.9128	0.9197	0.8926

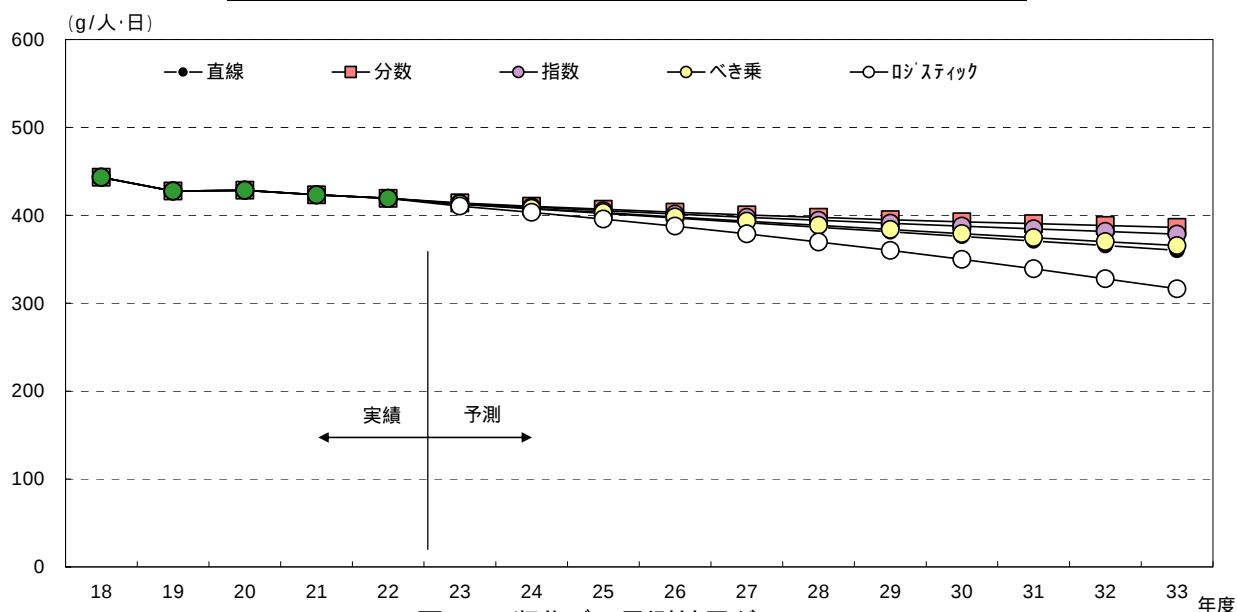


図3-1 収集ごみ予測結果グラフ

(2) 直接搬入ごみ(事業系ごみ)

直接搬入ごみの予測結果は表 3-3 に示したとおりで、穏やかな減少傾向を示す「分数」による数値を採用します。

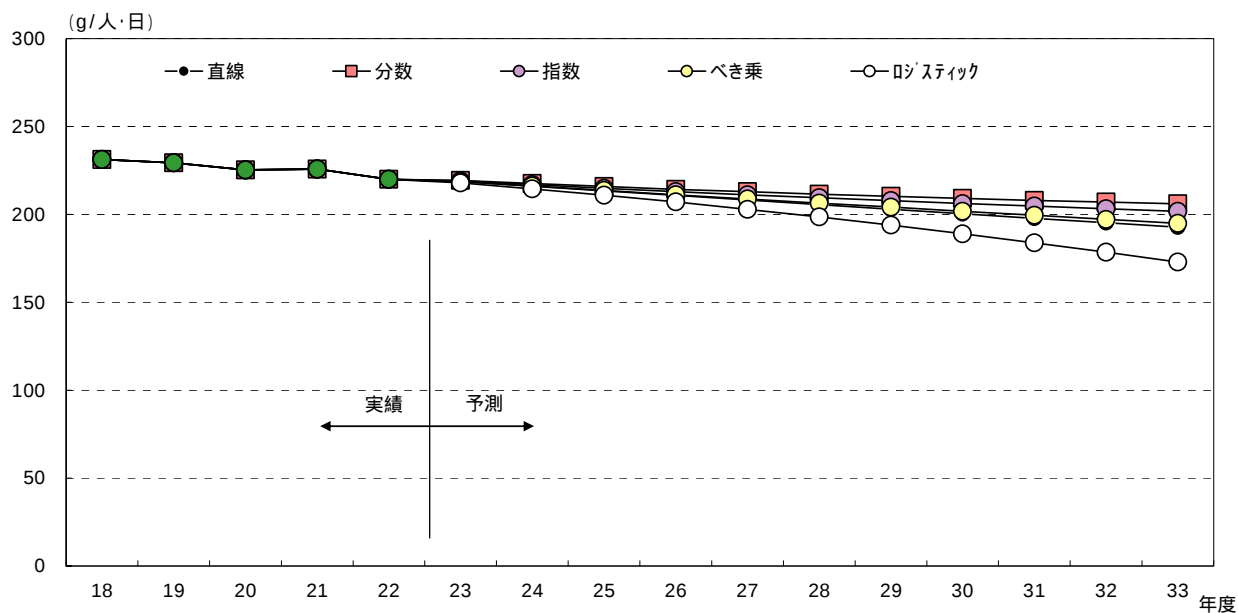
表 3-3 直接搬入ごみの予測結果

(g/人・日)

項目		直線	分数	指数	べき乗	ロジスティック
実績値	平成18年度	231				
	平成19年度	229				
	平成20年度	225				
	平成21年度	226				
	平成22年度	220				
予測値	平成23年度	219	219	219	219	218
	平成24年度	216	218	217	216	215
	平成25年度	213	216	215	214	211
	平成26年度	211	214	213	211	207
	平成27年度	208	213	211	209	203
	平成28年度	206	212	210	206	199
	平成29年度	203	210	208	204	194
	平成30年度	200	209	206	202	189
	平成31年度	198	208	205	200	184
	平成32年度	195	207	203	197	179
	平成33年度	193	206	202	195	173

表 3-4 各予測式の重相関係数

項目	直線	分数	指数	べき乗	ロジスティック
重相関係数	0.9524	0.9451	0.9512	0.9476	0.9597



(3) 集団資源回収ごみ(紙類)

集団資源回収ごみの予測については、近年の推移を考慮し、繊維類、金属類、空き缶、ペットボトルは平成20年度～22年度の最近3年間の平均、びん類は平成18年度～22年度の最近5年間の平均値を採用します。紙類については表3-5に示したとおりで、穏やかな減少傾向を示す「指数」による数値を採用します。

表3-5 集団資源回収ごみ(紙類)の予測結果

		(g/人・日)				
項目		直線	分数	指数	べき乗	ロジスティック
実績値	平成18年度			173		
	平成19年度			166		
	平成20年度			104		
	平成21年度			95		
	平成22年度			91		
予測値	平成23年度	82	85	85	84	83
	平成24年度	75	80	80	78	77
	平成25年度	68	75	76	73	71
	平成26年度	61	70	72	68	65
	平成27年度	54	66	68	64	60
	平成28年度	46	63	65	59	55
	平成29年度	39	59	62	55	51
	平成30年度	32	56	59	52	46
	平成31年度	25	53	56	48	42
	平成32年度	18	50	54	45	38
	平成33年度	10	47	52	42	35

表3-6 各予測式の重相関係数

項目	直線	分数	指数	べき乗	ロジスティック
重相関係数	0.9953	0.9949	0.9955	0.9948	0.9956

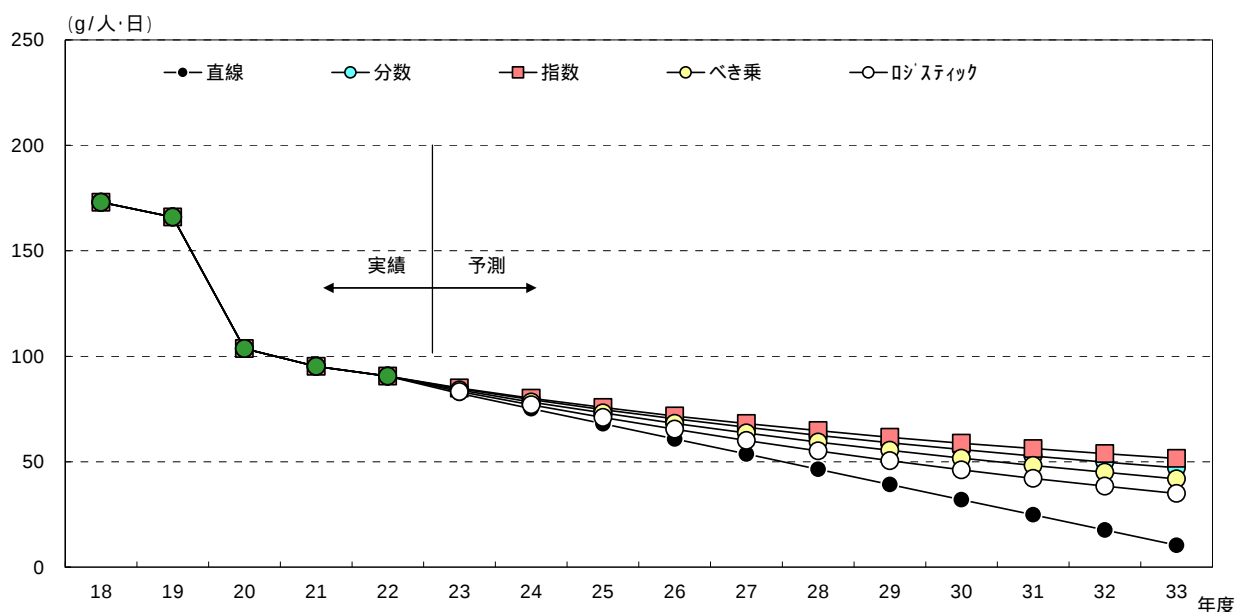


図3-3 集団資源回収ごみ(紙類)の予測結果グラフ

(4) 剪定枝、落ち葉・草等

剪定枝、落ち葉・草等の予測結果は表 3-7 に示したとおりで、穏やかな増加傾向を示す「ロジスティック」による数値を採用します。

表 3-7 剪定枝、落ち葉・草等の予測結果

(g/人・日)

項目		直線	分数	指数	べき乗	ロジスティック
実績値	平成18年度	59				
	平成19年度	64				
	平成20年度	72				
	平成21年度	73				
	平成22年度	74				
予測値	平成23年度	80	79	81	81	77
	平成24年度	84	82	85	86	78
	平成25年度	88	85	89	92	79
	平成26年度	92	87	94	97	80
	平成27年度	96	89	98	103	80
	平成28年度	100	92	102	110	80
	平成29年度	104	94	107	117	81
	平成30年度	108	95	111	124	81
	平成31年度	112	97	116	132	81
	平成32年度	116	99	120	140	81
	平成33年度	120	100	125	148	81

表 3-8 各予測式の重相関係数

項目	直線	分数	指数	べき乗	ロジスティック
重相関係数	0.9414	0.9571	0.9372	0.9461	0.9580

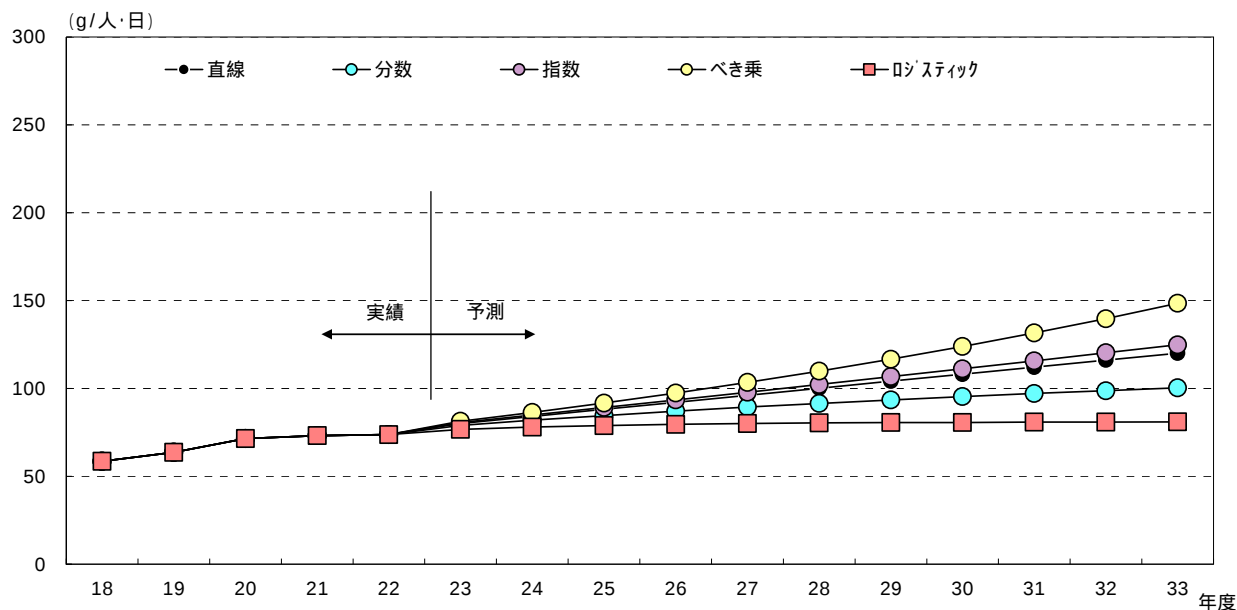


表 3-4 剪定枝、落ち葉・草等の予測結果グラフ

(5) 予測結果のまとめ

予測結果をまとめると表 3 - 9 に示したようになり、目標年度である平成 33 年度の総排出量原単位は 776g/人・日と予測されます。

表 3 - 9 予測結果の一覧

		人口 (人)	収集ごみ (g/人・日)	直接搬入ごみ (g/人・日)	集団資源回収 (g/人・日)	剪定枝、 落ち葉・草等 (g/人・日)	総排出原単位 (g/人・日)
実績	平成18年度	154,630	443	231	173	59	906
	平成19年度	156,083	428	229	166	64	886
	平成20年度	156,876	429	225	155	72	881
	平成21年度	157,183	423	226	146	73	868
	平成22年度	157,033	419	220	142	74	855
予測	平成23年度	157,033	414	219	136	77	846
	平成24年度	157,033	410	218	131	78	837
	平成25年度	157,033	407	216	127	79	829
	平成26年度	157,033	404	214	123	80	820
	平成27年度	157,033	401	213	119	80	813
	平成28年度	157,033	398	212	116	80	806
	平成29年度	157,033	395	210	113	81	799
	平成30年度	157,033	393	209	110	81	793
	平成31年度	157,033	391	208	107	81	787
	平成32年度	157,033	388	207	105	81	781
	平成33年度	157,033	386	206	103	81	776

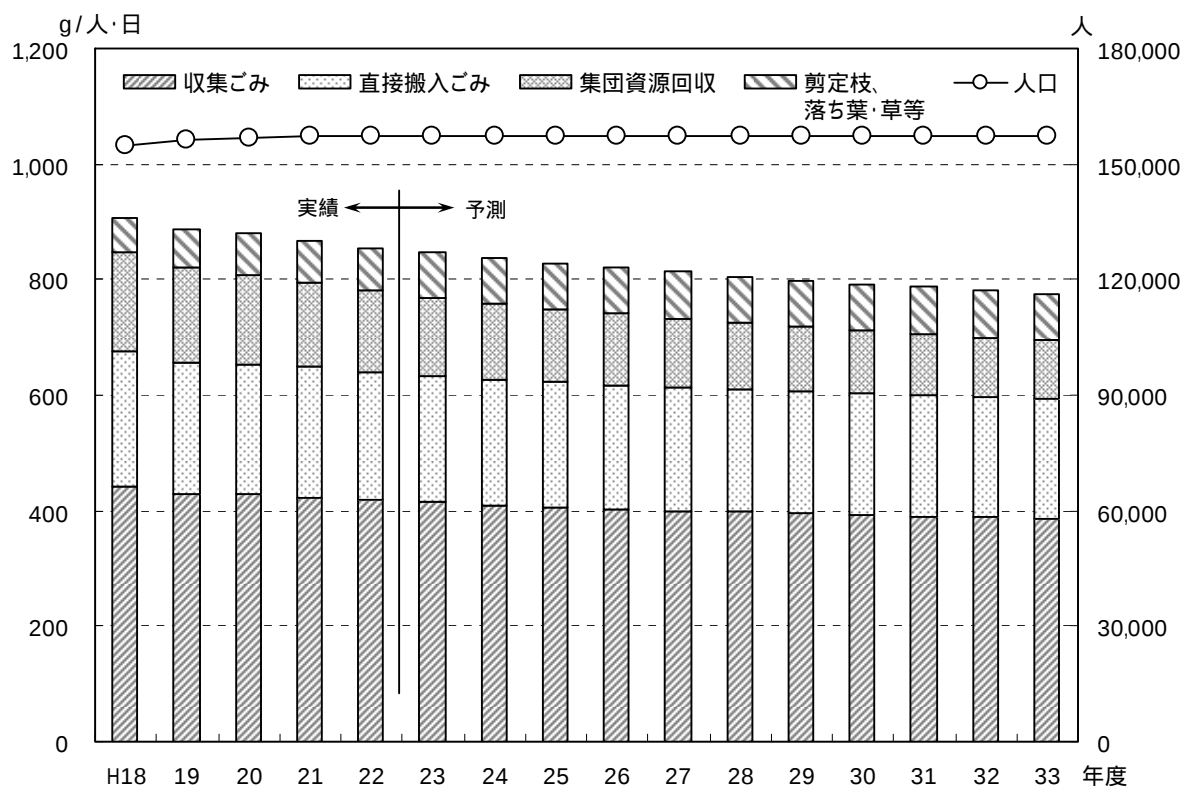


図 3 - 5 予測結果のまとめグラフ

3. 種類別排出原単位

(1) 収集ごみ（家庭系ごみ）の内訳

収集ごみ量の予測値を種類別の割合で按分した結果は表 3-10 に示したとおりで、平成 33 年度は可燃ごみが約 299g/人・日、不燃ごみが約 82g/人・日、粗大可燃ごみが約 3.5/人・日、粗大不燃ごみが約 2.3g/人・日と予測されます。

表 3-10 収集ごみの内訳

		収集ごみ 原単位 (g/人・日)	内 訳			
			可燃ごみ (g/人・日)	不燃ごみ (g/人・日)	粗大可燃ごみ (g/人・日)	粗大不燃ごみ (g/人・日)
実績	平成18年度	443	344.30	93.52	3.29	2.12
	平成19年度	428	335.10	87.19	3.09	2.21
	平成20年度	429	337.66	85.52	3.07	2.32
	平成21年度	423	331.56	86.28	3.12	2.21
	平成22年度	419	323.99	89.08	3.71	2.47
予測	平成23年度	414	320.09	87.79	3.73	2.48
	平成24年度	410	317.16	86.98	3.69	2.46
	平成25年度	407	314.46	86.24	3.66	2.44
	平成26年度	404	311.91	85.54	3.63	2.42
	平成27年度	401	309.59	84.91	3.60	2.40
	平成28年度	398	307.42	84.31	3.58	2.39
	平成29年度	395	305.41	83.77	3.56	2.37
	平成30年度	393	303.56	83.25	3.53	2.36
	平成31年度	391	301.86	82.79	3.51	2.34
	平成32年度	388	300.15	82.32	3.49	2.33
	平成33年度	386	298.61	81.90	3.48	2.32

予測の内訳は、平成22年度の実績割合から算出した。
(可燃ごみ77.3%,不燃ごみ21.2%,粗大可燃ごみ0.9%,粗大不燃ごみ0.6%)

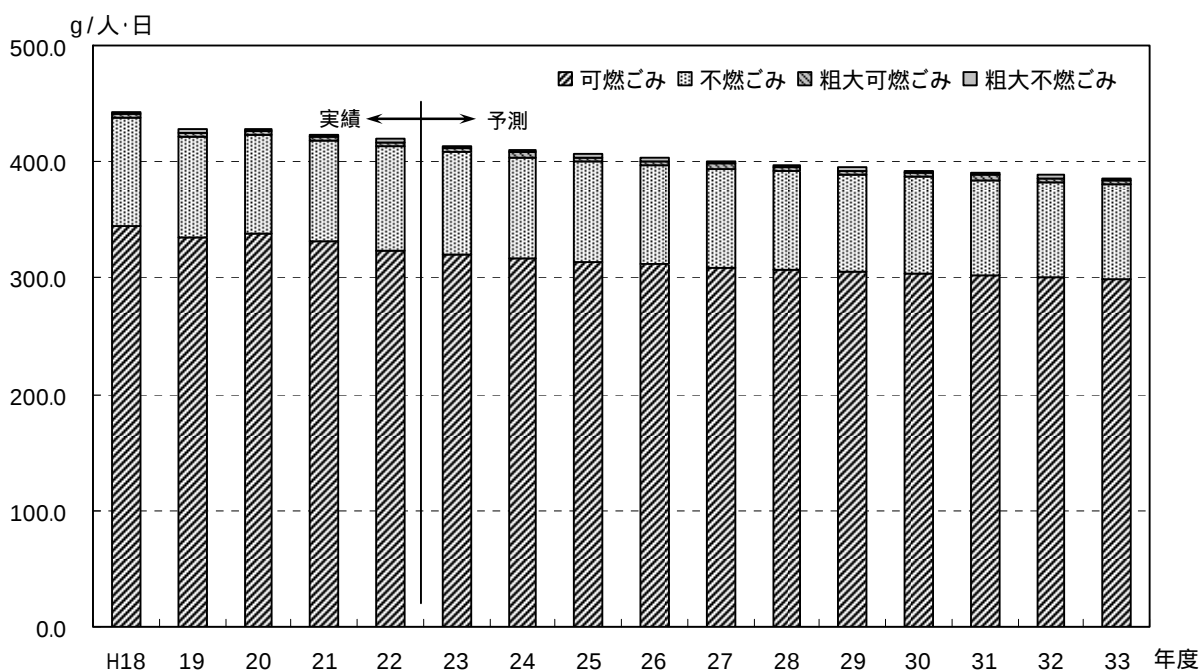


図 3-6 収集ごみ（家庭系ごみ）の内訳グラフ

(2) 直接搬入ごみ (事業系ごみ) の内訳

直接搬入ごみの予測値を種類別の割合で按分した結果は表 3-11 に示したとおりで、平成 33 年は可燃ごみが約 192g/人・日、不燃ごみが約 14.2g/人・日と予測されます。

表 3-11 直接搬入ごみの内訳

		直接搬入ごみ 原単位 (g/人・日)	内 訳	
			可燃ごみ (g/人・日)	不燃ごみ (g/人・日)
実績	平成18年度	231	216.65	14.51
	平成19年度	229	215.11	14.17
	平成20年度	225	211.33	13.95
	平成21年度	226	209.77	16.02
	平成22年度	220	204.74	15.25
予測	平成23年度	219	204.26	15.14
	平成24年度	218	202.59	15.01
	平成25年度	216	201.00	14.90
	平成26年度	214	199.51	14.79
	平成27年度	213	198.21	14.69
	平成28年度	212	196.91	14.59
	平成29年度	210	195.79	14.51
	平成30年度	209	194.67	14.43
	平成31年度	208	193.65	14.35
	平成32年度	207	192.72	14.28
	平成33年度	206	191.79	14.21

予測の内訳は、平成22年度の実績割合から算出した。
(可燃ごみ93.1%,不燃ごみ6.9%)

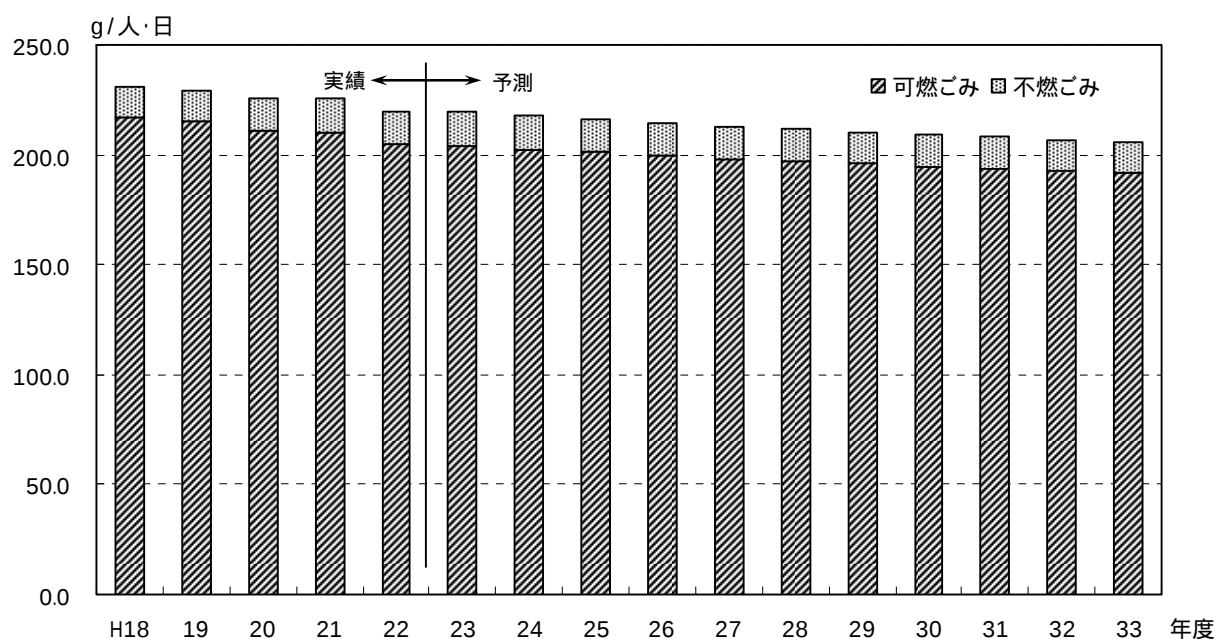


図 3-7 直接搬入ごみの内訳グラフ

(3) 集団資源回収ごみの内訳

集団資源回収ごみの予測値を種類別の割合で按分した結果は表 3-12 に示したとおりで、平成 33 年度は繊維類が約 8.8g/人・日、紙類が約 51.6g/人・日、金属類が約 7.7g/人・日、びん類が約 19.6g/人・日、空き缶が約 8.7g/人・日、ペットボトルが約 6.5g/人・日と予測されます。

表 3-12 集団資源回収ごみの内訳

		集団資源回収 ごみ原単位 (g/人・日)	内 訳					
			繊維類 (g/人・日)	紙類 (g/人・日)	金属類 (g/人・日)	びん類 (g/人・日)	空き缶 (g/人・日)	ペットボトル (g/人・日)
実績	平成18年度	173	9.35	117.96	9.38	19.66	10.53	6.50
	平成19年度	166	9.10	112.23	8.32	19.60	9.57	6.71
	平成20年度	155	8.57	103.66	7.57	19.60	9.22	6.60
	平成21年度	146	8.85	95.17	7.82	19.37	8.65	6.38
	平成22年度	142	8.91	90.53	7.64	19.79	8.31	6.45
予測	平成23年度	136	8.77	84.90	7.68	19.61	8.73	6.48
	平成24年度	131	8.77	80.10	7.68	19.61	8.73	6.48
	平成25年度	127	8.77	75.70	7.68	19.61	8.73	6.48
	平成26年度	123	8.77	71.70	7.68	19.61	8.73	6.48
	平成27年度	119	8.77	68.10	7.68	19.61	8.73	6.48
	平成28年度	116	8.77	64.70	7.68	19.61	8.73	6.48
	平成29年度	113	8.77	61.60	7.68	19.61	8.73	6.48
	平成30年度	110	8.77	58.80	7.68	19.61	8.73	6.48
	平成31年度	107	8.77	56.20	7.68	19.61	8.73	6.48
	平成32年度	105	8.77	53.80	7.68	19.61	8.73	6.48
	平成33年度	103	8.77	51.60	7.68	19.61	8.73	6.48

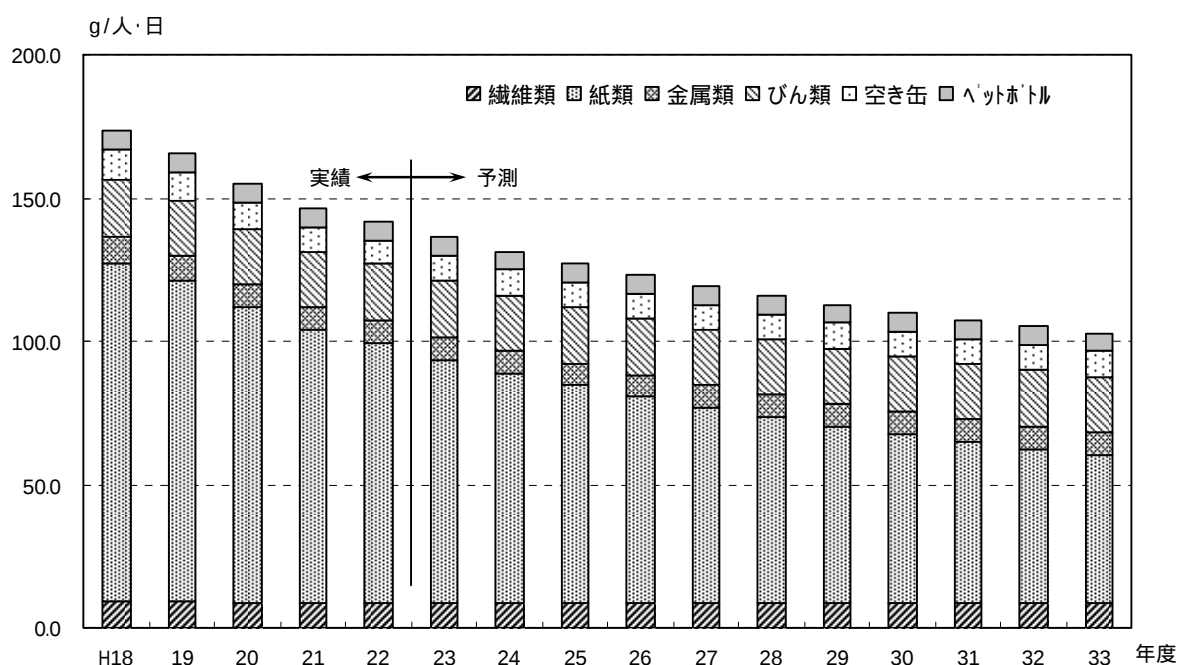


図 3-8 集団資源回収ごみの内訳グラフ

(4) 剪定枝、落ち葉・草等の内訳

剪定枝、落ち葉・草等の予測値を種類別の割合で按分した結果は表 3-13 に示したとおりで、平成 33 年は剪定枝の収集が約 30.6g/人・日、持込が約 42.8g/人・日、落ち葉・草等の収集はなく、持込が約 7.6g/人・日と予測されます。

表 3-13 剪定枝、落ち葉・草等の内訳

		剪定枝、 落ち葉・草等 (g/人・日)	内 訳			
			剪定枝 収集 (g/人・日)	剪定枝 持込 (g/人・日)	落ち葉・草等 収集 (g/人・日)	落ち葉・草等 持込 (g/人・日)
実績	平成18年度	59	13.58	30.39	8.05	6.63
	平成19年度	64	14.52	33.40	8.20	7.47
	平成20年度	72	18.88	36.33	8.29	8.02
	平成21年度	73	24.06	38.48	3.51	7.20
	平成22年度	74	27.89	38.99	0.00	6.97
予測	平成23年度	77	28.99	40.50	0.00	7.21
	平成24年度	78	29.48	41.18	0.00	7.33
	平成25年度	79	29.82	41.65	0.00	7.42
	平成26年度	80	30.09	42.03	0.00	7.48
	平成27年度	80	30.24	42.24	0.00	7.52
	平成28年度	80	30.39	42.45	0.00	7.56
	平成29年度	81	30.47	42.56	0.00	7.58
	平成30年度	81	30.50	42.61	0.00	7.59
	平成31年度	81	30.58	42.72	0.00	7.60
	平成32年度	81	30.58	42.72	0.00	7.60
	平成33年度	81	30.62	42.76	0.00	7.61

予測の内訳は、平成22年度の実績割合から算出した。
(剪定枝の収集37.8%,持込52.8%,落ち葉・草等の収集0%,持込9.4%)

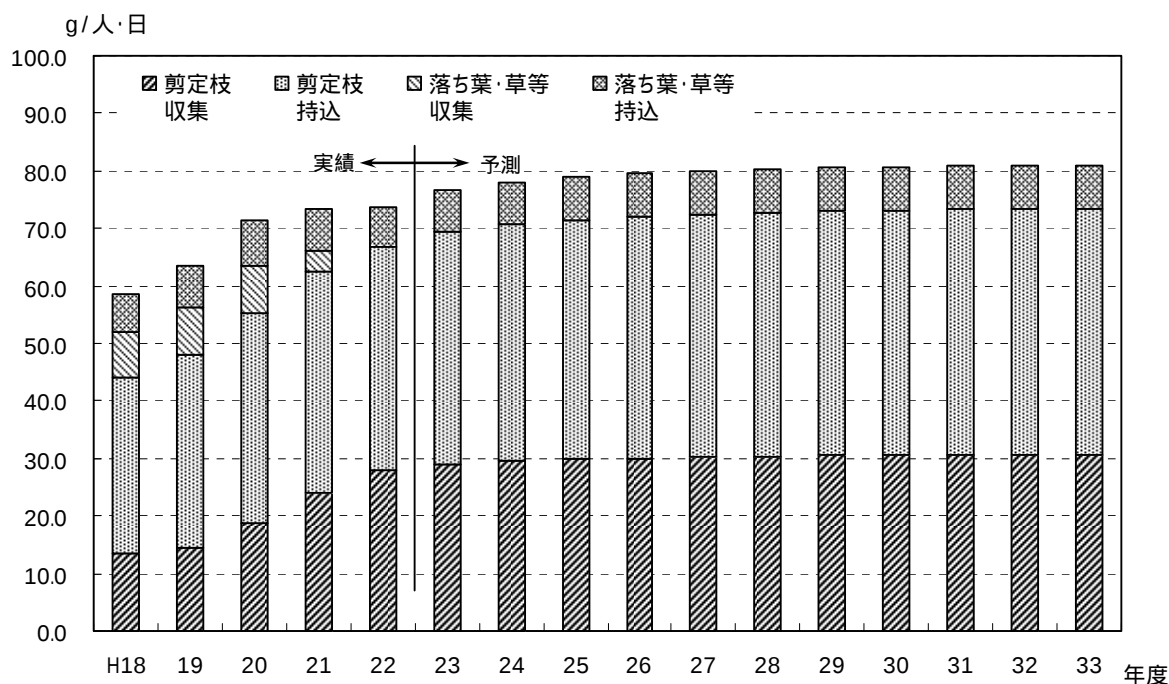


図 3-9 剪定枝、落ち葉・草等の内訳

4 . 排出量の見込み

排出原単位に人口を乗じて年間の排出量を算出すると、表 3-14 に示したとおりになります。

平成 33 年度は収集ごみ量が 22,141t/年、直接搬入ごみ量が 11,807t/年、集団資源回収量が 5,896t/年、剪定枝が 4,206t/年、落ち葉・草等が 436t/年と見込まれます。

表 3-14 排出量の見込み

		人口 (人)	収集ごみ					直接搬入ごみ			集団資源回収量							剪定枝			落ち葉・草等			総排出量 (t/年)
			可燃ごみ	不燃ごみ	粗大可燃ごみ	粗大不燃ごみ	計	可燃ごみ	不燃ごみ	計	繊維類	紙類	金属類	びん類	空き缶	ペットボトル	計	収集	持込	計	収集	持込	計	
			(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	
実績	平成18年度	154,630	19,433	5,278	186	120	25,016	12,228	819	13,047	528	6,657	529	1,110	595	367	9,785	766	1,715	2,481	454	374	829	51,158
	平成19年度	156,083	19,143	4,981	177	126	24,427	12,288	809	13,098	520	6,411	475	1,120	547	383	9,457	830	1,908	2,738	468	427	895	50,614
	平成20年度	156,876	19,334	4,897	176	133	24,540	12,101	799	12,900	491	5,935	433	1,122	528	378	8,888	1,081	2,080	3,161	475	459	934	50,422
	平成21年度	157,183	19,022	4,950	179	127	24,278	12,035	919	12,954	507	5,460	449	1,111	496	366	8,390	1,380	2,208	3,588	201	413	614	49,824
	平成22年度	157,033	18,570	5,106	212	141	24,030	11,735	874	12,609	511	5,189	438	1,134	477	370	8,118	1,598	2,235	3,833	0	399	399	48,989
予測	平成23年度	157,033	18,347	5,032	214	142	23,735	11,708	868	12,576	503	4866	440	1,124	500	371	7,804	1662	2321	3,983	0	413	413	48,511
	平成24年度	157,033	18,179	4,985	211	141	23,516	11,612	860	12,472	503	4591	440	1,124	500	371	7,529	1690	2360	4,050	0	420	420	47,987
	平成25年度	157,033	18,024	4,943	210	140	23,317	11,521	854	12,375	503	4339	440	1,124	500	371	7,277	1709	2387	4,096	0	425	425	47,490
	平成26年度	157,033	17,878	4,903	208	139	23,128	11,435	848	12,283	503	4110	440	1,124	500	371	7,048	1725	2409	4,134	0	429	429	47,022
	平成27年度	157,033	17,745	4,867	206	138	22,956	11,361	842	12,203	503	3903	440	1,124	500	371	6,841	1733	2421	4,154	0	431	431	46,585
	平成28年度	157,033	17,620	4,832	205	137	22,794	11,286	836	12,122	503	3708	440	1,124	500	371	6,646	1742	2433	4,175	0	433	433	46,170
	平成29年度	157,033	17,505	4,801	204	136	22,646	11,222	832	12,054	503	3531	440	1,124	500	371	6,469	1746	2439	4,185	0	434	434	45,788
	平成30年度	157,033	17,399	4,772	202	135	22,508	11,158	827	11,985	503	3370	440	1,124	500	371	6,308	1748	2442	4,190	0	435	435	45,426
	平成31年度	157,033	17,302	4,745	201	134	22,382	11,099	822	11,921	503	3221	440	1,124	500	371	6,159	1753	2449	4,202	0	436	436	45,100
	平成32年度	157,033	17,204	4,718	200	134	22,256	11,046	818	11,864	503	3084	440	1,124	500	371	6,022	1753	2449	4,202	0	436	436	44,780
	平成33年度	157,033	17,115	4,694	199	133	22,141	10,993	814	11,807	503	2958	440	1,124	500	371	5,896	1755	2451	4,206	0	436	436	44,486

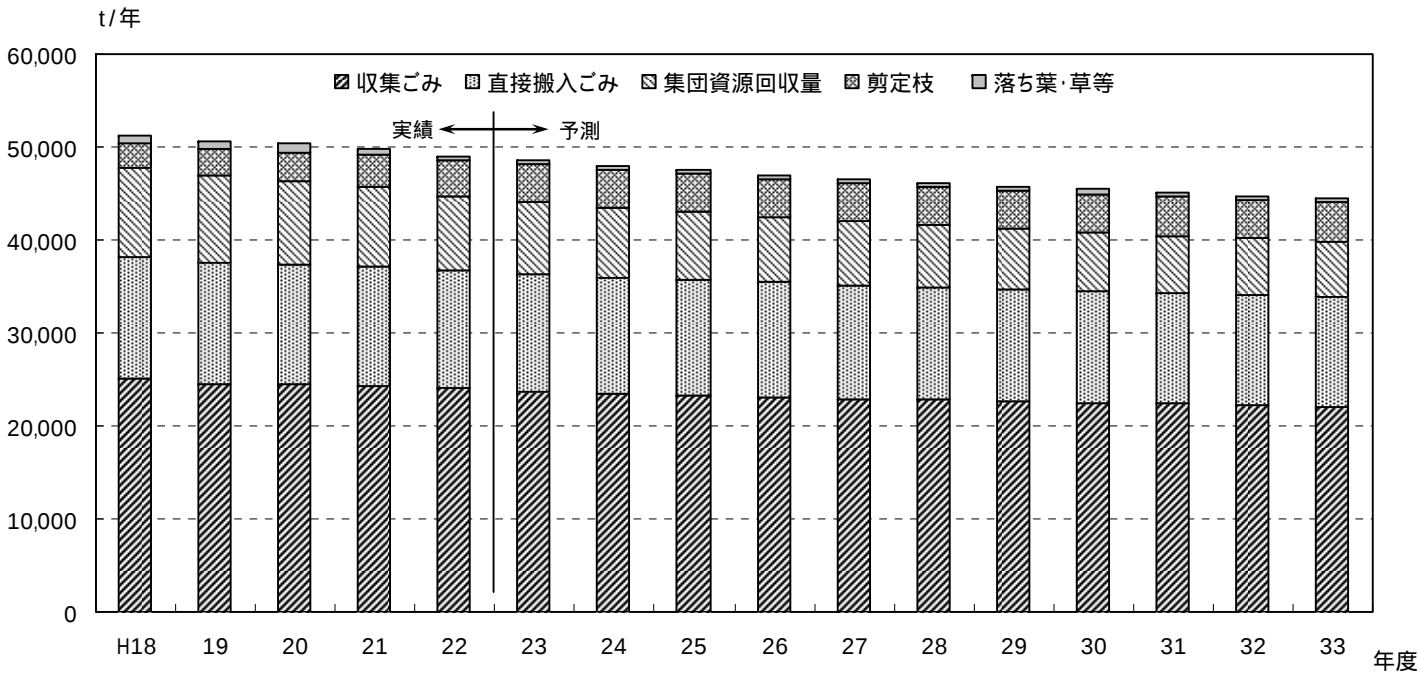


図 3-10 排出量の見込みグラフ

5．処理内訳量の見込み

排出量の推計値から、各処理量は表 3-15～表 3-20 に示したとおりになります。

(1) 焼却処理量の見込み

焼却処理量は表 3-15 に示したとおりで、平成 33 年度は 28,307 t/年と見込まれます。

表 3-15 焼却処理量の見込み

(t/年)

	収集 可燃ごみ	収集粗大 可燃ごみ	直接搬入 可燃ごみ	焼却対象量
平成18年度	19,433	186	12,228	31,846
平成19年度	19,143	177	12,288	31,608
平成20年度	19,334	176	12,101	31,610
平成21年度	19,022	179	12,035	31,236
平成22年度	18,570	212	11,735	30,517
平成23年度	18,347	214	11,708	30,269
平成24年度	18,179	211	11,612	30,002
平成25年度	18,024	210	11,521	29,755
平成26年度	17,878	208	11,435	29,521
平成27年度	17,745	206	11,361	29,312
平成28年度	17,620	205	11,286	29,111
平成29年度	17,505	204	11,222	28,931
平成30年度	17,399	202	11,158	28,759
平成31年度	17,302	201	11,099	28,602
平成32年度	17,204	200	11,046	28,450
平成33年度	17,115	199	10,993	28,307

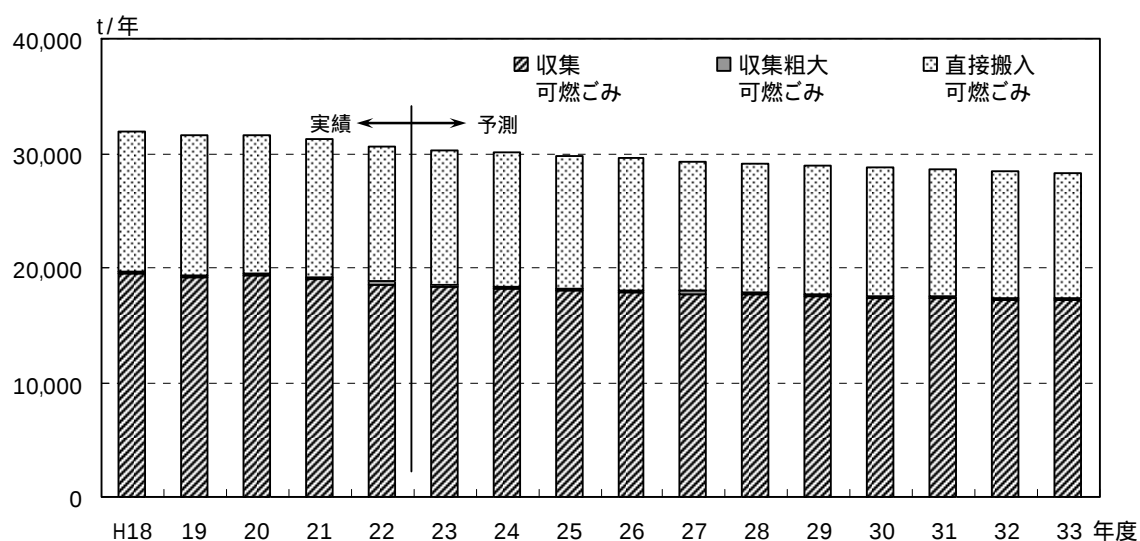


図 3-11 焼却処理量の見込みグラフ

(2) 破碎・選別処理量の見込み

破碎・選別処理量は表 3-16 に示したとおりで、平成 33 年度は 5,641t と見込まれます。

表 3-16 破碎・選別処理量の見込み

(t/年)

	収集 不燃ごみ	収集粗大 不燃ごみ	直接搬入 不燃ごみ	破碎・選別 処理量
平成18年度	5,278	120	819	6,217
平成19年度	4,981	126	809	5,917
平成20年度	4,897	133	799	5,829
平成21年度	4,950	127	919	5,996
平成22年度	5,106	141	874	6,122
平成23年度	5,032	142	868	6,042
平成24年度	4,985	141	860	5,986
平成25年度	4,943	140	854	5,937
平成26年度	4,903	139	848	5,890
平成27年度	4,867	138	842	5,847
平成28年度	4,832	137	836	5,805
平成29年度	4,801	136	832	5,769
平成30年度	4,772	135	827	5,734
平成31年度	4,745	134	822	5,701
平成32年度	4,718	134	818	5,670
平成33年度	4,694	133	814	5,641

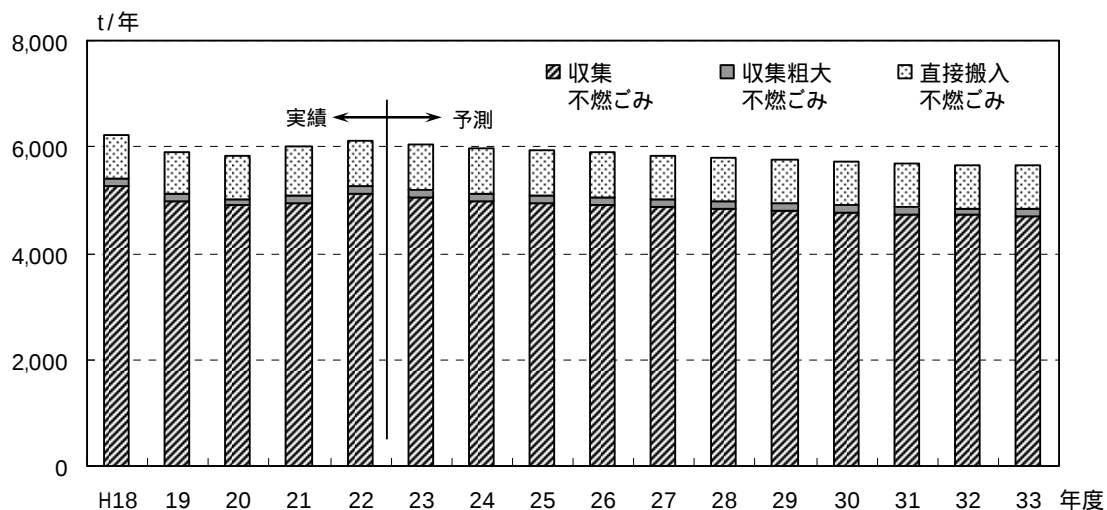


図 3-12 破碎・選別処理量の見込みグラフ

(3) 資源化処理量の見込み

破碎・選別処理した後の資源化処理量の内訳は表 3-17 に示したとおりで、平成 33 年度は廃プラスチック以外の資源化が 429t、廃プラスチックが 1,811t、リサイクル展示品が 14t、資源化不適物が 3,387t と見込まれます。

表 3-17 資源化処理量の内訳見込み

	(t/年)				
	破碎・選別処理量	廃プラ以外の資源化	廃プラの資源化	リサイクル展示品	資源化不適物
平成18年度	6,217	530	1,919	15	3,754
平成19年度	5,917	487	1,909	15	3,506
平成20年度	5,829	467	1,887	13	3,462
平成21年度	5,996	455	1,923	15	3,603
平成22年度	6,122	131	0	12	5,978
平成23年度	6,042	459	0	15	5,568
平成24年度	5,986	455	0	15	5,516
平成25年度	5,937	451	1,906	15	3,565
平成26年度	5,890	448	1,891	15	3,536
平成27年度	5,847	444	1,877	15	3,511
平成28年度	5,805	441	1,863	15	3,486
平成29年度	5,769	438	1,852	14	3,465
平成30年度	5,734	436	1,841	14	3,443
平成31年度	5,701	433	1,830	14	3,424
平成32年度	5,670	431	1,820	14	3,405
平成33年度	5,641	429	1,811	14	3,387

(平成 22 年度及び 23 年度は、不燃物処理施設の稼働停止により廃プラスチックの処理が困難なため、資源化できません。)

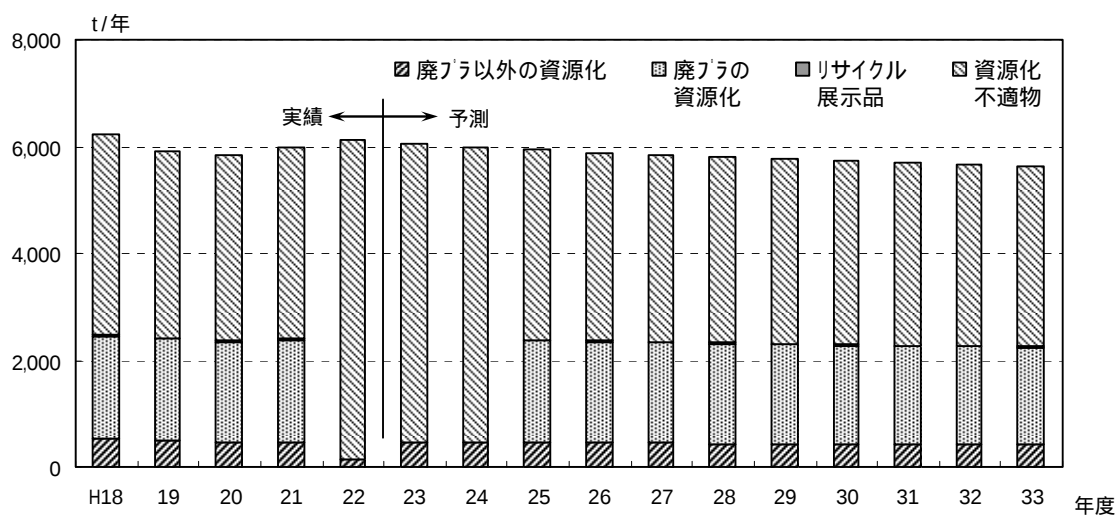


図 3-13 資源化量の内訳見込みグラフ

(4) 焼却残渣量の見込み

焼却残渣量は表 3-18 に示したとおりで、平成 33 年度は 3,044t と見込まれ、この内でエコセメント量は 234t となります。

表 3-18 焼却残渣量の見込み

(t/年)

	焼却対象量	焼却残渣量	エコセメント量
平成18年度	31,846	3,340	299
平成19年度	31,608	3,261	284
平成20年度	31,610	3,310	287
平成21年度	31,236	3,305	222
平成22年度	30,517	3,205	249
平成23年度	30,269	3,255	251
平成24年度	30,002	3,226	248
平成25年度	29,755	3,200	246
平成26年度	29,521	3,174	244
平成27年度	29,312	3,152	243
平成28年度	29,111	3,130	241
平成29年度	28,931	3,111	240
平成30年度	28,759	3,093	238
平成31年度	28,602	3,076	237
平成32年度	28,450	3,059	236
平成33年度	28,307	3,044	234

注 1：焼却処理対象量と実際の焼却処理量には違いがありますが、ここでは排出されたものから焼却の対象となるものの量を採用します。

注 2：エコセメント量は、平成 22 年度の焼却残渣量に対する実績割合を採用しています。

(5) 総資源化量、再生利用率の見込み

破砕・選別処理後の資源化、集団資源回収量、剪定枝等の資源化、エコセメント等の総資源化量及び再生利用率は表 3-19 に示したとおりで、平成 33 年度は総資源化量が 13,026t、再生利用率が 29.3%と見込まれます。

表 3-19 総資源化量、再生利用率の見込み

(t/年)

	集団資源回収量	資源化 (廃プラ除く)	廃プラ資源化	リサイクル 展示品	剪定枝等 資源化	エコセメント量	総資源化量	再生利用率
平成18年度	9,785	530	1,919	15	3,310	298.69	15,858	31.00%
平成19年度	9,457	487	1,909	15	3,633	284.02	15,784	31.19%
平成20年度	8,888	467	1,887	13	4,095	286.83	15,636	31.01%
平成21年度	8,390	455	1,923	15	4,202	221.58	15,206	30.52%
平成22年度	8,118	131	0	12	4,232	248.98	12,742	26.01%
平成23年度	7,804	459	0	15	4,396	251	12,925	26.64%
平成24年度	7,529	455	0	15	4,470	248	12,717	26.50%
平成25年度	7,277	451	1,906	15	4,521	246	14,416	30.36%
平成26年度	7,048	448	1,891	15	4,563	244	14,209	30.22%
平成27年度	6,841	444	1,877	15	4,585	243	14,005	30.06%
平成28年度	6,646	441	1,863	15	4,608	241	13,814	29.92%
平成29年度	6,469	438	1,852	14	4,619	240	13,632	29.77%
平成30年度	6,308	436	1,841	14	4,625	238	13,462	29.64%
平成31年度	6,159	433	1,830	14	4,638	237	13,311	29.51%
平成32年度	6,022	431	1,820	14	4,638	236	13,161	29.39%
平成33年度	5,896	429	1,811	14	4,642	234	13,026	29.28%

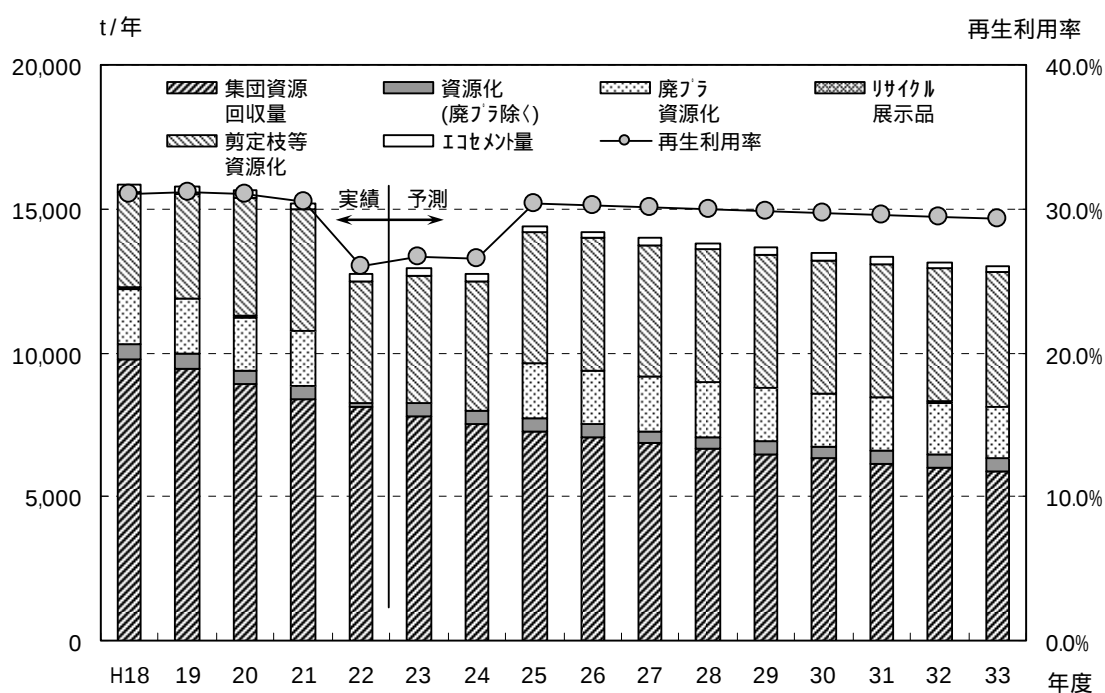


図 3-14 総資源化量、再生利用率の見込みグラフ

(6) 最終処分量の見込み

最終処分量は表 3-20 に示したとおりで、平成 33 年度は 6,197t と見込まれます。

表 3-20 最終処分量の見込み

(t/年)

	資源化 不適物	リサイクル 以外の焼却残	最終処分量
平成18年度	3,754	3,041	6,795
平成19年度	3,506	2,977	6,483
平成20年度	3,462	3,024	6,486
平成21年度	3,603	3,084	6,687
平成22年度	5,978	2,956	8,934
平成23年度	5,568	3,004	8,572
平成24年度	5,516	2,978	8,494
平成25年度	3,565	2,954	6,519
平成26年度	3,536	2,930	6,466
平成27年度	3,511	2,909	6,420
平成28年度	3,486	2,889	6,375
平成29年度	3,465	2,871	6,336
平成30年度	3,443	2,855	6,298
平成31年度	3,424	2,839	6,263
平成32年度	3,405	2,823	6,228
平成33年度	3,387	2,810	6,197

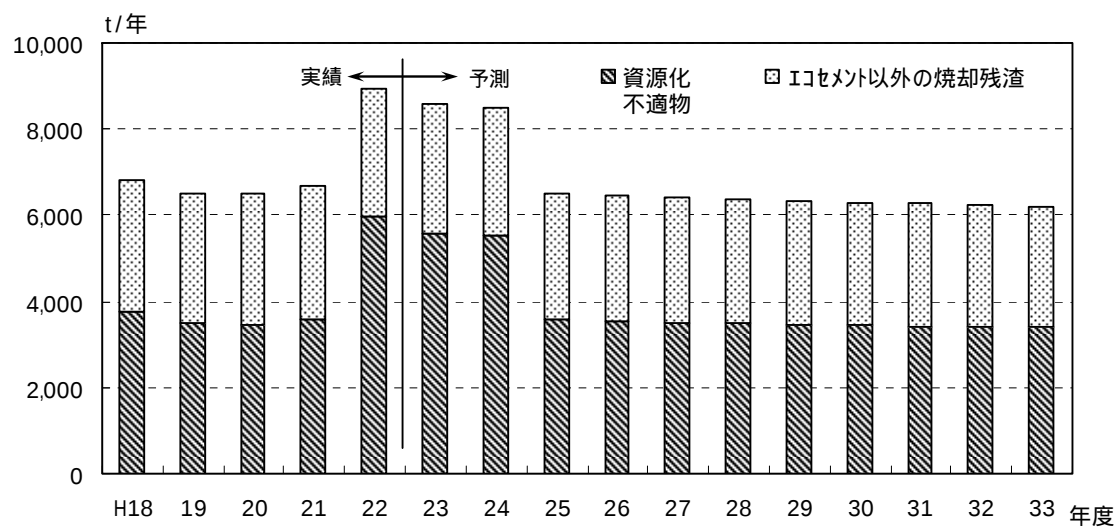
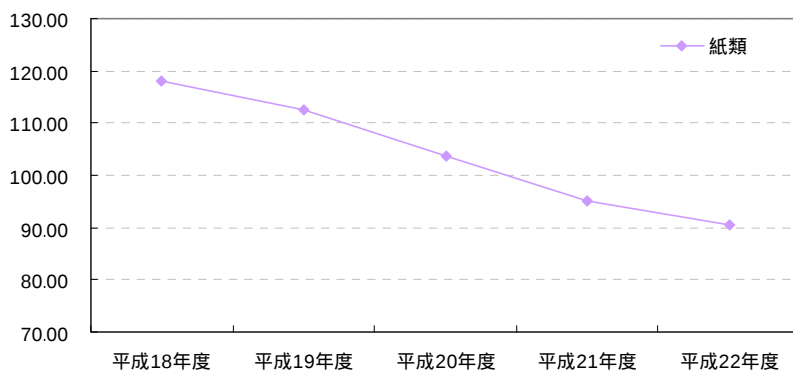
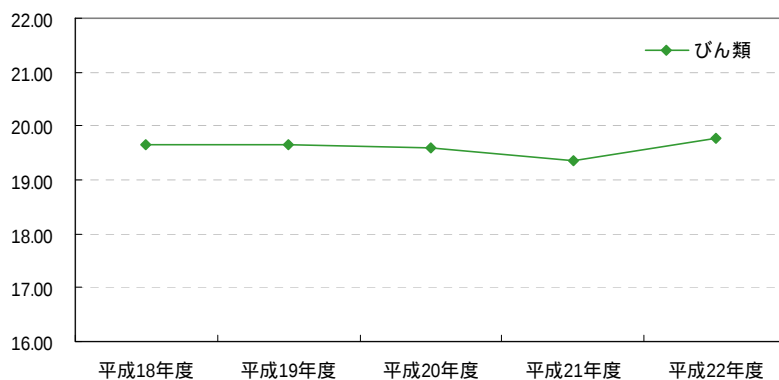
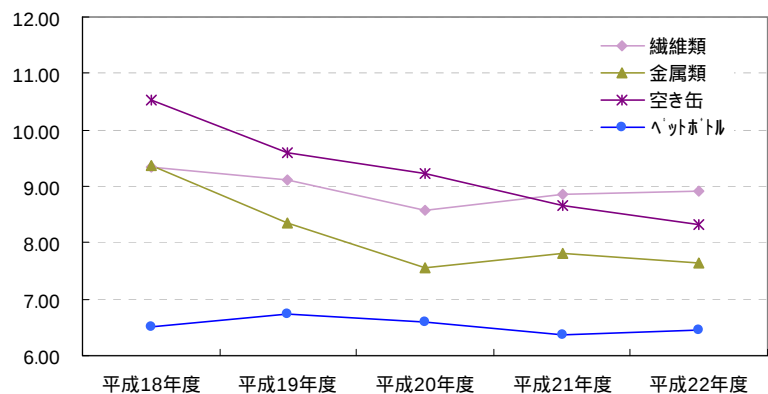


図 3-15 最終処分量の見込みグラフ

〔参考資料〕 集団資源回収ごみについて

集団資源回収ごみの予測については、各項目によって近年の推移に差異があることから、それぞれの項目について検討を行った。その結果、繊維類、金属類、空き缶、ペットボトルについては、平成 20 年度から 22 年度にかけて数値の変動が少なく、今後も同様の傾向が続くと予想されるため、3 年間の平均値を予測値とした。びん類については平成 18 年度から 22 年度にかけて数値が横ばいになっており、今後も大きな増減はないと考えられるため、5 年間の平均値を予測値とした。紙類については減少傾向が続いており、トレンド法により予測（推計）を行った。

項目別の原単位の推移



第4節 ごみ発生量及び処理量の見込み(減量効果見込み)

1 減量化目標

(1) 減量化目標値の設定

平成 33 年度における減量化等の目標は次のとおりとします。

平成 22 年の排出量に対し、平成 33 年度において約 30% の削減を目標とします。

平成 22 年度以降、資源物である集団資源回収量や剪定枝、落ち葉等は現状推移に従うとし、収集ごみや直接搬入ごみは平成 22 年度の実績値に対し平成 33 年度までに 30% 減量化することを目標とします。

2. 減量化後の推計

(1) 排出量の見込み

収集ごみ及び直接搬入ごみは平成 22 年度の実績に対して平成 33 年度において 30% 減量、集団資源回収ごみや剪定枝、落ち葉等は平成 22 年度以降、現状推移に従うとします。

表 4-1 減量化後の推計値

(t/年)

	収集ごみ		直接搬入ごみ		集団資源回収ごみ		剪定枝		落ち葉等		総排出量	
	予測値	減量後	予測値	減量後	予測値	減量後	予測値	減量後	予測値	減量後	予測値	減量後
平成18年度	25,016	(H22に対し H33までに 30% 減量)	13,047	(H22に対し H33までに 30% 減量)	9,785	(H22以降 は現状推 移に従う。)	2,481	(H22以降 は現状推 移に従う。)	829	(H22以降 は現状推 移に従う。)	51,158	
平成19年度	24,427		13,098		9,457		2,738		895		50,614	
平成20年度	24,540		12,900		8,888		3,161		934		50,422	
平成21年度	24,278		12,954		8,390		3,588		614		49,824	
平成22年度	24,030		12,609		8,118		3,833		399		48,989	
平成23年度	23,735	23,374	12,576	12,265	7,804	7,804	3,983	3,983	413	413	48,511	47,840
平成24年度	23,516	22,719	12,472	11,921	7,529	7,529	4,050	4,050	420	420	47,987	46,640
平成25年度	23,317	22,064	12,375	11,578	7,277	7,277	4,096	4,096	425	425	47,490	45,439
平成26年度	23,128	21,408	12,283	11,234	7,048	7,048	4,134	4,134	429	429	47,022	44,253
平成27年度	22,956	20,753	12,203	10,890	6,841	6,841	4,154	4,154	431	431	46,585	43,069
平成28年度	22,794	20,098	12,122	10,546	6,646	6,646	4,175	4,175	433	433	46,170	41,898
平成29年度	22,646	19,442	12,054	10,202	6,469	6,469	4,185	4,185	434	434	45,788	40,732
平成30年度	22,508	18,787	11,985	9,858	6,308	6,308	4,190	4,190	435	435	45,426	39,578
平成31年度	22,382	18,132	11,921	9,514	6,159	6,159	4,202	4,202	436	436	45,100	38,443
平成32年度	22,256	17,476	11,864	9,170	6,022	6,022	4,202	4,202	436	436	44,780	37,307
平成33年度	22,141	16,821	11,807	8,826	5,896	5,896	4,206	4,206	436	436	44,486	36,185

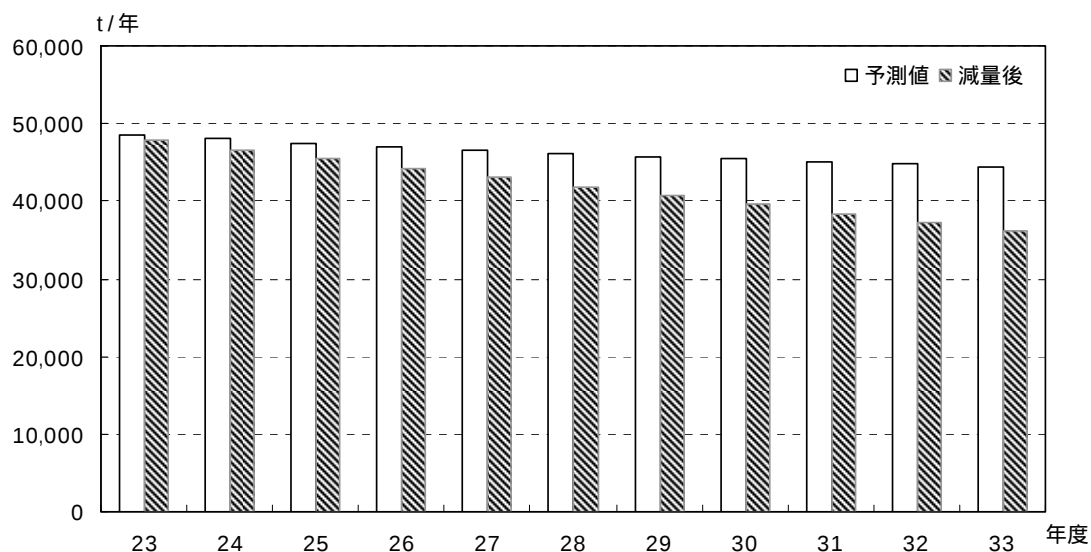


図 4-1 減量化後の推計グラフ

(2) 排出量及び原単位の内訳

1) 収集ごみ (家庭系ごみ) の内訳

収集ごみ量及び種類別原単位の内訳は表 4 - 2 に示したとおりで、平成 28 年度は 20,098t(351g/人・日)、平成 33 年度は 16,821t(293g/人・日)と見込まれます。

表 4 - 2 収集ごみ (家庭系ごみ) の内訳 (減量化後)

		収集ごみ計		内 訳							
				可燃ごみ		不燃ごみ		粗大可燃ごみ		粗大不燃ごみ	
		(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)
実績	平成18年度	25,016	443	19,433	344.30	5,278	93.52	186	3.29	120	2.12
	平成19年度	24,427	428	19,143	335.10	4,981	87.19	177	3.09	126	2.21
	平成20年度	24,540	429	19,334	337.66	4,897	85.52	176	3.07	133	2.32
	平成21年度	24,278	423	19,022	331.56	4,950	86.28	179	3.12	127	2.21
	平成22年度	24,030	419	18,570	323.99	5,106	89.08	212	3.71	141	2.47
減量化後の予測	平成23年度	23,374	408	18,064	315.15	4,967	86.65	207	3.60	137	2.40
	平成24年度	22,719	396	17,557	306.32	4,827	84.22	201	3.50	134	2.33
	平成25年度	22,064	385	17,051	297.48	4,688	81.79	195	3.40	130	2.26
	平成26年度	21,408	374	16,544	288.65	4,549	79.37	189	3.30	126	2.20
	平成27年度	20,753	362	16,038	279.81	4,410	76.94	183	3.20	122	2.13
	平成28年度	20,098	351	15,531	270.97	4,270	74.51	178	3.10	118	2.06
	平成29年度	19,442	339	15,025	262.14	4,131	72.08	172	3.00	114	1.99
	平成30年度	18,787	328	14,518	253.30	3,992	69.65	166	2.90	110	1.93
	平成31年度	18,132	316	14,012	244.46	3,853	67.22	160	2.80	107	1.86
	平成32年度	17,476	305	13,506	235.63	3,713	64.79	154	2.69	103	1.79
	平成33年度	16,821	293	12,999	226.79	3,574	62.36	149	2.59	99	1.73
収集ごみに対する割合				0.773(H22実績)		0.212(H22実績)		0.009(H22実績)		0.006(H22実績)	

内訳は、平成 22 年度の実績割合を採用した。

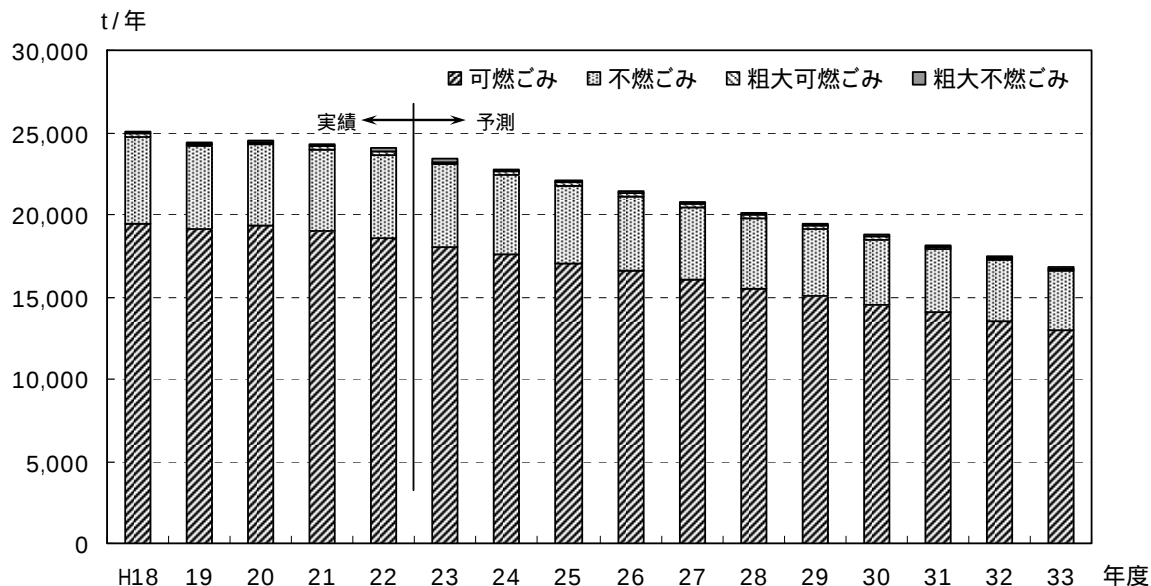


図 4 - 2 収集ごみ (家庭系ごみ) の内訳グラフ(減量化後)

2) 直接搬入ごみ(事業系ごみ)の内訳

直接搬入ごみ量及び種類別原単位の内訳は表4-3に示したとおりで、平成28年度は10,546t(184g/人日)、平成33年度は8,826t(154g/人日)と見込まれます。

表4-3 直接搬入ごみ(事業系ごみ)の内訳(減量化後)

		直接搬入ごみ全体		内 訳			
				可燃ごみ		不燃ごみ	
		(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)
実績	平成18年度	13,047	231	12,228	216.65	819	14.51
	平成19年度	13,098	229	12,288	215.11	809	14.17
	平成20年度	12,900	225	12,101	211.33	799	13.95
	平成21年度	12,954	226	12,035	209.77	919	16.02
	平成22年度	12,609	220	11,735	204.74	874	15.25
減 量 化 後 の 予 測	平成23年度	12,265	214	11,415	199.15	850	14.84
	平成24年度	11,921	208	11,095	193.57	827	14.42
	平成25年度	11,578	202	10,775	187.99	803	14.01
	平成26年度	11,234	196	10,455	182.4	779	13.59
	平成27年度	10,890	190	10,135	176.82	755	13.17
	平成28年度	10,546	184	9,815	171.23	731	12.76
	平成29年度	10,202	178	9,495	165.65	707	12.34
	平成30年度	9,858	172	9,175	160.07	684	11.93
	平成31年度	9,514	166	8,855	154.48	660	11.51
	平成32年度	9,170	160	8,534	148.9	636	11.09
	平成33年度	8,826	154	8,214	143.32	612	10.68
	直接搬入ごみに対する割合			0.931(H22実績)		0.069(H22実績)	

内訳は、平成22年度の実績割合を採用した。

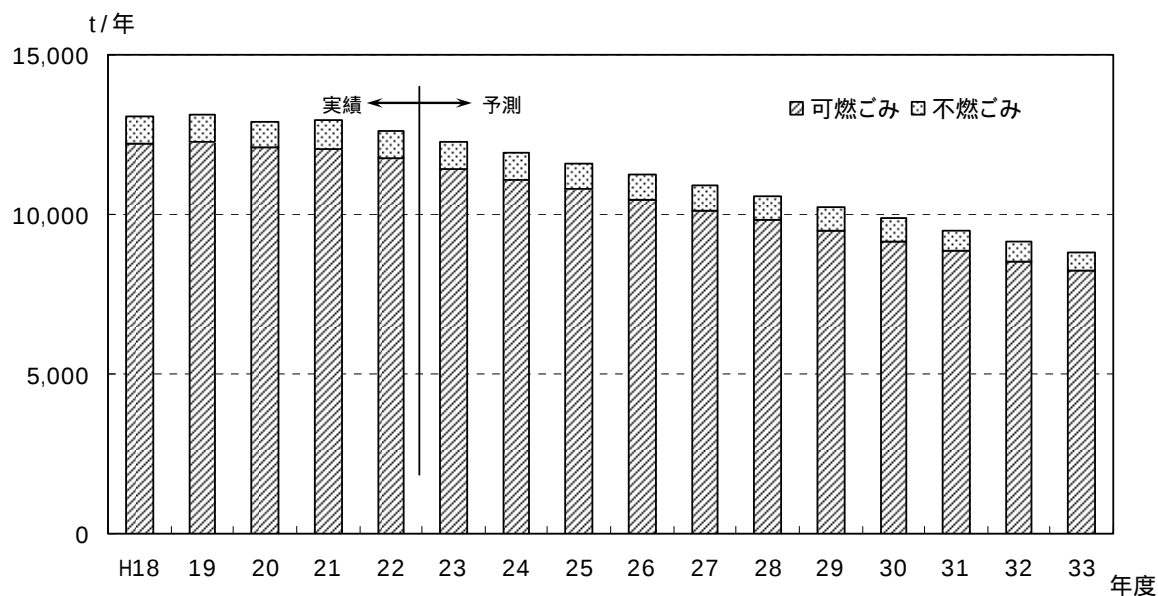


図4-3 直接搬入ごみ(事業系ごみ)の内訳グラフ(減量化後)

3) 集団資源回収ごみの内訳

集団資源回収ごみ量及び種類別原単位の内訳は表4-4に示したとおりで、平成28年度は6,646t(116g/人日)、平成33年度は5,896t(103g/人日)と見込まれます。

表4-4 集団資源回収ごみの内訳(減量化後)

		集団資源回収ごみ		内 訳											
				繊維類		紙類		金属類		びん類		空き缶		ペットボトル	
		(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)
実績	平成18年度	9,785	173	528	9.35	6,657	117.96	529	9.38	1,110	19.66	595	10.53	367	6.50
	平成19年度	9,457	166	520	9.10	6,411	112.23	475	8.32	1,120	19.60	547	9.57	383	6.71
	平成20年度	8,888	155	491	8.57	5,935	103.66	433	7.57	1,122	19.60	528	9.22	378	6.60
	平成21年度	8,390	146	507	8.85	5,460	95.17	449	7.82	1,111	19.37	496	8.65	366	6.38
	平成22年度	8,118	142	511	8.91	5,189	90.53	438	7.64	1,134	19.79	477	8.31	370	6.45
減 量 化 後 の 予 測	平成23年度	7,804	136	503	8.77	4,866	84.90	440	7.68	1,124	19.61	500	8.73	371	6.48
	平成24年度	7,529	131	503	8.77	4,591	80.10	440	7.68	1,124	19.61	500	8.73	371	6.48
	平成25年度	7,277	127	503	8.77	4,339	75.70	440	7.68	1,124	19.61	500	8.73	371	6.48
	平成26年度	7,048	123	503	8.77	4,110	71.71	440	7.68	1,124	19.61	500	8.73	371	6.48
	平成27年度	6,841	119	503	8.77	3,903	68.09	440	7.68	1,124	19.61	500	8.73	371	6.48
	平成28年度	6,646	116	503	8.77	3,708	64.69	440	7.68	1,124	19.61	500	8.73	371	6.48
	平成29年度	6,469	113	503	8.77	3,531	61.60	440	7.68	1,124	19.61	500	8.73	371	6.48
	平成30年度	6,308	110	503	8.77	3,370	58.80	440	7.68	1,124	19.61	500	8.73	371	6.48
	平成31年度	6,159	107	503	8.77	3,221	56.20	440	7.68	1,124	19.61	500	8.73	371	6.48
	平成32年度	6,022	105	503	8.77	3,084	53.81	440	7.68	1,124	19.61	500	8.73	371	6.48
	平成33年度	5,896	103	503	8.77	2,958	51.61	440	7.68	1,124	19.61	500	8.73	371	6.48

内訳は、平成22年度の実績割合を採用した。

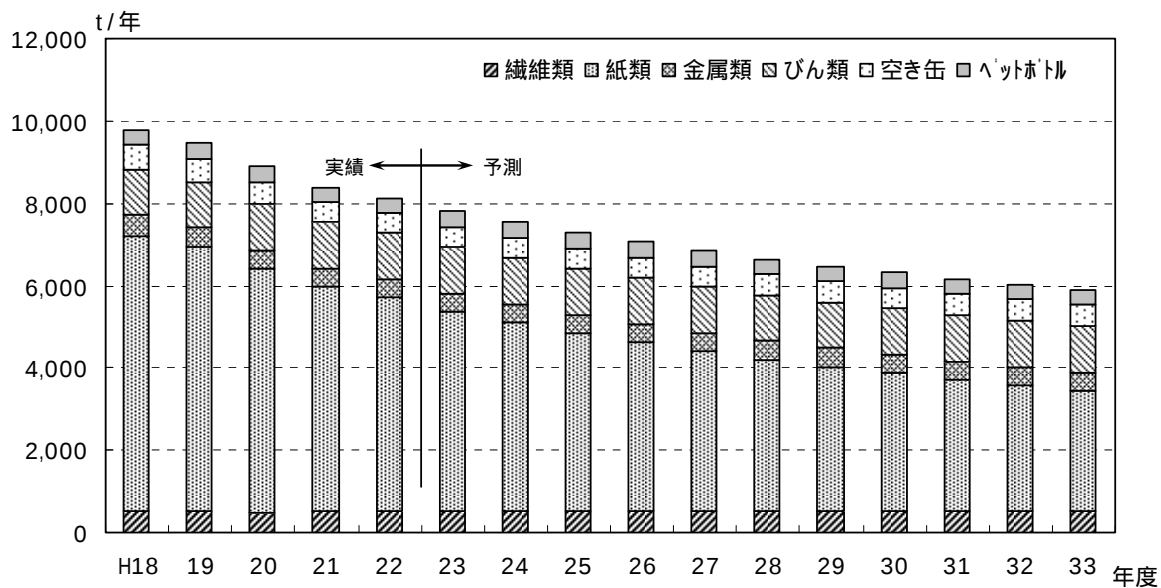


図4-4 集団資源回収ごみの内訳グラフ(減量化後)

4) 剪定枝、落ち葉・草等の内訳

剪定枝、落ち葉・草等の量及び種類別原単位の内訳は表4-5に示したとおりで、平成28年度は剪定枝が4,175t(72.84g/人日)、落ち葉・草等が433t(7.55g/人日)、平成33年度は剪定枝が4,206t(73.38g/人日)、落ち葉・草等が436t(7.61g/人日)と見込まれます。

表4-5 剪定枝、落ち葉・草等の内訳(減量化後)

		剪定枝		内 訳				落ち葉等		内 訳			
				収集		持込				収集		持込	
		(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)	(t/年)	(g/人日)
実績	平成18年度	2,481	43.96	766	13.58	1,715	30.39	829	14.68	454	8.05	374	6.63
	平成19年度	2,738	47.92	830	14.52	1,908	33.40	895	15.66	468	8.20	427	7.47
	平成20年度	3,161	55.21	1,081	18.88	2,080	36.33	934	16.31	475	8.29	459	8.02
	平成21年度	3,588	62.54	1,380	24.06	2,208	38.48	614	10.71	201	3.51	413	7.20
	平成22年度	3,833	66.87	1,598	27.89	2,235	38.99	399	6.97	0	0.00	399	6.97
減 量 化 後 の 予 測	平成23年度	3,983	69.49	1,662	29.00	2,321	40.49	413	7.21	0	0.00	413	7.21
	平成24年度	4,050	70.66	1,690	29.49	2,360	41.17	420	7.33	0	0.00	420	7.33
	平成25年度	4,096	71.46	1,709	29.82	2,387	41.65	425	7.41	0	0.00	425	7.41
	平成26年度	4,134	72.13	1,725	30.10	2,409	42.03	429	7.48	0	0.00	429	7.48
	平成27年度	4,154	72.47	1,733	30.24	2,421	42.24	431	7.52	0	0.00	431	7.52
	平成28年度	4,175	72.84	1,742	30.39	2,433	42.45	433	7.55	0	0.00	433	7.55
	平成29年度	4,185	73.01	1,746	30.46	2,439	42.55	434	7.57	0	0.00	434	7.57
	平成30年度	4,190	73.10	1,748	30.50	2,442	42.61	435	7.59	0	0.00	435	7.59
	平成31年度	4,202	73.31	1,753	30.58	2,449	42.73	436	7.61	0	0.00	436	7.61
	平成32年度	4,202	73.31	1,753	30.58	2,449	42.73	436	7.61	0	0.00	436	7.61
	平成33年度	4,206	73.38	1,755	30.62	2,451	42.76	436	7.61	0	0.00	436	7.61
	剪定枝に対する割合			0.378(H22実績)		0.528(H22実績)		-		H22より収集なく、持込			

内訳は、平成22年度の実績割合を採用した。

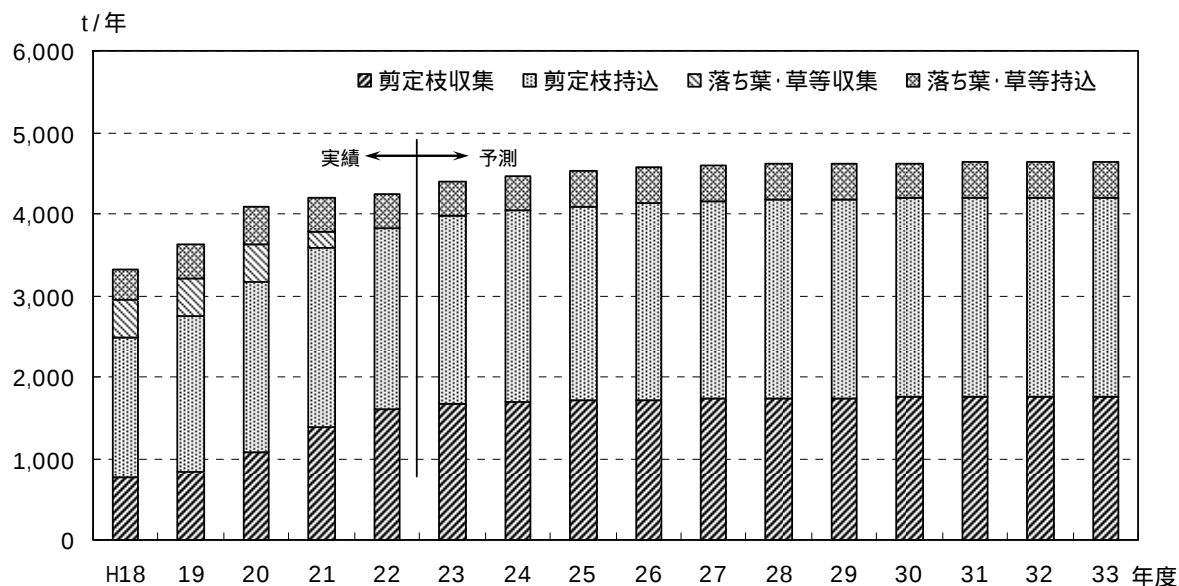


図4-5 剪定枝、落ち葉・草等の内訳グラフ(減量化後)

(3) 処理内訳量の見込み

1) 焼却処理量の見込み

減量化後の焼却処理量は表 4 - 6 に示したとおりで、平成 28 年度は 25,524t、平成 33 年度は 21,362t と見込まれます。

表 4-6 焼却処理量の見込み(減量化後)

(t/年)

	収集 可燃ごみ	収集粗大 可燃ごみ	直接搬入 可燃ごみ	焼却対象量
平成18年度	19,433	186	12,228	31,846
平成19年度	19,143	177	12,288	31,608
平成20年度	19,334	176	12,101	31,610
平成21年度	19,022	179	12,035	31,236
平成22年度	18,570	212	11,735	30,517
平成23年度	18,064	207	11,415	29,685
平成24年度	17,557	201	11,095	28,853
平成25年度	17,051	195	10,775	28,021
平成26年度	16,544	189	10,455	27,188
平成27年度	16,038	183	10,135	26,356
平成28年度	15,531	178	9,815	25,524
平成29年度	15,025	172	9,495	24,691
平成30年度	14,518	166	9,175	23,859
平成31年度	14,012	160	8,855	23,027
平成32年度	13,506	154	8,534	22,195
平成33年度	12,999	149	8,214	21,362

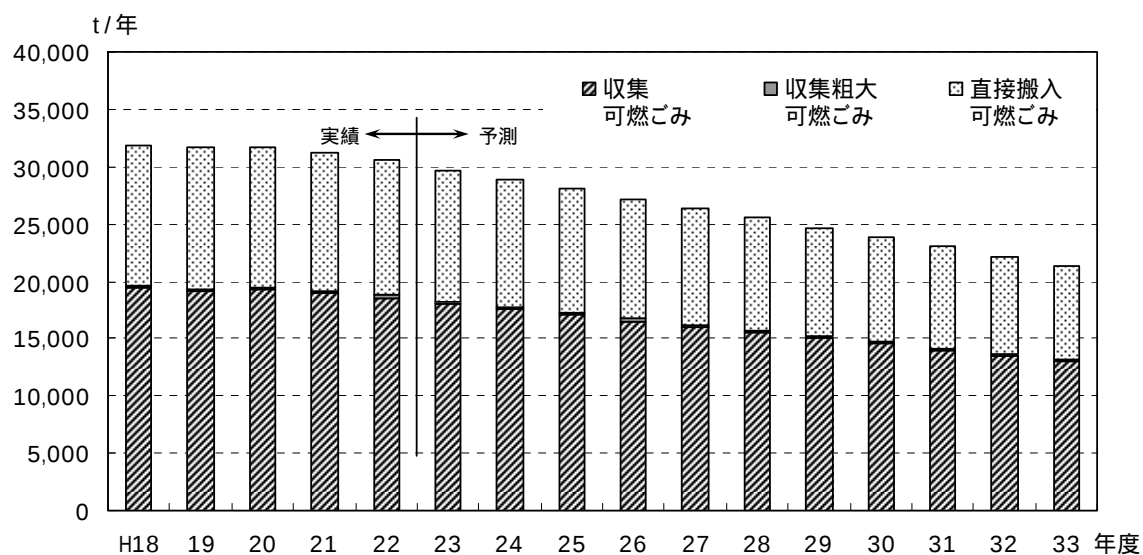


図 4-6 焼却処理量の見込みグラフ(減量化後)

2) 破碎・選別処理量の見込み

減量化後の破碎・選別処理量は表4-7に示したとおりで、平成28年度は5,120t、平成33年度は4,285tと見込まれます。

表4-7 破碎・選別処理量の見込み(減量化後)

(t/年)

	収集 不燃ごみ	収集粗大 不燃ごみ	直接搬入 不燃ごみ	破碎・選別 処理量
平成18年度	5,278	120	819	6,217
平成19年度	4,981	126	809	5,917
平成20年度	4,897	133	799	5,829
平成21年度	4,950	127	919	5,996
平成22年度	5,106	141	874	6,122
平成23年度	4,967	137	850	5,955
平成24年度	4,827	134	827	5,788
平成25年度	4,688	130	803	5,621
平成26年度	4,549	126	779	5,454
平成27年度	4,410	122	755	5,287
平成28年度	4,270	118	731	5,120
平成29年度	4,131	114	707	4,953
平成30年度	3,992	110	684	4,786
平成31年度	3,853	107	660	4,619
平成32年度	3,713	103	636	4,452
平成33年度	3,574	99	612	4,285

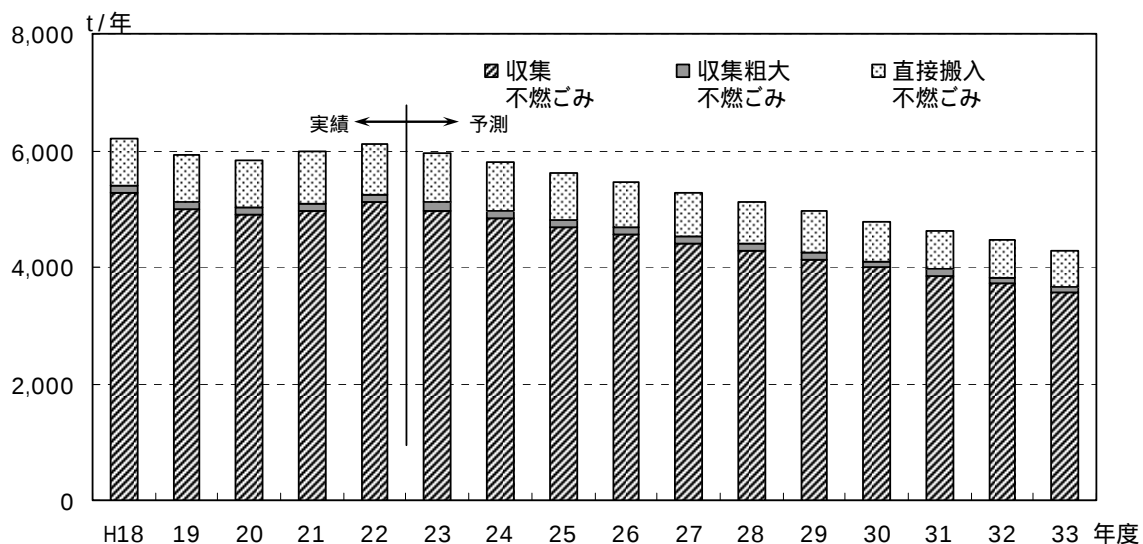


図4-7 破碎・選別処理量の見込みグラフ(減量化後)

3) 資源化処理量の見込み

減量化後に破砕・選別処理した後の資源化処理量の内訳は表4-8に示したとおりで、平成28年度は廃プラスチック以外の資源化が389t、廃プラスチックが1,642t、リサイクル展示品が13t、資源化不適物が3,076t、平成33年度は廃プラスチック以外の資源化が325t、廃プラスチックが1,374t、リサイクル展示品が11t、資源化不適物が2,575tと見込まれます。

表4-8 資源化処理量の内訳見込み(減量化後)

(t/年)

	破砕・選別 処理量	資源化 (廃プラ除く)	廃プラ 資源化	リサイクル 展示品	資源化 不適物
平成18年度	6,217	530	1,919	15	3,754
平成19年度	5,917	487	1,909	15	3,505
平成20年度	5,829	467	1,887	13	3,462
平成21年度	5,996	455	1,923	15	3,603
平成22年度	6,122	131	0	12	5,978
平成23年度	5,955	452	0	15	5,488
平成24年度	5,788	439	0	14	5,334
平成25年度	5,621	427	1,803	14	3,377
平成26年度	5,454	414	1,749	14	3,277
平成27年度	5,287	401	1,696	13	3,177
平成28年度	5,120	389	1,642	13	3,076
平成29年度	4,953	376	1,589	12	2,976
平成30年度	4,786	363	1,535	12	2,876
平成31年度	4,619	351	1,481	12	2,775
平成32年度	4,452	338	1,428	11	2,675
平成33年度	4,285	325	1,374	11	2,575
備考	按分方法	0.0759 (H21実績)	0.3207 (H21実績)	0.0025 (H21実績)	0.6009 (H21実績)

内訳は、平成21年度の実績割合を採用した。

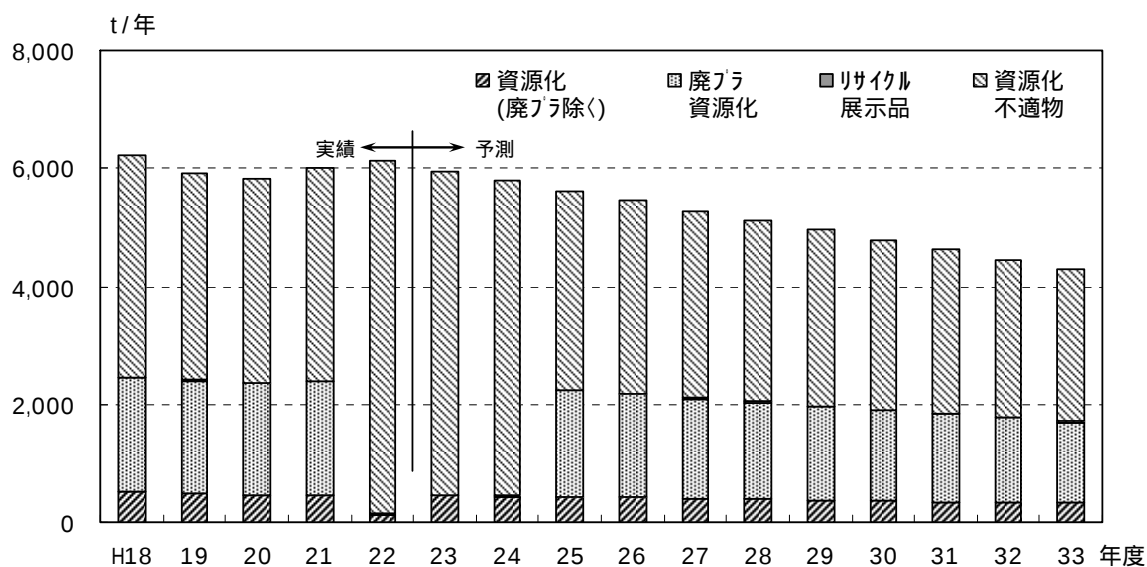


図4-8 資源化処理量の内訳見込みグラフ(減量化後)

4) 焼却残渣量の見込み

減量化後の焼却残渣量は表4-9に示したとおりで、平成28年度は2,681tと見込まれ、この内でエコセメント量は208tとなります。同じく平成33年度は2,244t、エコセメント量は174tとなります。

表4-9 焼却残渣量の見込み(減量化後)
(t/年)

	焼却対象量	焼却残渣量	エコセメント量
平成18年度	31,846	3,340	299
平成19年度	31,608	3,261	284
平成20年度	31,610	3,310	287
平成21年度	31,236	3,305	222
平成22年度	30,517	3,205	249
平成23年度	29,685	3,118	242
平成24年度	28,853	3,030	235
平成25年度	28,021	2,943	229
平成26年度	27,188	2,855	222
平成27年度	26,356	2,768	215
平成28年度	25,524	2,681	208
平成29年度	24,691	2,593	201
平成30年度	23,859	2,506	195
平成31年度	23,027	2,418	188
平成32年度	22,195	2,331	181
平成33年度	21,362	2,244	174
備考	按分方法	0.105 (H22実績)	0.077 (H22実績)

注1：焼却残渣量は平成22年度の実績から焼却対象量に対する割合を採用しています。

注2：エコセメント量は、平成22年度の焼却残渣量に対する実績割合を採用しています。

5) 総資源化量、再生利用率の見込み

減量化後の破砕・選別処理後の資源化、集団資源回収量、剪定枝等の資源化、エコセメント等の総資源化量及び再生利用率は表4-10に示したとおりで、平成28年度は総資源化量が13,506t、再生利用率が32.24%と見込まれます。平成33年度は総資源化量が12,423t、再生利用率が34.33%と見込まれます。

表4-10 総資源化量、再生利用率の見込み(減量化後)

(t/年)

	集団資源 回収量	資源化 (廃プラ除く)	廃プラ 資源化	リサイクル 展示品	剪定枝等 資源化	エコセメント量	総資源化量	再生利用率
平成18年度	9,785	530	1,919	15	3,310	299	15,858	31.00%
平成19年度	9,457	487	1,909	15	3,633	284	15,784	31.19%
平成20年度	8,888	467	1,887	13	4,095	287	15,637	31.01%
平成21年度	8,390	455	1,923	15	4,202	222	15,207	30.52%
平成22年度	8,118	131	0	12	4,232	249	12,742	26.01%
平成23年度	7,804	452	0	15	4,396	242	12,909	26.98%
平成24年度	7,529	439	0	14	4,470	235	12,688	27.20%
平成25年度	7,277	427	1,803	14	4,521	229	14,270	31.40%
平成26年度	7,048	414	1,749	14	4,563	222	14,010	31.66%
平成27年度	6,841	401	1,696	13	4,585	215	13,751	31.93%
平成28年度	6,646	389	1,642	13	4,608	208	13,506	32.24%
平成29年度	6,469	376	1,589	12	4,619	201	13,266	32.57%
平成30年度	6,308	363	1,535	12	4,625	195	13,038	32.94%
平成31年度	6,159	351	1,481	12	4,638	188	12,829	33.37%
平成32年度	6,022	338	1,428	11	4,638	181	12,618	33.82%
平成33年度	5,896	325	1,374	11	4,642	174	12,423	34.33%

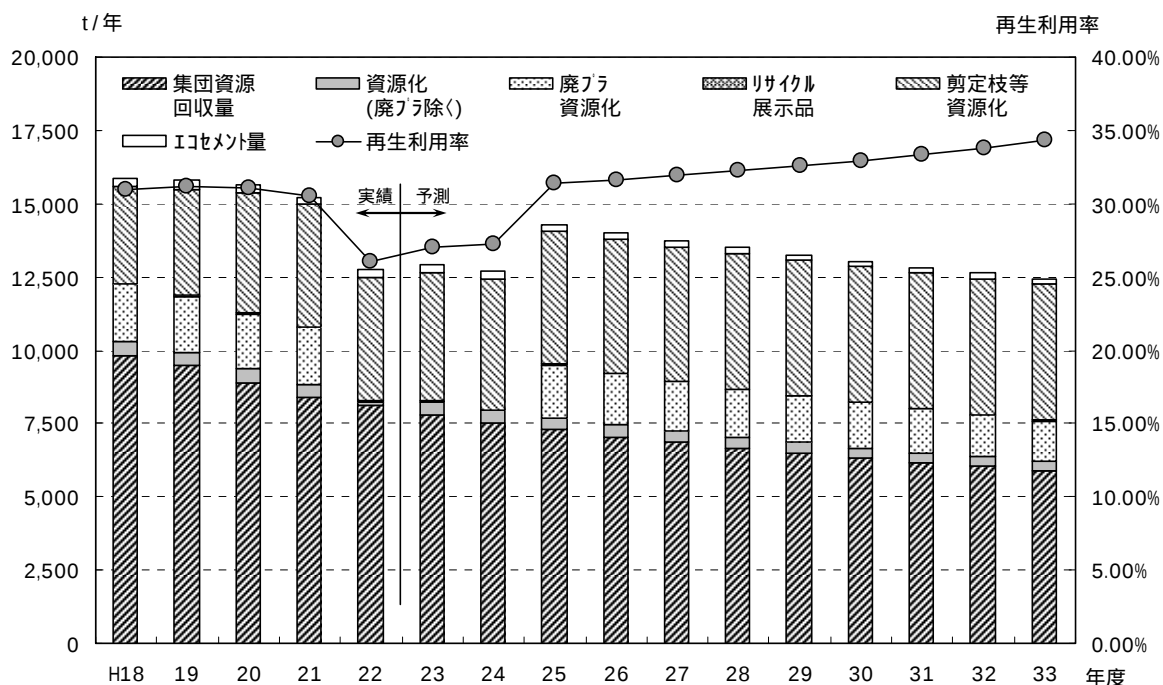


図4-9 総資源化量、再生利用率の見込みグラフ(減量化後)

6) 最終処分量の見込み

減量化後の最終処分量は表4-11に示したとおりで、平成28年度は5,548t、平成33年度は4,644tと見込まれます。

表4-11 最終処分量の見込み(減量化後)

(t/年)

	資源化 不適物	ＩＣセメント以外 の焼却残渣	最終処分量
平成18年度	3,754	3,041	6,795
平成19年度	3,505	2,977	6,482
平成20年度	3,462	3,023	6,485
平成21年度	3,603	3,083	6,686
平成22年度	5,978	2,956	8,934
平成23年度	5,488	2,875	8,363
平成24年度	5,334	2,795	8,129
平成25年度	3,377	2,714	6,092
平成26年度	3,277	2,634	5,910
平成27年度	3,177	2,553	5,730
平成28年度	3,076	2,472	5,548
平成29年度	2,976	2,392	5,368
平成30年度	2,876	2,311	5,187
平成31年度	2,775	2,230	5,005
平成32年度	2,675	2,150	4,825
平成33年度	2,575	2,069	4,644

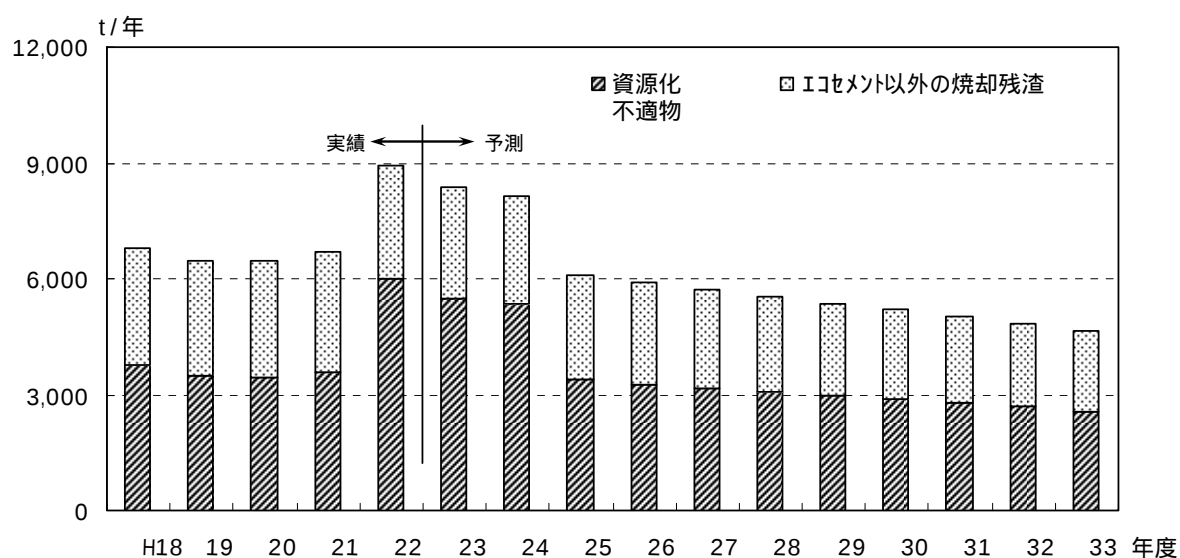


図4-10 最終処分量の見込みグラフ(減量化後)

(4) 目標値に対する結果のまとめ

減量化後の推計値を目標値と比較すると、次のようになります。

平成 28 年度において、平成 22 年度と比較すると総排出量は 14.5%減少、再生利用率は 6.2%増加、最終処分量は 37.9%減少することになります。また、平成 33 年度において、平成 22 年度と比較すると総排出量は 26.1%減少、再生利用率は 8.3%増加、最終処分量は 48.0%減少することになります。

項 目	平成 22 年度	平成 28 年度	平成 33 年度
総 排 出 量	48,989t	41,898t (14.5%減少)	36,185t (26.1%減少)
可燃	30,517	25,524	21,362
不燃	6,122	5,120	4,285
集団資源回収	8,118	6,646	5,896
剪定枝等	4,232	4,608	4,642
再 生 利 用 量	26.01%	32.24% (6.2%増加)	34.33% (8.3%増加)
最 終 処 分 量	8,934t	5,548t (37.9%減少)	4,644t (48.0%減少)

注 1 : () 内は、平成 22 年度比

3 . 焼却処理施設

(1) 焼却処理施設の規模

減量化後の焼却処理対象量は、平成 28 年度で 25,524t と見込まれます。これは、1 日に換算すると 69.93t/日となります。

新施設を建設する場合は全連続式となることから、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(社)全国都市清掃会議(H.11.8)に示しているように、年間の実稼働率は 280 日(年間停止日 85 日)を 365 で除して算出し、調整稼働率は 0.96 となっていることから、施設の規模は次のようになります。

・

$\begin{aligned}\text{施設規模} &= \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率} \\ &= 69.93(\text{t}) \div 280 / 365 \div 0.96 \\ &= 94.96 \sim 95(\text{t} / \text{日})\end{aligned}$ となります。
--

【資料 2】 廃棄物行政の歩み

年 号	国	市	事 項	
昭和 25 年(1950 年) 5 月	○	○	県内 8 番目の市として「野田市」誕生	
昭和 29 年(1952 年)		○	「清掃法」施行	
		○	清掃事業を直営事業として開始	
昭和 30 年(1955 年)		○	「野田市清掃条例」公布、衛生協力会発足	
昭和 31 年(1956 年)		○	共同ゴミ箱を順次撤廃	
○戦後の復興期 戦後、野田市のごみの収集は、何人かの民間の人達で行われていましたが、昭和 29 年の「清掃法」施行を契機に、野田市においても清掃事業を直営事業として実施することとなりました。 しかしながら、1960 年代までは市内の一部の地域（旧野田町と柳沢、宮崎、中根）でしたので、市がごみとして収集する量は、決して多いものではありませんでした。 昭和 32 年、上花輪太子堂に市の最初のごみ焼却炉が稼働開始されてからは、ごみの大半は焼却に切り替えられました。				
昭和 32 年(1957 年) 6 月	○	○	上花輪にじん芥焼却場完成	
昭和 40 年(1964 年)		○	ステーション方式の発端(100m に 1, 2 か所)	
		○	ポリバケツ定時収集方式開始	
昭和 43 年(1968 年)		○	三ツ堀に焼却場建設を決定	
昭和 44 年(1969 年)		○	ごみ収集無料化	
		○	焼却場建設特別委員会発足	
昭和 45 年(1970 年) 12 月		○	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布」 (同年 9 月施行)	
昭和 46 年(1971 年) 4 月	○	○	三ツ堀に焼却場完成	
○高度成長から石油ショックまで 大量生産・大量消費の時代が到来し、生活水準が高まったことから、野田市においても世帯当たりのごみの収集量が大幅に上昇しました。 昭和 46 年には三ツ堀の焼却場が稼働開始となりましたが、当時、全国的な傾向であった燃えないごみや粗大ごみが急増したことにより、ごみの分別が大きな問題となってきました。				
昭和 47 年(1972 年)		○	市内全域で不燃物収集を開始(月 1 回)	
昭和 49 年(1974 年)		○	収集方式の変更(一般ごみ週 2 回、不燃物週 1 回、粗大ごみ月 1 回)	
昭和 53 年(1978 年) 4 月		○	「野田市資源再生利用促進助成金交付要綱」施行	
昭和 56 年(1981 年) 7 月		○	資源再利用運動(リサイクル運動)の取組み決定	
	○	「野田市清掃施設建設に伴う環境整備等連絡調整会議設置規程」施行		

年 号	国	市	事 項
昭和 59 年(1984 年) 9 月	○	○	三ツ堀の現清掃工場試運転開始
昭和 60 年(1985 年) 7 月		○	「野田市清掃工場等環境保全協議会設置要綱」施行
平成 3 年(1991 年) 10 月		○	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正
平成 4 年(1992 年) 12 月		○	「野田市廃棄物減量等推進審議会条例」施行
平成 5 年(1993 年) 1 月		○	野田市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱(29 名)
		○	野田市廃棄物減量等推進審議会へ諮問
平成 6 年(1994 年) 5 月		○	野田市廃棄物減量等推進審議会から答申
平成 7 年(1995 年) 4 月		○	「野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」施行
	○	○	指定ごみ袋制度及び粗大ごみの有料化制度実施
6 月		○	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)制定公布(平成 9 年 4 月施行)
11 月		○	不燃物処理施設が三ツ堀に完成
○ ごみの減量化に向けた新たな取り組み 野田市の 1 人一日当たりのごみの排出量は、平成 6 年度には、近隣自治体より 20 % 以上も上回る約 1 k g ありました。市内の最終処分場が無くなり、市外の民間最終処分場に処分を委託していたため、ごみの減量化が最大の課題でした。 平成 7 年度に「指定ごみ袋制度導入」と「粗大ごみの有料化」を実施したことにより、大幅な減量化が図られました。			
平成 8 年(1996 年) 3 月	○	○	「野田市廃棄物減量基金の設置、管理及び処分に関する条例」施行
		○	「野田市廃棄物減量等推進員会議設置要綱」施行
4 月		○	野田市廃棄物減量等推進員制度を導入(171 名)
		○	ごみ減量努力に対する報奨制度(トレペ交換)開始
平成 9 年(1997 年) 6 月		○	粗大ごみ戸別収集手数料改定(500 円→520 円)
平成 10 年(1998 年) 4 月		○	搬入手数料の改定(10kgまで無料、10kgまで毎に 150 円)
		○	「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)公布(平成 13 年 4 月施行)
		○	「野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付規則」施行
10 月		○	「野田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」施行

年 号	国	市	事 項
平成 12 年(2000 年) 4 月	○		「容器包装リサイクル法」完全施行
		○	船形に「野田市堆肥センター」が稼働
		○	みどりの収集受付開始
6 月	○		「循環型社会形成推進基本法公布」 (平成 13 年 1 月完全施行)
平成 13 年(2001 年) 4 月	○		「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用 促進法)完全施行
	○		「家電リサイクル法」完全施行
	○		家電 4 品目を粗大ごみから除外
	○		「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」 (グリーン購入法)完全施行
12 月	○		廃棄物減量等推進員(地区代表者)による市内不法投棄 パトロール開始
平成 14 年(2002 年) 3 月	○		野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)策定
5 月	○		「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設 リサイクル法)完全施行
平成 15 年(2003 年) 3 月	○		「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用 促進法)の省令改正 家庭系パソコンがメーカー等によるリサイクル対象に追 加
平成 15 年(2003 年) 6 月	○		野田市と関宿町が合併。人口 153,353 人。 面積 103.54 平方キロメートルの新「野田市」誕生
	○		ごみ出しルールは野田市方式を採用
	○		「野田市関宿クリーンセンター公害対策基金条例」施行
	○		「野田市清掃工場等環境保全協議会設置条例」施行
○関宿町との合併 平成 15 年 6 月、旧関宿町との合併により、野田市には、可燃ごみの焼却施設が清掃工場と関宿クリーンセンターの 2 か所となりました。 なお、合併時の調整により、旧関宿区域については、可燃ごみは従来通り関宿クリーンセンターで処理し、不燃ごみは野田市不燃物処理施設にて処理することとなりました。			

年 号	国	市	事 項
平成 16 年(2004 年)		○	野田市ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業の開始
		○	不法投棄監視システム(監視カメラ設置)開始
平成 17 年(2005 年)	○		「自動車リサイクル法」完全施行
		○	臨時資源回収所設置(市内 2 か所)
平成 18 年(2006 年)	○		「改正容器リサイクル法」公布
	○		「改正容器リサイクル法」一部施行、新基本方針公表、判断基準省令公布
平成 19 年(2007 年)		○	粗大ごみ処理券、市内 60 店舗で販売開始
	○		「改正食品リサイクル法」公布
	○		「改正食品リサイクル法」施行、基本方針公表、判断基準等省令公布
平成 20 年(2008 年)		○	関宿クリーンセンターの裁判和解成立 (平成 26 年 7 月 14 日稼働停止)
平成 21 年(2009 年)		○	中里工業団地の工場跡地を新清掃工場建設予定地に選定し、地元中里上自治会役員に説明(以降、説明会や話し合いを開始)
○新清掃工場建設に向けて 稼働期限が地元との和解により平成 26 年 7 月までとなっている関宿クリーンセンターと、老朽化による建て替えが早晚必要となる清掃工場について、両者を一体整備する新清掃工場の建設は、市の喫緊の課題となりました。 そこで、市は、平成 21 年 1 月、中里工業団地の工場跡地を建設予定地に選定し、地元自治会に建設に対する理解を求めるため、説明会や話し合いを開始しました。			
平成 22 年(2010 年)		○	空き缶回収機、市内 4 か所新機種に移行
		○	三ツ堀の不燃物処理施設稼働停止
		○	不燃物仮置場稼働開始
		○	目吹 1 区自治会と新不燃物処理施設建設に関する協定書締結
平成 23 年(2011 年)		○	中里工業団地の工場跡地を一度白紙撤回、当地区も含めた市内全域からの新清掃工場建設候補地の選定に方針転換
		○	「野田市新不燃物処理施設建設工事請負契約の締結」議案可決(平成 25 年 4 月稼働予定)

年 号	国	市	事 項
平成 23 年 (2011 年) 7 月 8 月 10 月		○ ○ ○	「野田市新清掃工場建設候補地選定審議会条例」施行 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会委員委嘱 32 名 (委嘱後 1 名辞任) 第 1 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会開催 新不燃物処理施設、建設工事着手
○野田市新清掃工場建設候補地選定審議会スタート 建設予定地の地元自治会から理解が得られなかったことから、平成 23 年 1 月、市は現候補地を一度白紙撤回し、市内全域から改めて新清掃工場の建設候補地を選定していくこととしました。 そこで、全市民の見地から候補地選定を行うため、「野田市新清掃工場建設候補地選定審議会」を設置し、市は審議会に対し、建設候補地として最適な土地の選定のほか、選定に必要な選定基準や処理方式などを諮問しました。			

【資料３】 土地利用状況

(１) 野田市の概況

１) 土地利用の状況

面積

面 積 １０３．５４ ｋ ㎡ (平成２３年４月１日現在)

都市計画区分

(平成２３年４月１日現在)

区 分	野田都市計画区域	
	面積 (ｋ ㎡)	比率 (%)
市街化区域	約 ２ ３ ． ９ ９	約 ２ ３ ． １ ７
第一種低層住居専用地域	約 ７ ． ３ ３	約 ７ ． ０ ８
第二種低層住居専用地域	約 ０ ． ０ ６	約 ０ ． ０ ６
第一種中高層住居専用地域	約 ４ ． ２ ４	約 ４ ． １ ０
第二種中高層住居専用地域	約 ０ ． １ ９	約 ０ ． １ ８
第一種住居地域	約 ４ ． ６ ６	約 ４ ． ５ ０
第二種住居地域	約 １ ． ０ ９	約 １ ． ０ ５
準住居地域	約 ０ ． ３ ４	約 ０ ． ３ ３
近隣商業地域	約 ０ ． ６ ８	約 ０ ． ６ ５
商業地域	約 ０ ． ２ ８	約 ０ ． ２ ７
準工業地域	約 １ ． ２ ３	約 １ ． １ ９
工業地域	約 １ ． ５ ４	約 １ ． ４ ９
工業専用地域	約 ２ ． ３ ５	約 ２ ． ２ ７
市街化調整区域	約 ７ ９ ． ５ ５	約 ７ ６ ． ８ ３
合 計	約 １ ０ ３ ． ５ ４	

地目別面積

区分			非課税地積（㎡）	評価総地積（㎡）	合計（㎡）	（％）
田	一般田		-	13,161,625	13,161,625	12.7%
	宅地介在田		-	36,332	36,332	0.0%
畑	一般畑		-	17,191,407	17,191,407	16.6%
	宅地介在畑		-	1,152,368	1,152,368	1.1%
宅地	住宅用地	小規模住宅	-	8,811,306	8,811,306	—
		一般住宅	-	5,686,949	5,686,949	—
	商業地等（非住宅用地）		-	8,358,556	8,358,556	—
	計		1,067,830	22,856,811	23,924,641	23.1%
	池沼		89,188	211,965	301,153	0.3%
山林	一般山林		280,652	4,979,368	5,260,020	5.1%
	宅地介在山林等		41,507	484,014	525,521	0.5%
原野			21,650	105,309	126,959	0.1%
雑種地	ゴルフ場の用地		183,669	4,275,124	4,458,793	—
	遊園地等の用地		-	107,027	107,027	—
	鉄軌道用地		7,521	243,715	251,236	—
	その他の雑種地		870,102	5,819,749	6,689,851	—
	計		1,061,292	10,445,615	11,506,907	11.1%
その他			30,353,067	-	30,353,067	29.4%
合計			32,915,186	70,624,814	103,540,000	100%

資料：課税課（平成22年1月1日現在）

2011.12.16

松島高士

A 全体を通じ平明な文章となっていて良い。

できればポイントとなる部分はゴシックにした方がよい。また市民に親しみよい紙面となるよう、レイアウトに変化を持たせてほしい。なじみの薄い用語は囲み記事として解説する。

B P 1 6 ~ P 2 2 について

新清掃工場の建設、生ごみ減量、紙類分別はとりわけ大きなテーマなので、記述量を増やした方がよい。

「１．現行計画の評価」は過去の実績値なのでこれは未来に向けての「野田市におけるごみ処理の課題」ではないため独立させて、「第３節 現行計画の評価」とし、以降の「２．本市におけるごみ処理の課題」を「第４節 野田市におけるごみ処理の課題」とする。

（１）から（１１）までの項目は重要な項目から並べた方がよい。

「２）リサイクルフェア等再利用活動の活性化」は「（９）リサイクル展示場の利用促進」と同列と考える。

以上の観点から該当ページの項目順序等を次のように提案します。

（１）新清掃工場及び新不燃物処理施設の建設

（２）可燃ごみ対策

１）多量の水分である生ごみ対策

「水切り」はあるが「堆肥化」についてはふれていない。なぜか
コンポストの普及促進 ←（７）家庭系生ごみ堆肥化装置の導入促進
堆肥化施設の整備・拡充 ←（８）
リサイクルループの構築 P 2 8 より

質問 1

２）資源となる紙類の分別

３）ルール違反の混入不燃ごみ対策

（３）分別の徹底～みんなのマニュアル「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底

←（２）市民意識の向上

（４）事業系ごみ(35パーセントを占める)の発生抑制対策

（５）廃棄物減量等推進員と自治会の連携

（６）リサイクルの促進

１）リサイクル展示場の利用促進

２）リサイクルフェア等の活性化

（７）不法投棄の撲滅

監視カメラの設置も入れる。

（８）ごみ出し困難者支援 ←（１１）高齢者世帯等に対する配慮

C P 2 5 基本方針チャートについて

2) コンポスト利用者との連携・・・リサイクルループはコンポスト利用者のみとの連携とは限らないと考える。

(11) 資源回収業者の育成・・・ここでの資源回収業者とは再資組合以外の業者も含むのか。育成というのは例えばどのような方法があるのか。

質問 2

2) 環境美化を実践した児童・生徒への表彰制度等の設立

「環境美化を実践した児童・生徒への表彰等」・・・制度や設立は大げさ。

(6) 生ごみ処理施設整備 は (6) 生ごみのリサイクル に入れる。

D P 2 8 について

4) 家庭におけるコンポスト等、生ごみ処理の普及拡大

「・・・処理機種ごとに一部の家庭の協力を求め、生ごみの減量効果等を検証します」

「・・・有機野菜等との交換制度などの検討・・・」

これらは意見として出たかも知れないが、決めた記憶がない。

E P 2 9 について

20行目 炭素型社会づくり 「低炭素型社会づくり」

F P 3 2 「本市における将来ごみ排出量の目標」について

目標値を示す表に現状維持の欄があるのは紛らわしい。しかしあえて載せるのならその説明を要する。

「可燃ごみ＋不燃ごみ（粗大ごみを除く）」を大きく付記する。

中間目標年度、目標年度ともに減量目標率（16.3%減、30.0%減）も付記する。

【削減目標の設定】記事に「中間目標年度（平成28年度）の目標削減率は16.3%」を入れる。

G P 3 3 「表4-3-2 目標値に対する結果のまとめ」について

減量目標対象は可燃ごみと不燃ごみであるから以下を加える。

平成28年度 合計30,644t 16.3%減

平成33年度 合計25,647t 30.0%減

集団資源回収の減量率（平成28年度18.1% 平成33年度27.4%となる）

の予測根拠は？

質問 3

剪定枝等の増加率（平成28年度9% 平成33年度9.4%となる）の予測根拠は？

質問 4

再生利用量の予測率の説明を。

質問 5

最終処分量は可燃ごみ＋不燃ごみを30%減量達成することで、48.0%の減量につながるかと理解してよいのか？

質問 6